

第五次 子どもプラン武蔵野

令和 2 (2020) 年度～令和 6 (2024) 年度

令和 2 年 3 月

武蔵野市

はじめに

このたび、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第五次子どもプラン武蔵野」を策定しました。第六期長期計画に基づく本プランは、子どもが希望を持ち健やかに過ごし、また子育て家庭が安心して地域で子育てを行うことができる「子ども・子育てを応援するまち」の実現を目指し策定したものです。

全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければなりません。近年、家族構成や就労・経済状況の変化等を背景に、子育てニーズは多様化・複雑化しています。子どもが基本的人権を持つ存在であり、子どもの最善の利益を第一に考えることを前提として、家庭や学校や地域、あらゆる場面において、子どもの命を守り、育まなければなりません。しかしながら現実には、虐待やいじめや事故などで、子どもの命が奪われる、痛ましく目を覆いたくなるような事件も全国で相次いでいます。今を生きる子どもが未来に向かって健やかに成長することができるよう、関係部署及び関係機関等と連携し、必要な体制整備を行っていきます。

子どもは、まちにとって未来であり、まちの希望であり、活力の源であるとの認識に立ち、「子ども・子育てを応援するまち」を実現するためには、地域社会全体で子どもと子育て家庭を見守り、支えていくことが必要です。保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制を整備していきます。また、地域における様々な主体による子育て支援のさらなる充実を図るとともに、引き続き保育所等の整備を進め、子どもを持つ家庭が希望する保育施設に入所できるための施策を推進し、より子育てのしやすいまちを目指していきます。

これまで市では、子どもプラン武蔵野を策定し、基本理念や基本的考え方において、目指すべき社会の実現に向けた考えを示してきました。この間の子どもプラン武蔵野に基づく計画的な市政運営を評価しつつ、さらに未来にわたって子どもの尊厳と権利が尊重され、行政や学校、家庭や地域における各々の役割を明確化するために、子どもの人権について、条例化していく必要性を強く感じており、本プランにおいて検討していきます。

本プラン策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て会議の役割を担う、子どもプラン推進地域協議会の意見を踏まえ検討を行ってきました。また、各種市民アンケート調査のほか、子育て関係団体、中高生世代を対象としたワークショップ、市民ヒアリング等を実施するとともに、中間報告を公開して、パブリックコメントを募集し、多くの方の意見を反映して策定いたしました。

今後、関係機関や市民の皆さまと連携・協力しながら本プランに掲げた事業を着実に実施できるよう努めていきます。さらなるご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本プランを策定するにあたりご意見をいただきました、市民・関係者の皆さまに、心より御礼申し上げます。



令和2年3月

武蔵野市長

松下 玲子

第五次子どもプラン武蔵野 目次

第1章 計画策定の主旨

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 計画策定の経緯	3
6 計画の点検・評価	5

第2章 計画の基本理念と基本的な考え方

1 計画の基本理念	6
2 計画の基本的な考え方（第六期長期計画の施策の大綱より）	7
3 施策の体系	8

第3章 第四次子どもプランの実績と市の子ども・子育て家庭の現状

1 第四次子どもプラン武蔵野の実績評価	9
2 子どもの状況	15
3 将来人口推計	20

第4章 子ども・子育て支援の具体的な展開

ページの見方・凡例	22
基本施策1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり	23
施策 1-1 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備	23
施策 1-2 それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援	27
施策 1-3 児童虐待の未然防止と対応力の強化	32
施策 1-4 妊娠期からの母子保健（ゆりかごむさしの）事業の推進	35
基本施策2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援	39
施策 2-1 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化	39
施策 2-2 希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上	43
施策 2-3 地域子ども館事業の充実	46
施策 2-4 子どもの医療費助成の拡充	48
施策 2-5 ライフステージの特性に応じた食育の推進	49
施策 2-6 子ども・子育て支援施設のあり方検討	52

基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実	55
施策3-1 まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進	55
施策3-2 保育人材等の確保と育成	57
施策3-3 子ども・子育てを支える地域の担い手の育成	59
施策3-4 子どもに安全・安心なまちづくり	61
基本施策4 子どもの「生きる力」を育む	63
施策4-1 「生きる力」を育む幼児教育の振興	63
施策4-2 青少年健全育成事業の充実	65
施策4-3 子どもの体験・学習機会の充実	68
施策4-4 全ての学びの基盤となる資質・能力の育成	71
施策4-5 多様性を認め合い市民性を育む教育	74
施策4-6 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	76
施策4-7 不登校対策の推進と教育相談の充実	78
基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備	80
施策5-1 教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求	80
施策5-2 質の高い教育を維持するための人材の確保と育成	82
施策5-3 学校と地域との協働体制の充実	84
施策5-4 学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保	86
別表1 計画期間における目標事業量（ニーズ量の見込みと確保方法）	89
別表2 子ども・子育て支援施設一覧	91

参考資料

資料1 武蔵野市子ども施策推進本部設置要綱	94
資料2 武蔵野市子ども施策推進本部委員名簿	97
資料3 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例	98
資料4 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会傍聴要領	100
資料5 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会委員名簿	101
資料6 第五次子どもプラン武蔵野策定のあゆみ	102
資料7 用語説明	104
資料8 第五次子どもプラン武蔵野施策体系図（事業一覧）	115

※資料7に用語説明を掲載している用語には、* の記号を付けています。

1 計画策定の背景

平成6年の「エンゼルプラン」をはじめ、国はこれまで様々な少子化対策を推進してきました。平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法*」を制定し、平成17年度からの10年間にわたる行動計画を地方公共団体や企業に義務付け、社会全体による次世代育成支援が進められました。

平成27年4月からは、子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、「子ども・子育て支援新制度*」が始まりました。この制度は、質の高い幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援事業の量の拡充と質の向上を図るとともに、全ての子どもや子育て家庭が必要な支援を受けることができるよう環境整備を進めることを目指しています。

しかしながら、国の総人口は依然として減少傾向にあり、少子化は、未婚率の上昇と晩婚・晩産化、ライフスタイルや価値観の多様化、経済状況等、様々な要因から進行しています。

また、子どもと子育てをめぐる環境も、共働き家庭の増加や核家族化、親のライフスタイルの変化、地域とのつながりの希薄化、ゲーム機やスマートフォンの普及等により、著しく変化し続けています。子どもの貧困や虐待、いじめ等、子どもを取り巻く諸問題も顕在化しています。

一方、本市では、人口増加の傾向が続いており、子どもの人口についても、これからさらに増加することが予想されます。これまでの子ども・子育て支援の取組みをよりいっそう充実させるとともに、子どもと子育て家庭を取り巻く諸問題に対応するための、新たな取組みも求められています。

子どもたちは、まちの未来です。子どもがこの武蔵野市でそれぞれの個性をひらき、のびのびと育つことによって、まちが未来へと続いていきます。子どもが基本的人権を持つ存在であること、子どもの最善の利益*を第一に考えることを前提として、子ども自身が、一人ひとりかけがえのない存在として認められ、各人の個性を尊重された成長・発達ができるように支援し、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備します。

2 計画の位置付け

本プランは、武蔵野市第六期長期計画の分野別アクションプラン（実施計画）として策定するものです。第六期長期計画の「子ども・教育」分野だけでなく、「健康・福祉」や「平和・文化・市民生活」、「緑・環境」、「都市基盤」等の分野も含め、子どもに関わる全ての施策・事業を計画に取り込むとともに、第六期長期計画では書き込みのない、既に実施されている施策・事業も含めた計画としています。

また、法律に基づく以下の計画についても、本計画に包含して策定しています。

- ・「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・「改正次世代育成支援対策推進法*」に基づく「市町村行動計画（後期）」
- ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策についての計画」
- ・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（自立促進計画）」

3 計画の期間

本プランの計画期間は、令和2年度を初年度とする令和6年度までの5か年です。
上位計画である長期計画や関連する主な個別計画の計画期間は以下のとおりです。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
第五期長期計画・調整計画								
		第六期長期計画						
						第六期長期計画・調整計画		
公共施設等総合管理計画								
		第二期公共施設等総合管理計画						
第四次子どもプラン武蔵野		第五次子どもプラン武蔵野					第六次子どもプラン武蔵野	
第二期学校教育計画		第三期学校教育計画					第四期学校教育計画	
		学校施設整備基本計画						
第三次男女 共同参画計画	第四次男女平等推進計画					第五次男女平等推進計画		
第3期健康福祉総合計画・第5期地域福祉計画						第4期健康福祉総合計画・ 第6期地域福祉計画		
障害者計画・第5期障害福祉計画 (※障害児福祉計画を含む)			障害者計画・第6期障害福祉計画 (※障害児福祉計画を含む)			障害者計画・第7期障害福祉計画 (※障害児福祉計画を含む)		
第4期健康推進計画・食育推進計画						第5期健康推進計画・ 第2期食育推進計画		
生涯学習計画		次期生涯学習計画						
スポーツ振興計画一部改訂				次期スポーツ振興計画				
図書館 基本計画	第2期図書館基本計画							

4 計画の対象

本プランは、武蔵野市に在住、在勤または在学する18歳までの全ての子どもと子育て家庭を対象とするほか、妊娠中の方やそのご家庭、地域で子育て支援活動を行っている市民・団体を対象としています。

5 計画策定の経緯

平成13年度を初年度とする「子育てプラン武蔵野」は、『『子育ては楽し』委員会提言』（平成11年3月）と「武蔵野市地域児童育成基本計画」（平成12年3月）に基づき、第三期長期計画第二次調整計画の実施計画として平成12年12月に策定しました。

「第二次子どもプラン武蔵野」は、これらの計画・提言の考え方を継承し、上位計画である第四期基本構想・長期計画の考え方と施策の体系を計画の柱として据えるとともに、平成13年以降に策定・報告がなされた各種計画、委員会の報告、各種アンケート調査結果等を踏まえて策定を行いました。

「第三次子どもプラン武蔵野」は、上位計画である第四期長期計画・調整計画や関連する健康福祉総合計画、学校教育計画等の各種計画、委員会の報告等を踏まえ、多様な市民参加を得て、策定過程を公開しながら策定に取組みました。

「第四次子どもプラン武蔵野」は、上位計画である第五期長期計画の考え方に基づき、長期計画の基本施策を基本目標として体系的に整理しました。関連する各種計画や委員会報告等のほか、多様な市民参加を得るため、各種ヒアリングや無作為により抽出した保護者・中高生世代を対象としたワークショップ等も新たに実施しました。

本プランについては、上位計画である長期計画と同時期に策定するため、基本施策のほか、各施策、事業についても、長期計画の内容に基づいて整理しており、その上で、個別計画として、長期計画には記載のない施策、事業についても記載しています。策定にあたっては、下記のとおり、市の子ども施策推進本部で作業を行うとともに、子どもや子育てに関わる当事者の声を取り入れるための取組みを実施しました。

（1）子ども施策推進本部

子ども施策を効果的かつ戦略的、総合的に推進するため、庁内の横断的組織として設置した子ども施策推進本部において、「第四次子どもプラン武蔵野」の進行管理や本プランの策定作業を進めました。

（2）子どもプラン推進地域協議会

「次世代育成支援対策推進法*」に基づく子どもプラン推進地域協議会については、平成25年4月より「子ども・子育て支援法」で定められた市町村子ども・子育て会議として位置付け、平成26年9月には設置の根拠を要綱から条例に変更しました。

「第四次子どもプラン武蔵野」の点検・評価を行うほか、市町村子ども・子育て支援事業計画や市町村後期行動計画を包含した本プランの策定にあたっては、アンケート調査結果や計画案の検討等を議題として協議しました。協議会には、公募の市民委員2名が参加しています。

（3）子どもプラン推進地域協議会の公開

市報や市のホームページで協議会の開催を周知し、会議を公開しました。あわせて会議資料や議事要録を市のホームページに掲載しています。

（4）ワークショップ、市民意見交換会の開催

計画策定にあたり、より広く市民の意見を聞くために、各種ワークショップや市民意見交換会を開催しました。平成30年12月に子育て関係団体等で構成される「子育てひろばネットワークワーク

ショップ」を実施したほか、平成29年度から30年度にかけて4クールにわたって実施された中高生世代広場では、中高生当事者の声を聞くための各種ワークショップを開催しました。また、令和元年11月には市民と子育て関係団体向けの市民意見交換会を計3回行いました。

(5) 中間報告のパブリックコメントの実施

令和元年11月に中間のまとめの概要を市報に掲載（市のホームページには全文掲載）、冊子の配布により市民に公表しました。市民からの意見をEメール、ファックス、郵便等で募集し、寄せられた市民意見を参考に修正を加え、計画を策定しました。また、パブリックコメントの意見に対する市の対応方針については、市ホームページで公開しています（ページ下部の二次元コードからアクセスできます）。

(6) アンケート調査の実施

子育て家庭や青少年、ひとり親、児童生徒の実態・意識等を把握し、より適切で効果的な施策を検討するため、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」、「青少年に関するアンケート調査」、「ひとり親家庭アンケート調査」、「子ども生活実態調査」を実施しました。調査結果は、子ども施策推進本部、子どもプラン推進地域協議会に報告するとともに、それらのデータは、今後の事業を検討するための参考資料としました。調査状況は下記のとおりです。各アンケート調査の詳細な報告書については、市ホームページで公開しています（ページ下部の二次元コードからアクセスできます）。

調査名	調査時期	配布数	有効回答数 (回収率)
子ども・子育て支援に関する アンケート調査（就学前児童）	平成30年10月	1,400人	768人 (54.9%)
子ども・子育て支援に関する アンケート調査（小学生児童）	平成30年10月	1,200人	682人 (56.8%)
青少年に関する アンケート調査	平成30年10月	1,234人	1,204人 (97.6%)
ひとり親家庭 アンケート調査	平成30年8月	657人	279人 (42.5%)
子ども生活実態調査 (児童・生徒)	平成30年6～7月	2,471人	2,378人 (96.3%)
子ども生活実態調査 (保護者)	平成30年6～7月	2,318人	2,078人 (89.6%)

※巻末に参考資料として、本プランの策定のあゆみを掲載しています（P.102）。また、パブリックコメントへの対応方針や、各アンケート調査の報告書など、関連する資料については、市ホームページに掲載しています（http://www.city.musashino.lg.jp/shisei_joho/sesaku_keikaku/kodomokateibu/1023869.html）。

市ホームページへは右の二次元コードからもアクセスできます。



6 計画の点検・評価

(1) 子どもプラン推進地域協議会による点検・評価

本プランの推進にあたっては、子どもプラン推進地域協議会の意見を聞きながら進めます。協議会は、年度ごとに計画の実施状況等について点検・評価を行い、必要に応じて改善を促します。協議会による点検・評価の結果については、毎年ホームページ等で公表し、改善等の必要な措置を講じます。

(2) アンケート調査の実施

本プラン全体の評価を行うため、平成30年度に実施した各種アンケート（前頁参照）について、5年後をめどに再度調査を実施します。各アンケートの結果については、項目ごとに前回調査との比較を行い、本プランの推進による効果の測定を行うとともに、次期プランの策定に活かします。



中高生世代広場（平成29年度）



中高生世代広場（平成30年度）



武蔵野市子育てひろばネットワーク ワークショップ



各種アンケート調査報告書

1 計画の基本理念

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在として認められ、各人の個性が尊重された成長・発達過程が等しく保障されるべきです。

武蔵野市は、子どもと子育て家庭を支え、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、子どもと子育てを応援するまちの実現を目指します。

(1) 子どもの最善の利益*を尊重する社会の実現

子どもは社会の希望であり、子どもと子育て家庭への支援は未来への投資です。子どもの最善の利益を尊重し行動する社会を目指します。経済的、家庭的環境に左右されず、一人ひとりの個性が尊重されるよう、子ども自身のニーズを重視した施策を展開し、未来ある子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくりを進めます。

(2) 子どもを安心して産み育てられる社会の実現

父母・保護者には子育てについての第一義的責任があるという基本的認識の下に、行政や教育・保育・子育て支援施設、地域団体・NPOなどが連携・協力して、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行う社会的責任を果たし、安心して産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進めます。

(3) 子ども・子育てを応援するまちの実現

次代を担う子どもたちを健全に育成することを地域社会全体で共有することが必要です。市民、企業や店舗、子ども・子育て関係団体など、多様な主体による事業を展開し、地域社会全体で子どもと子育てを応援するまちの実現を目指します。

(4) 子どもの「生きる力*」を育む

子どもは、様々な環境と関わり、経験を積み重ねることで、身近な社会生活、生命及び自然に対する興味が養われ、「生きる力」を身に付けます。

子どもが、遊びや体験を含めた様々な学びにより、新しい時代に必要となる資質・能力を育み、自ら課題に気づき、他者と協働しながら課題を解決していく力を身に付けられるよう、多様な施策を推進します。

2 計画の基本的な考え方（第六期長期計画の施策の大綱より）

1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長が保障されなければならない。子どもたちが希望を持ち、健やかに過ごせるよう、それぞれの子どもと子育て家庭に対するきめ細かで切れ目のない支援を行う。

2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

父母・保護者が子育てを適切に行えるよう、教育・保育・子育て支援施設、地域団体・NPO等と連携し、協力して、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、子育てしやすいまちづくりを進める。

3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

次代を担う子どもたちを健全に育成するという目標を地域社会全体で共有し、実践していくため、市民、企業や店舗、子ども・子育て関係団体等、多様な主体による事業を展開するとともに、保育人材や地域の担い手等の確保・育成を推進する。

4 子どもの「生きる力*」を育む

子どもの多様性を尊重し、子ども自身が遊びや体験を含めた様々な学びにより、自ら課題に気づき他者と協働しながら課題を解決する力など、新しい時代に必要となる資質・能力や、個に応じた自信と生涯にわたって続く学ぶ意欲を育むよう、多様な施策を推進する。

また、子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、指導及び相談支援の体制を充実させる。

5 教育環境の充実と学校施設の整備

多様化する教育ニーズに応えるために、教員が教育に注力し、子どもと向き合うための時間を確保する。また、学校と地域とが一体となって子どもの成長を支えることができるよう、協働体制をより充実させる。

一方、学校施設の老朽化が進み、市立小中学校は更新時期を迎えるため、人口動態も踏まえた長期的な視野に立ち、整備を進めていく。

本プランでは、上記の基本的な考え方を施策の体系における5つの基本施策として位置付けます（次頁参照）。

3 施策の体系

基本施策1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

施策 1-1	子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備	P.23
施策 1-2	それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援	P.27
施策 1-3	児童虐待の未然防止と対応力の強化	P.32
施策 1-4	妊娠期からの母子保健（ゆりかごむさしの）事業の推進	P.35

基本施策2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

施策 2-1	多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化	P.39
施策 2-2	希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上	P.43
施策 2-3	地域子ども館事業の充実	P.46
施策 2-4	子どもの医療費助成の拡充	P.48
施策 2-5	ライフステージの特性に応じた食育の推進	P.49
施策 2-6	子ども・子育て支援施設のあり方検討	P.52

基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

施策 3-1	まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進	P.55
施策 3-2	保育人材等の確保と育成	P.57
施策 3-3	子ども・子育てを支える地域の担い手の育成	P.59
施策 3-4	子どもに安全・安心なまちづくり	P.61

基本施策4 子どもの「生きる力」を育む

施策 4-1	「生きる力」を育む幼児教育の振興	P.63
施策 4-2	青少年健全育成事業の充実	P.65
施策 4-3	子どもの体験・学習機会の充実	P.68
施策 4-4	全ての学びの基盤となる資質・能力の育成	P.71
施策 4-5	多様性を認め合い市民性を育む教育	P.74
施策 4-6	一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	P.76
施策 4-7	不登校対策の推進と教育相談の充実	P.78

基本施策5 教育環境の充実と学校施設の整備

施策 5-1	教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求	P.80
施策 5-2	質の高い教育を維持するための人材の確保と育成	P.82
施策 5-3	学校と地域との協働体制の充実	P.84
施策 5-4	学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保	P.86

※個別の事業まで含めた詳細な体系図については、巻末の参考資料8（P.115）をご覧ください。

1 第四次子どもプラン武蔵野の実績評価

(1) 基本目標についての実績と評価

基本目標1 子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援

子どもが健やかに育ち、力強く成長できるよう、子育て家庭に対して総合的な支援を行う必要があります。

家庭の教育力や子育て力の向上を図るため、「家庭教育支援講演会」及び「親支援講座」を実施しました。心身に何らかの障害のある子どもや家庭に対する支援が、ライフステージの節目で途切れることのないよう、庁内関係各課の連携による望ましい支援体制について検討を重ねています。また、ひとり親家庭等住宅費助成事業や義務教育就学児医療費助成事業の通院一部負担助成等の市が独自に行っている助成は、子育て家庭の経済的課題及び利用状況並びに他自治体の動向を鑑み、継続実施することとしました。

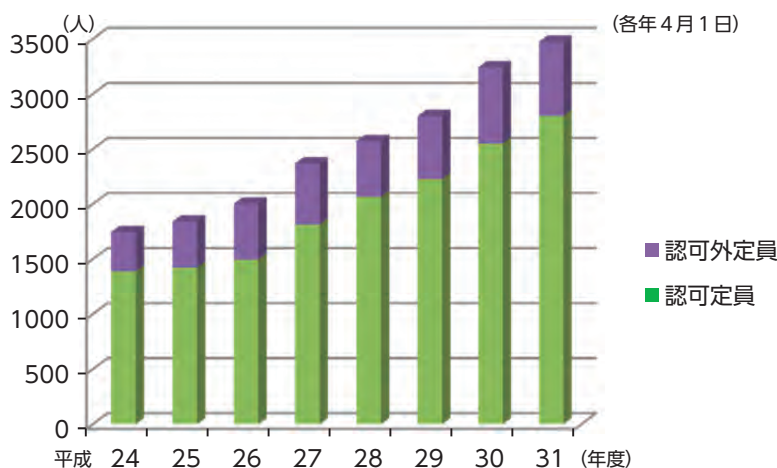
子育て支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）等関係機関の連携を強化するとともに相談員の専門性・対応力の向上を図り、子育て不安や児童虐待のおそれ等により支援が必要な家庭の早期発見・早期支援を行いました。また、配偶者等からの暴力の未然防止・早期発見のため、啓発事業を実施するとともに利用しやすい相談窓口を整備しました。

子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されることがなくなるよう、就学援助や無料の学習支援事業を実施するとともに、庁内関係各課が横断的に行う取組みとして、生活困窮家庭の子どもへの支援のあり方の検討を重ねています。ひとり親家庭に対して、総合相談会や平成30年から訪問型学習・生活支援事業を実施するなど相談支援体制の充実を図りました。

未就学児童の増加や多様化する保護者の就労形態に対応するため、認可保育所や認証保育所等を新設し、平成28年度からの3年間で903名の定員枠を確保したことにより、平成31年4月現在で待機児童を47名まで減らすことができました。

各施設の保育の質の向上の取組みとして、保育アドバイザー*等による巡回支援の強化や各種研修を実施しました。また、リスク調査の実施とフィードバックにより、リスク管理力の強化を図りました。認可外保育施設*に入所する児童の保護者に対しては、認可保育所の保育料との差額助成、多子世帯への減免対象の拡大により、支援を充実させました。

■ 保育施設定員枠の推移（各年4月1日）



■待機児童数の推移（各年4月1日）

（単位：人）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳児	78	48	27	46	14	14
1歳児	80	60	75	43	29	20
2歳児	37	17	15	29	5	9
3歳児	10	2	4	2	5	2
4歳児	2	0	1	0	0	2
5歳児	1	0	0	0	0	0
合計	208	127	122	120	53	47

基本目標2 地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実

多様な主体による子ども・子育て支援を地域全体で推進するために、子育てひろばを運営・実施している施設や団体、関係者等によるネットワークを構築し、連携を図りました。

また、子育て家庭が必要な情報にわかりやすくアクセスし、様々な子育て支援情報を入手できるよう「子育て支援」に関する市のホームページを改善するとともに、新たに子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」を平成29年10月に開設し、令和2年2月1日時点で4,390名が登録しており、情報発信の充実が図られています。

地域社会全体で子育て家庭を支える気運を醸成するために、地域の企業や店舗、施設・団体等の協働による「まちぐるみ子育て応援事業」を補助事業として実施しました。また、「武蔵野市ファミリー・サポート・センター」を開設し、来所型では対応できない家庭への支援の充実を図りました。NPOや地域団体等の多様な主体が運営する「共助による子育てひろば事業」を展開するとともに、子育て中の当事者ボランティアを育成し、支援者の交流や研修会等の機会を設けることで、より地域の実情に応じた共助の仕組みづくりを促進しました。

■子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」の登録状況（令和2年2月1日時点）

登録年齢	登録数（人）	年齢別人口（人）	年齢別割合（％）
妊娠中	15	—	—
0歳	557	1,080	51.6
1歳	758	1,209	62.7
2歳	619	1,174	52.7
3歳	406	1,259	32.2
4歳	283	1,292	21.9
5歳	231	1,273	18.1
6歳	167	1,190	14.0
7～18歳	345	13,090	2.6
19歳以上	4	—	—
年齢未登録	1,005	—	—

基本目標3 青少年の成長・自立への支援

児童が安心して放課後を過ごすことができるよう、地域子ども館を再編し、あそべえと学童クラブを統括する館長を配置したうえで（公財）武蔵野市子ども協会*へ事業委託し、両事業の一体的な運用を推進しました。学童クラブについては、入会児童の増加に対応するため、9クラブでクラブ室の整備を進め、待機児童を出さないよう、受け入れ定員を377名増やしました。また、より支援の必要な障害児については、平成30年4月より対象学年を拡大し、平成31年度からは6年生まで受け入れることとしました。

若者サポート事業では、より利用しやすい拠点を市内に設置して相談及び居場所の機能を充実し、また、プレーパーク*事業では利用する子どもを対象とする支援を開始し、子ども・若者育成支援を拡充しました。むさしのジャンボリー事業、家族ふれあい自然体験事業等を引き続き実施するとともに、プレーパーク事業について、西部地域の常設に加え中央地域及び東部地域で定期的に開催し、自然体験事業を拡充しました。中学生・高校生リーダー制度事業を実施し、青少年問題協議会地区委員会*と連携して地域活動の担い手の育成を進めています。

基本目標4 子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備

中高生の意見を市政に反映する取組みとして、中高生世代広場による連続性のあるワークショップを実施しました。

私立幼稚園等助成事業では、入園料補助金等の充実により保護者の負担軽減を図るとともに、幼稚園の預かり保育について、年間で概ね250日実施する園に対して補助を行い、長期休暇中の利用を含めた預かり保育の充実を図りました。

今後の桜堤児童館のあり方について検討するため、市民意見交換会や来館者等へのアンケート調査を実施しました。また、小規模保育事業及び一時預かり事業で使用していた部分を児童館事業の用に復帰し、乳幼児親子や小学生を対象とする事業等に活用しています。

基本目標5 次代を担う力をはぐくむ学校教育

学力の伸長を支える体制として、学習指導補助員、ICT*サポーターなど授業を補助する人員を増強したほか、放課後の学習支援教室により学習習慣の確立や学力補充を行いました。また、市講師*や外国語指導助手等の専門性を有する人材による指導内容の充実を図りました。学習環境の基盤として校内無線LANの整備、電子黒板、タブレットPC等のICT機器を全校に設置しました。また、市民性を高めるための「武蔵野市民科」のモデルカリキュラムを作成し、全校実施に向けた取組みを進めました。

小学校に体育指導補助員等を配置し授業支援を行ったほか、全小中学校においてオリンピック・パラリンピック教育を実施し、スポーツへの親しみ及び体力の向上を図りました。

学校教育における食育の基盤となる給食調理施設については、共同調理場の老朽化及び今後の必要食数の増加に対応するため、新学校給食桜堤調理場（仮称）基本計画を策定し、施設の更新に着手しました。

特別支援教育・教育相談では、全小学校に特別支援教室及び本市独自の個別支援教室を設置したほか、第三小学校に特別支援学級（知的障害）を開設し、地域の中で子どもの成長を支える環境づくりを進めました。また、各小学校に特別支援教室専門員を配置するとともに、教育相談員やスクールソーシャルワーカー*を増員し、相談支援体制を強化しました。

学校と地域の協働を進めるため全学校に1名ずつ配置した地域コーディネーター*については、学校の活動を支援する地域人材の発掘等について一定の成果を挙げています。

教育推進室は学校の教育活動及び教員の支援において機能を充実させることができました。一方、教育支援センター*については保健・医療・福祉の関係機関と連携した切れ目ない支援体制のあり方及び大野田小学校の児童増対策との関係について、引き続き検討する必要があります。

義務教育9年間を見通した教育については、小中連携教育研究協力校を指定し、小中連携教育を充実させるための実践研究を行ったほか、施設一体型の小中一貫教育の実施については、平成29年度に設置した武蔵野市小中一貫教育検討委員会及び平成30年度に設置した武蔵野市小中一貫教育あり方懇談会の答申を受けて、従来の学校環境のもとで引き続き学校教育として求められる目的・目標を達成するための取組みを進めるとの考え方が示され、第六期長期計画策定における全市的な議論の中で最終的な結論を得ることとなりました。

(2) 子育て支援サービス等の実績値

子育て支援サービス等の実績値について、平成25年度及び30年度は実施事業量、第四次子どもプラン最終年である令和元年度は目標事業量で作成しています。

No.	子育て支援サービス等	目標指数	平成 25 年度 実施事業量	平成 30 年度 実施事業量	令和元年度 目標事業量
1	教育提供事業 (1号認定子ども及び2号認定子どもで幼児期の学校教育利用の希望者を対象)	定員数	2,045 人 (利用実績)	2,296 人 1,927 人 (利用実績)	1,636 人
2	保育提供事業 (2号認定子ども等を対象、1の対象を除く。)	定員数	865 人 (利用実績)	1,574 人 1,389 人 認可 + 認証 (利用実績) 1,266 人 認可 (利用実績)	1,474 人
3	保育提供事業 (3号認定子ども等を対象)	定員数	749 人 (利用実績)	1,668 人 うち認可 + 認証 1,412 人 (利用実績) うち認可 1,125 人 (利用実績)	1,698 人
4	延長保育事業	設置か所数	29 か所	40 か所	42 か所
5	放課後児童健全育成事業 (学童クラブ等)	定員数 (低学年) 設置か所数	815 人 15 か所	1,037 人 15 か所	1,098 人 15 か所
		定員数 (高学年)	—	—	320 人 (地域子ども館 あそべえ連携 事業)

No.	子育て支援サービス等	目標指数	平成 25 年度 実施事業量	平成 30 年度 実施事業量	令和元年度 目標事業量
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	利用可能者数 (延人日) 設置か所数	69 人日 (利用実績) 2 か所	75 人日 (利用実績) 2 か所	77 人日 2 か所
7	地域子育て支援拠点事業	利用者数 設置か所数	49,984 人日 3 か所	81,820 人日 8 か所	86,692 人日 6 か所
8	一時保育事業 (幼稚園型)	利用可能者数 (延人日) 設置か所数	33,214 人日 (利用実績) 12 か所	58,136 人日 (利用実績) 13 か所	65,297 人日 13 か所
9	一時保育事業 (その他)	利用可能者数 (延人日) 設置か所数	6,547 人日 6 か所	10,180 人日 (利用可能者数。 実績は 6,138 人日) 7 か所	30,935 人日 7 か所
10	病児・病後児保育施設	利用可能者数 (延人日) 設置か所数	842 人日 (利用実績) 2 か所	1,920 人日 (利用可能者数。 実績は 805 人日) 2 か所	5,335 人日 3 か所
11	利用者支援事業	設置か所数	1 か所	4 か所	5 か所
12	妊婦健診 (1 回目)	受診率 (※)	93.6%	96.6%	95.0%
13	こんにちは赤ちゃん訪問	把握率	98.5%	100.0%	100.0%
14	1 歳 6 か月児健診 (内科)	受診率 (※)	90.8%	95.1%	95.0%
15	3 歳児健診	受診率 (※)	93.4%	100.9%	95.0%
16	中高生リーダー	登録人数	353 人	347 人	400 人
17	地域のリーダーを育成する講座	参加者数	—	12 人	40 人
18	子育て支援者等育成講座	参加者数	57 人	49 人	72 人
19	共助によるコミセン親子ひろば事業*	実施か所数	—	7 か所	6 か所

令和元年度目標事業量は第四次子どもプラン策定時の値であり、平成 30 年度実施事業量がその値を上回っていても、令和元年度目標事業量に合わせて減少させていくことを意味しているわけではありません。利用実績の記載がある項目は、実際の利用実績がその年度の需要です。

(※) 健診の受診率は、転出入者数や受診対象期間 (3 歳児健診は 1 年間、1 歳 6 か月児健診は 6 か月間) の関係で、各年度の受診者数 (年度内に受診した人数) が対象者数 (年度内に受診案内を送付した人数) を上回る場合に、100%を超えることがあります。

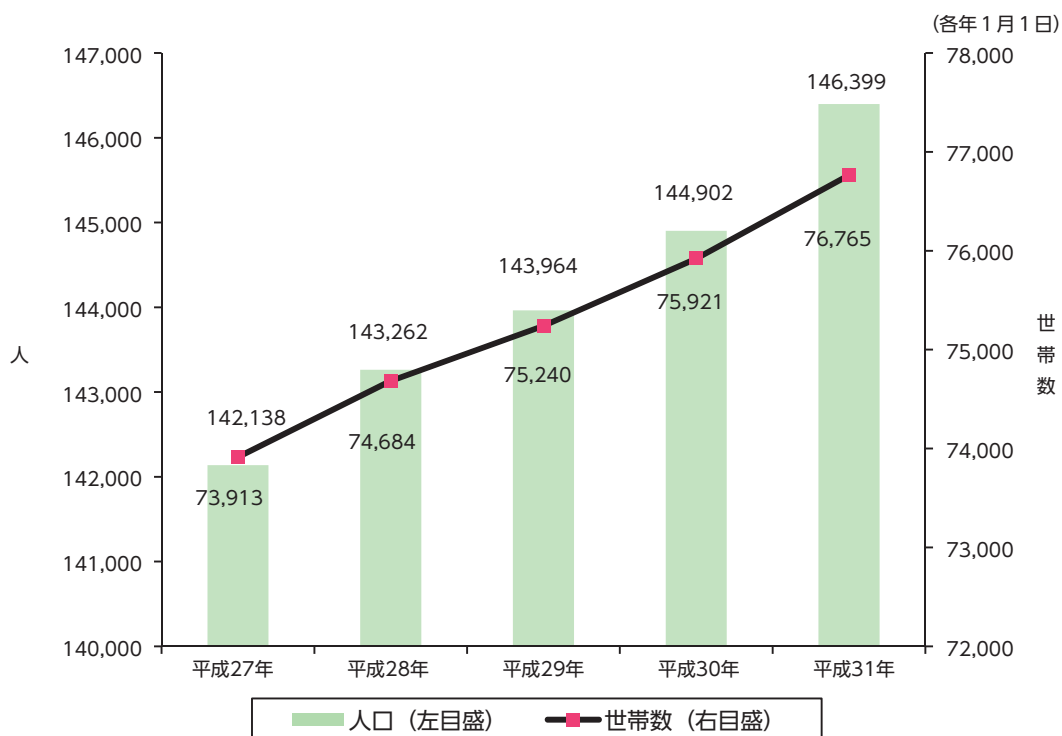
(3) 評価指標についてのアンケート結果

基本目標		評価指標	アンケート対象	平成25年度アンケート	目標	28年度アンケート結果	30年度アンケート結果
全体		理想的な子どもの人数よりも実際に育てられると思う人数の方が少ないと答えた人の割合	未就学	55.0%	減少	58.8%	54.7%
			小学生	48.9%		50.4%	48.8%
		市の子育て環境や支援への満足度	未就学	39.5%	増加	28.5%	32.1%
			小学生	43.4%		32.9%	34.9%
1	子ども自身の育ちと子育て家庭への総合的支援	子育てに対して気になることや何らかの悩みを抱えている人の割合	未就学	86.9%	減少	81.9%	78.9%
			小学生	84.8%		82.4%	76.1%
		病気やけがで通常の保育サービスを受けることができなかったことのある人の割合	未就学	73.7%	減少	82.8%	77.6%
			小学生	49.8%		54.8%	51.8%
		保育サービスを利用していない人で、預けたいが保育サービスに空きがないと答えた人の割合	未就学	20.7%	減少	23.5%	18.8%
2	地域社会全体の連携による子ども・子育て支援の充実	子育てに関する悩みを相談できる隣近所の人や地域の知人・友人がいる人の割合	未就学	48.5%	増加	59.7%	51.6%
		小学生	49.7%	65.7%		63.4%	
3	青少年の成長・自立への支援	いつも自分の居場所がない感じがしていると答えた子どもの割合	青少年	23.1%	減少	-	18.8%
		毎日が退屈だと感じていると答えた子どもの割合	青少年	33.5%	減少	-	34.0%
4	子ども・子育て家庭を支援する体制・施設の整備	仕事と子育てを両立しているが、働くことに配偶者や家族、職場の理解が得られていないと答えた人の割合	未就学	19.3%	減少	27.1%	26.0%
			小学生	11.4%		23.8%	19.4%
		出産前に離職したが、両立支援の環境が整っていたら就労を継続していたと答えた人の割合	未就学	57.7%	減少	52.6%	52.4%

2 子どもの状況

(1) 人口、世帯数の推移

武蔵野市の人口は、緩やかな増加傾向にあり、平成31年1月1日現在、146,399人に達しています。
同様に世帯数についても緩やかに増加していますが、高齢者や若者等の単身者世帯が多く、一世帯当たりの人員数は1.91人となっています。



(2) 年少人口の割合 (近隣市区比較)

武蔵野市の0歳から14歳までの年少人口の割合は11.8%となっています。東京都全体の割合である11.7%と比較すると、0.1%高くなっています。

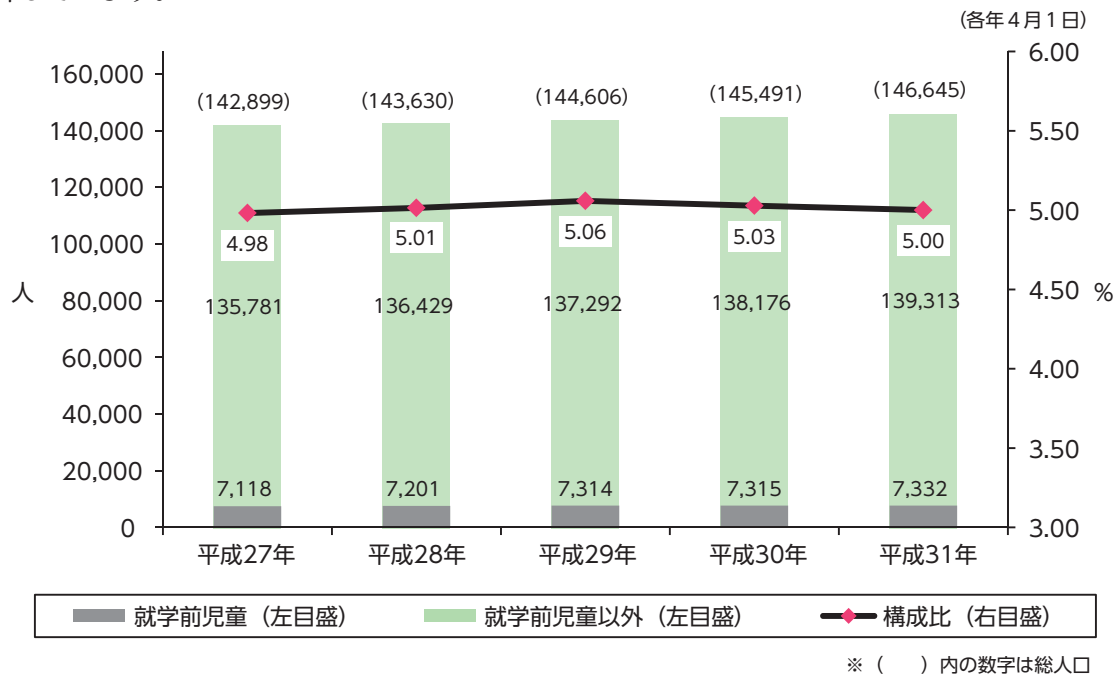
(平成31年1月1日現在)

	総人口 (人)	年少人口 (人)	構成比 (%)
武蔵野市	146,399	17,345	11.8
三 鷹 市	187,199	23,634	12.6
府 中 市	260,011	34,708	13.3
調 布 市	235,169	29,705	12.6
小金井市	121,443	14,754	12.1
西東京市	202,817	24,954	12.3
杉 並 区	569,132	59,399	10.4
練 馬 区	732,433	87,955	12.0

資料：東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口 (町丁別・年齢別)」(平成31年1月)

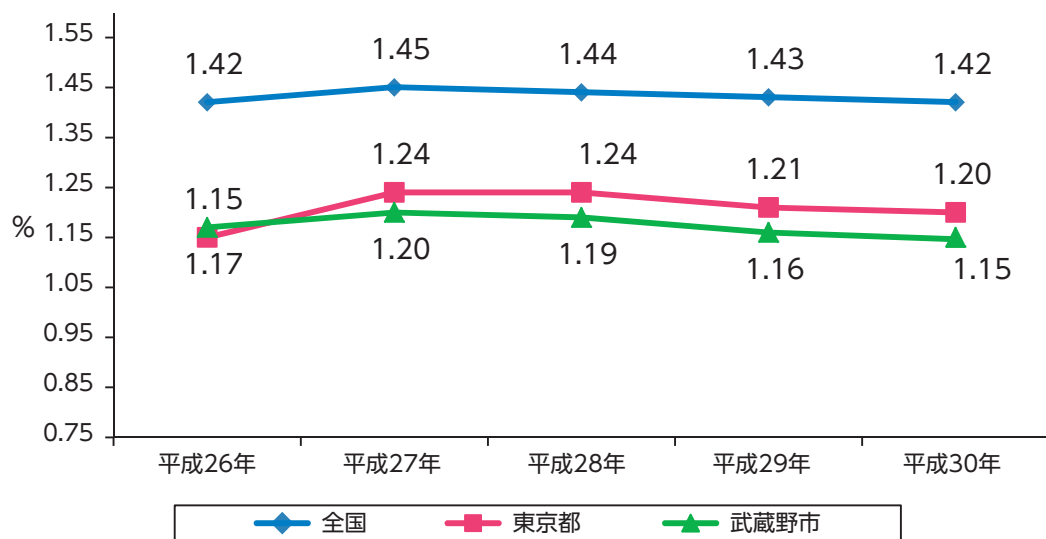
(3) 総人口及び就学前児童数の推移

武蔵野市の就学前児童数は、ここ数年は横ばい傾向であり、総人口に対する割合は2年連続0.03ポイント下降しています。



(4) 合計特殊出生率の推移

平成30年の武蔵野市の合計特殊出生率は1.15です。前年比0.01ポイント下降し、東京都全体と比較して0.05ポイント低くなっています。



資料：全国・東京都「厚生労働省 人口動態統計」（人口基準日 10月1日）、武蔵野市「東京都 人口動態統計」（人口基準日翌年1月1日）

(5) 0歳児から5歳児の施設利用の状況

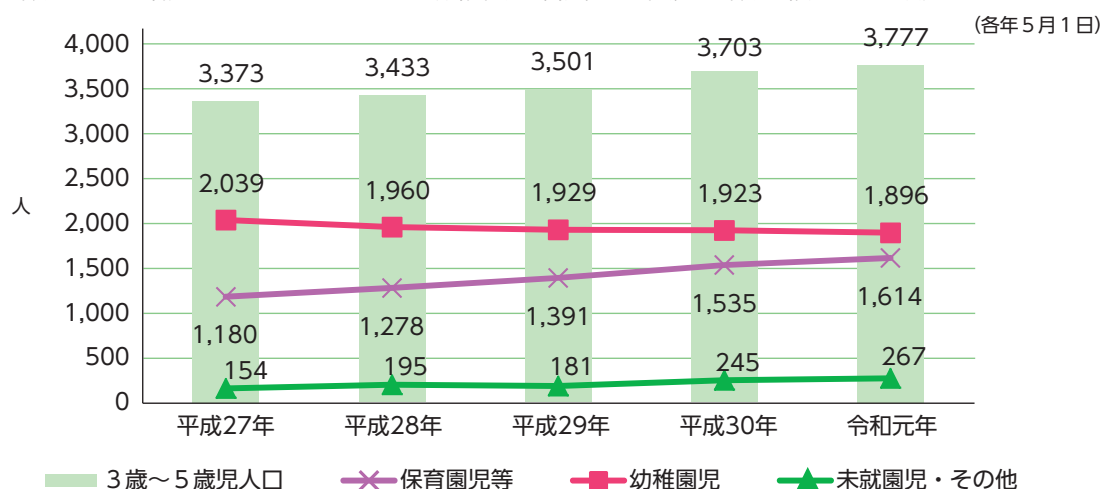
武蔵野市の3歳児から5歳児までの子どものうち、52.3%は幼稚園に通園し、そのうちの約7割の子どもが市内の私立幼稚園に通っています。

(令和元年5月1日)

	0～2歳児（人）		3～5歳児（人）		合計（人・％）	
人口	3,565	100.0%	3,777	100.0%	7,342	100.0%
保育所	989	27.7%	1,447	38.3%	2,436	33.2%
公立	164	4.6%	259	6.9%	423	5.8%
私立	820	23.0%	1,161	30.7%	1,981	27.0%
市外	5	0.1%	27	0.7%	32	0.4%
認定こども園	25	0.7%	86	2.3%	111	1.5%
市内	25	0.7%	79	2.1%	104	1.4%
市外	0	0.0%	7	0.2%	7	0.1%
地域型保育施設	237	6.6%			237	3.2%
市内	235	6.6%			235	3.2%
市外	2	0.1%			2	0.0%
認可外保育施設*	368	10.3%	141	3.7%	509	6.9%
認証保育所	303	8.5%	119	3.2%	422	5.7%
企業主導型	65	1.8%	22	0.6%	87	1.2%
保育施設合計	1,619	45.4%	1,674	44.3%	3,293	44.9%
幼稚園	0	0.0%	1,858	49.2%	1,858	25.3%
市内	0	0.0%	1,326	35.1%	1,326	18.1%
市外	0	0.0%	532	14.1%	532	7.2%
幼稚園類似施設等	20	0.6%	117	3.1%	137	1.9%
幼稚園合計	20	0.6%	1,975	52.3%	1,995	27.2%
家庭保育等	1,926	54.0%	128	3.4%	2,054	28.0%

(6) 保育園・幼稚園児数の推移

武蔵野市内の3歳児から5歳児までの人口が直近5年間で12%増加しているのに対し、保育園を利用する園児の数は37%増加しています。一方、幼稚園を利用する園児の数は緩やかに減少しています。



※保育園児等には企業主導型認可外保育施設は含まない。 ※幼稚園児には幼稚園類似施設等は含まない。

(7) 認可保育施設入所児童数の推移

認可保育施設への申込件数は増加傾向にあります。認可保育施設の新設及び定員拡大により待機児童数は減少し、入所率は平成27年度と比較して9.5ポイント向上しています。

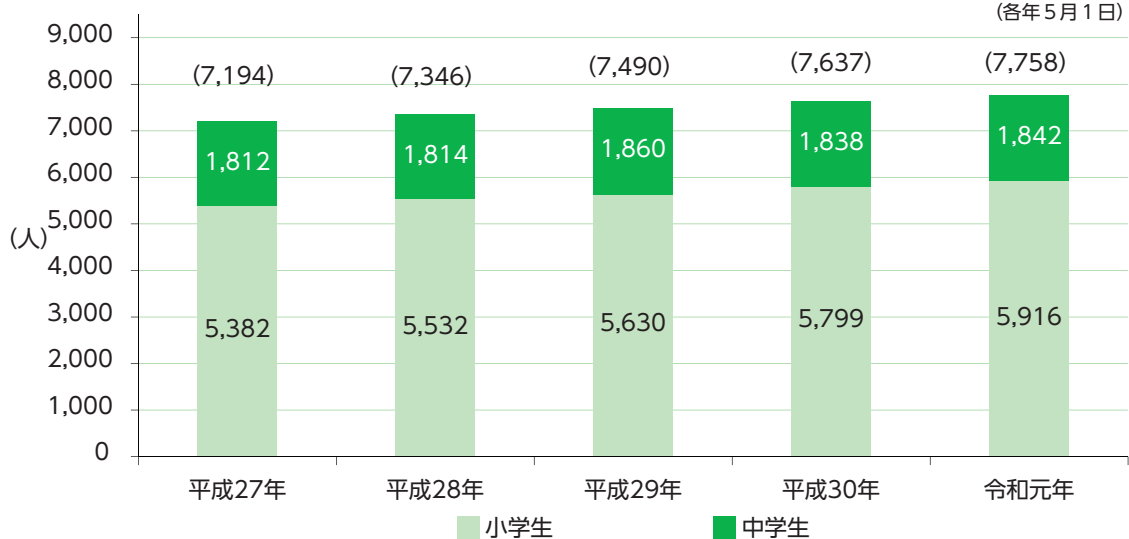
(各年4月1日)

年度	申込件数 (件)	入所児童数 (人)	待機児童数 (人)	入所率 (%)
平成27年度	2,259	1,849	127	81.9
平成28年度	2,485	2,107	122	84.8
平成29年度	2,641	2,248	120	85.1
平成30年度	2,772	2,489	53	89.8
平成31年度	2,993	2,734	47	91.4

(8) 市立小・中学校に通う児童・生徒数の推移

市立小・中学校の児童生徒数は直近5年間で約1割増加しています。

(各年5月1日)



※ () 内の数字は小中学生の合計

※特別支援学級在籍児童・生徒数を含む

(9) 地域子ども館事業の利用状況

①学童クラブの入所児童数の推移

地域子ども館学童クラブの利用児童は増加しています。学童クラブ室の整備により、定員数は平成27年度と比較して44%、入所者数は33%増加しています。

クラブ名	平成31年度 定員(人)	入所児童数(各年度4月1日現在)(人)				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
一小こどもクラブ	95	68	56	72	84	110
二小こどもクラブ	95	82	82	68	66	72
三小こどもクラブ	70	67	63	61	65	65
四小こどもクラブ	80	45	53	56	68	80
五小こどもクラブ	120	56	76	88	92	106
大野田こどもクラブ	120	100	105	102	99	96
境南こどもクラブ	125	84	96	102	117	122
本宿こどもクラブ	90	46	49	42	52	66
千川こどもクラブ	65	46	45	46	32	36
井之頭こどもクラブ	120	88	87	95	101	109
関前南こどもクラブ	70	37	47	47	57	68
桜野こどもクラブ	190	131	148	168	172	202
入所児童数合計		850	907	947	1,005	1,132
総定員		863	923	1,003	1,165	1,240

※定員の変更(人)

H27	二小こどもクラブ(施設拡張)	70 → 95	本宿こどもクラブ	40 → 55
	井之頭こどもクラブ(施設拡張)	70 → 88	桜野こどもクラブ(施設拡張)	120 → 130
H28	四小こどもクラブ(施設拡張)	50 → 80	五小こどもクラブ(施設拡張)	50 → 80
H29	一小こどもクラブ(施設拡張)	60 → 95	千川こどもクラブ(施設拡張)	50 → 65
	関前南こどもクラブ(施設拡張)	40 → 70		
H30	大野田こどもクラブ(施設拡張)	90 → 120	境南こどもクラブ(施設拡張)	85 → 125
	井之頭こどもクラブ(施設拡張)	88 → 120	桜野こどもクラブ(施設拡張)	130 → 190
H31	五小こどもクラブ(施設拡張)	80 → 120	本宿こどもクラブ(施設拡張)	55 → 90

②あそべえの利用状況

地域子ども館あそべえの利用者数は、直近5年間で増加しています。

(年間延利用者数:人)

	教室	校庭	図書	合計
平成26年度	127,406	327,102	9,800	464,308
平成27年度	122,698	311,771	9,798	444,267
平成28年度	122,001	320,385	8,804	451,190
平成29年度	134,918	328,632	10,322	473,872
平成30年度	136,860	331,836	11,094	479,790

3 将来人口推計

(1) 今後30年間の人口推計

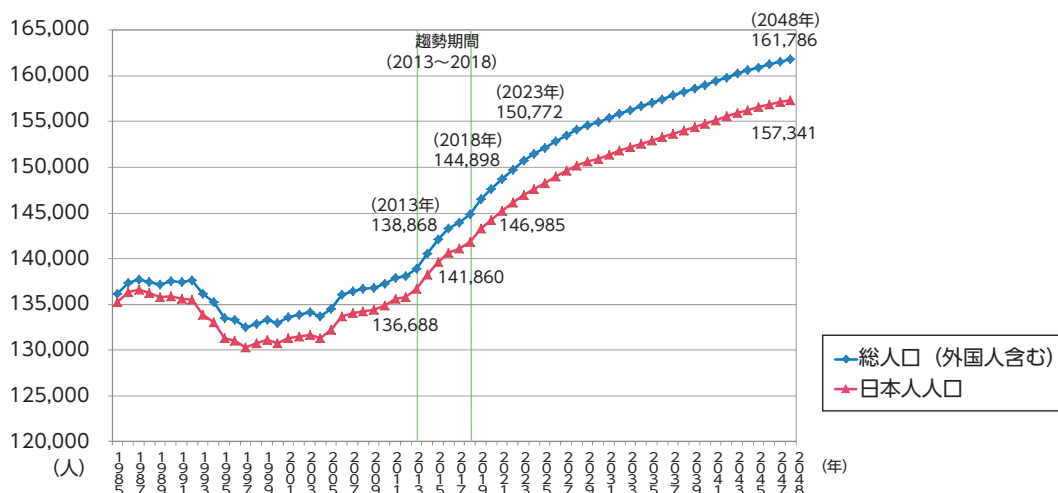
(※第六期長期計画 第4章「2 将来人口推計」をもとに記載しています。)

本市の総人口は直近5年間で約6千人増加しており、現在約14万7千人となっています。平成30(2018)年に本市で実施した人口推計では、令和5(2023)年には15万人を突破し、令和30(2048)年には約16万2千人になると推計しています。

そのうち、日本人人口は、現在の約14万3千人から、令和30(2048)年には約15万7千人になると推計しています。

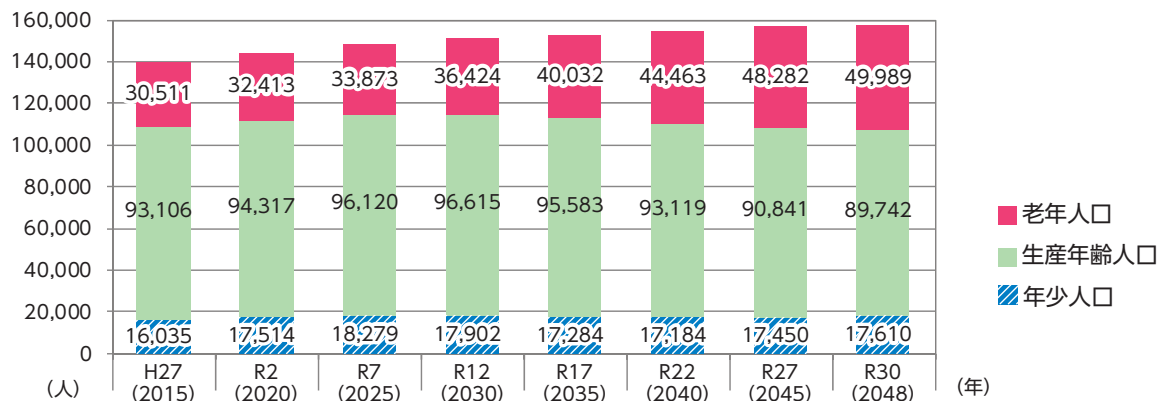
外国人人口は、現在の約3千人から、令和30(2048)年には約4千5百人になると推計していますが、今後の出入国管理制度や社会経済環境による影響が大きいため、流動的な数値として捉える必要があります。

■将来人口(総人口及び日本人人口)

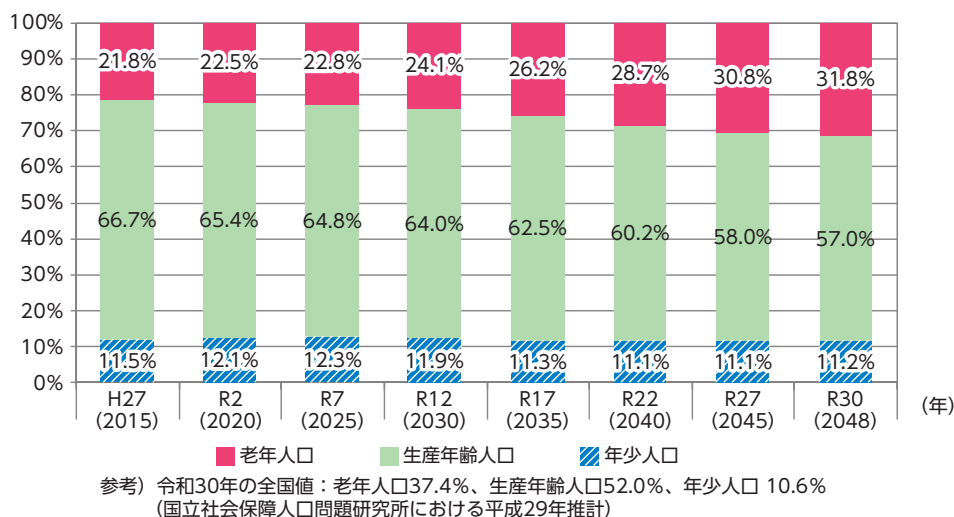


日本人人口の内訳を年齢3区分で見ると、65歳以上の老年人口は増加傾向が続き、平成27(2015)年に21.8%の老年人口比率(高齢化率)は、令和30(2048)年には31.8%に達し、特に後期高齢者の割合が増加することが見込まれます。一方、15歳未満の年少人口は、平成27(2015)年の11.5%から増減を経て、令和30(2048)年には11.2%になると見込まれます。また15歳から64歳までの生産年齢人口は、増減を経ながらも期間全体を通じては減少傾向にあり、平成27(2015)年の66.7%から、令和30(2048)年には57.0%まで低下すると見込まれます。

■将来年齢3区分人口(日本人人口)



■将来年齢3区分人口比率（日本人人口）



(2) 計画期間における各年齢別人口推計結果（0～11歳）

計画期間の各年度における0歳から11歳までの人口については、平成30年度に市で実施した人口推計をもとに、以下のように見込んでいます。計画期間における目標事業量の算出にあたっては、以下の推計値をもとに算出しています（第4章別表1→P.89～90参照）。

年 齢	推計人口（人）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (参考)
0歳	1,204	1,175	1,157	1,143	1,135	1,123
1歳	1,248	1,224	1,195	1,176	1,160	1,152
2歳	1,176	1,228	1,204	1,175	1,159	1,143
3歳	1,222	1,165	1,216	1,193	1,166	1,149
4歳	1,253	1,237	1,179	1,231	1,205	1,178
5歳	1,249	1,264	1,248	1,190	1,240	1,215
未就学児計	7,352	7,293	7,199	7,108	7,065	6,960
6歳	1,225	1,251	1,267	1,250	1,192	1,242
7歳	1,152	1,254	1,281	1,297	1,275	1,215
8歳	1,187	1,164	1,268	1,295	1,309	1,286
9歳	1,152	1,196	1,173	1,277	1,303	1,317
10歳	1,068	1,173	1,218	1,195	1,297	1,323
11歳	1,160	1,074	1,180	1,225	1,200	1,303
就学児計	6,944	7,112	7,387	7,539	7,576	7,686
合 計	14,296	14,405	14,586	14,647	14,641	14,646

※本プランにおいては、平成30年度に実施した人口推計における各年1月1日の推計人口を、翌年度の推計人口として使用しています。

ページの見方・凡例

第4章では、第五次子どもプラン武蔵野の具体的な展開として、5つの基本施策の下、25の施策とその施策を推進するための事業を掲載しています。事業には、「地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援新制度*に基づく事業）」、「重点事業」、「個別事業」があります。

施策 No. 施策名

施策〇-〇 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

現状と課題 ← ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

社会情勢、各種調査及び武蔵野市の状況等を踏まえた「現状と課題」について記載しています。

施策の方向性 ← ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第五次子どもプラン武蔵野の計画期間中に取組む「施策の方向性」について記載しています。

地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援新制度*に基づく事業）

○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

子ども・子育て支援新制度に基づく事業の内容について掲載しています。市での計画期間における目標事業量（ニーズ量の見込みと確保方策）については、第4章の【別表1】に掲載しています。
※該当の事業がない施策については、この項目はありません。

重点事業

事業No.	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
目的	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
事業概要	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

第五次子どもプラン武蔵野の計画期間中に重点的に取組む事業の〈目的〉と〈事業概要〉を記載しています。
※該当の事業がない施策については、この項目はありません。

個別事業

事業No. ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

上記事業以外の個別の事業について、事業概要を記載しています。

【関連するその他の事業】 ←

事業 No. ○○○○○○○○○○○ (P. ○)

他の施策に掲載されている関連する事業の事業No. と事業名、掲載ページを記載しています。

※基本施策4の施策4-4～4-7及び基本施策5の各事業は第三期武蔵野市学校教育計画をもとに記載しています。

基本施策1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

施策1-1 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備

現状と課題

全ての子どもは、一人ひとりの個性に応じた健やかな成長が保障されるべきです。近年、家族構成や就労・経済状況の変化等を背景に、子育てニーズは多様化・複雑化し、子育ての負担感も増大しています。市では、それぞれの子ども・子育て家庭の状況に応じて、様々な専門的支援を実施していますが、実態に即した柔軟かつきめ細かな対応ができるよう機能の強化が求められています。

【参考】子ども・子育て支援に係る相談件数等の推移

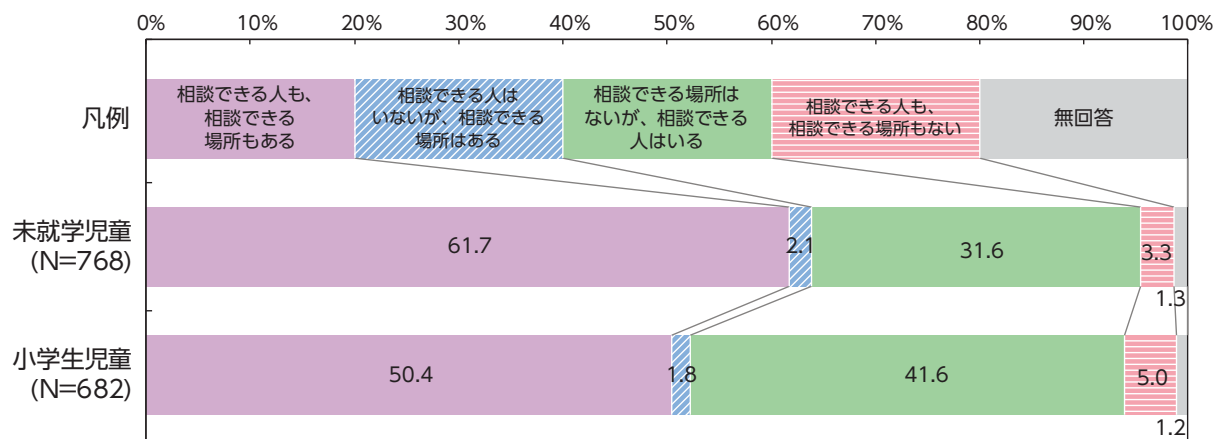
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦相談・妊婦面接（人）（※）	126	114	873	867	900
子ども家庭支援センター年間相談実件数（件）	990	1,052	1,379	1,412	1,514
健康課専門職相談件数（妊産婦・乳児・幼児）（件）	3,228	3,380	5,075	5,556	6,577
乳幼児発達相談受診延人数（人）	371	432	431	446	573
地域療育相談室ハビット*継続相談件数（件）	1,597	1,719	2,023	2,063	2,129
地域療育相談室ハビット相談実人数（人）	354	565	694	777	833
就学相談受付件数（人）	61	67	76	85	95
教育支援センター*相談件数（件）	10,407	9,890	11,773	13,737	13,974
スクールソーシャルワーカー*支援対象者数（人）	115	125	248	361	258

（※）平成28年度より健康課に加え、子ども家庭支援センターでも実施

一方で、ライフステージごとに専門的な支援者が異なることは支援に切れ目を生じさせる要因ともなり得ます。また、様々な専門機関が存在することにより、適切な相談窓口が分かりにくくなってしまうことも考えられます。

それぞれの子どもと子育て家庭が必要な支援を継続的に受けることができるよう、相談しやすく、また、支援に関する適切なコーディネートを行うことができる、子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備が必要です。

【参考】「武蔵野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成31年3月）」より



施策の方向性

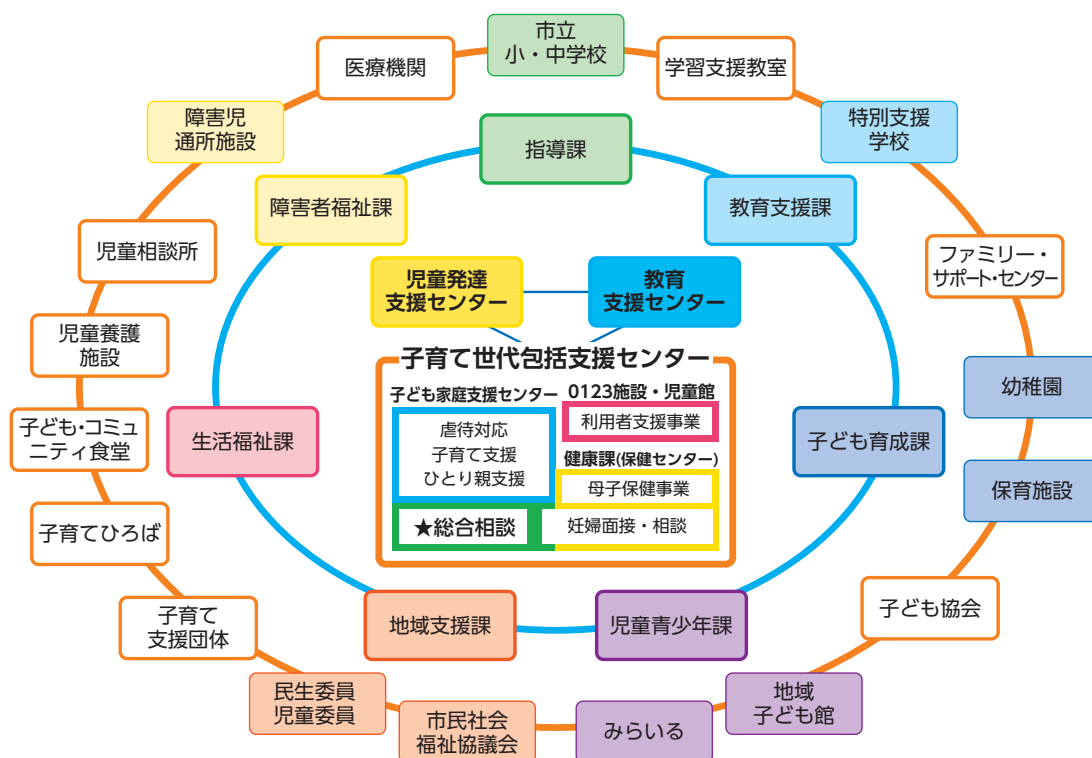
全ての子どもの個性が尊重され、健やかな成長・発達ができるよう、子どもの権利*を守り、子どもと子育て家庭を切れ目なく支援するための施策を推進します。

これまでの産前・産後支援の取組みに加えて、妊娠期からの切れ目ない支援・相談体制として、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制を整備します。

みどりのこども館*については、国の構造改革特区を活用して児童発達支援センター*として位置付け、それぞれの子どもの発達段階に応じた支援体制を強化します。

関係部署による機能連携の評価・検証を行い、多様な部門間における情報共有とより高度な連携体制を構築するために、子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性について検討を行います。

【参考】子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制イメージ



重点事業

1	子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備
目的	全ての子どもの個性が尊重され、健やかな成長・発達ができるよう、妊娠期から子どもと子育て家庭を切れ目なく支援します。
事業概要	保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、妊娠期から子どもと子育て家庭を切れ目なく支援する体制を整備します。 令和2年度までに、必要な組織改正等を含めた実施体制の検討を行ったうえで、令和3年度に新たな相談支援体制を確立します。新体制では、健康課（母子保健事業）と子ども

事業概要	家庭支援センターの連携を図り、子育て世代包括支援センター*として位置付けます。同センターでは、妊婦面接等を実施するとともに、ワンストップ相談窓口において、妊産婦や子育て家庭の個別ニーズを把握したうえで、情報提供・相談支援を行います。また、0123施設*及び桜堤児童館についても同センターとして位置付け、地域における相談支援機能の充実を図ります。 子育て世代包括支援センターと児童発達支援センター*、教育支援センター*の3センターが中心となり、全ての子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく、適切な支援を切れ目なく受けられるよう、関係機関が連携して包括的な支援を行います。
------	--

2	児童発達支援センター*による子どもの発達支援の強化
目的	発達に心配のある子どもについて、それぞれの発達段階に応じた適切な支援を受けられるよう、支援体制を強化します。
事業概要	令和2年度に、国の構造改革特区を活用することでみどりのこども館*（ハビット*・ウィズ*）を児童発達支援センター化し、相談体制の拡充、強化を図り、療育の質の向上と相談支援の充実につなげます。同センターと母子保健部門、教育部門との連携を強化し、発達に心配のある子どもについて、切れ目のない支援を行います。

個別事業

3	子どもの権利*条例（仮称）の検討
	子どもの権利条約に定められた子どもの権利の理念に基づき、子どもの尊厳と権利が尊重されるよう、行政や家庭、学校など地域における各々の役割を明確化する、子どもの権利条例（仮称）の制定について、検討を行います。
4	子育てひろばと母子保健事業の連携強化
	妊娠期から子育てひろばに関する情報を得られるような取組みを推進し、子育てひろばの利用率向上を図るとともに、両事業が連携して子どもと子育て家庭の支援を行えるような体制づくりを進めます。
5	子ども支援に関する庁内連携の推進
	子どもが障害または生活環境等に左右されることなく、地域の中で健やかに成長するための環境づくりを行うため、庁内関係部署による連携を推進するための会議等を開催し、情報共有のほか、支援における課題への対応についての検討を行います。
6	新たな複合施設の必要性の検討
	令和3年度に新しい相談支援体制を確立した後の状況を踏まえ、多様な部門間における情報共有とより高度な連携体制を構築するための、子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性について検討を行います。
7	民生委員・児童委員との連携の推進
	各地区の民生委員・児童委員は、福祉に関する幅広い相談を受け、相談の内容に応じ市の窓口や関係機関への橋渡しをします。また、児童福祉に関することを専門的に担当する「主任児童委員」は、子ども家庭支援センター、児童相談所*といった関係機関と連携して、相談受付、見守り等を行います。

8 発達に心配のある子どもと保護者を支える取組み
発達に心配のある子どもと保護者に対する情報提供や、子育て支援事業のあり方について、当事者の意見を聞きながら検討を行い、必要な取組みを実施します。
9 障害児通所事業の質の向上
市内の児童発達支援事業、放課後等デイサービス * 事業の連絡会を活用し、質の向上を図ります。
10 重症心身障害児、医療的ケア児など特別な支援が必要な障害児への支援体制の整備
桜堤ケアハウスデイサービスセンターを転用し、障害児支援施設を整備します。また、特別な支援が必要な障害児への支援について、近隣自治体や地域の関係機関による協議会を通じて推進します。
11 障害のある子どものきょうだい児への支援
障害のある子どものきょうだい児が集い、悩みを共有したり、思いを話し合うことのできる「きょうだい会」を継続して行います。
12 乳幼児発達相談・発達健診
乳幼児健康診査等で発達上、経過観察が必要な乳幼児に対し、健康、発達に関する個別の相談・健診を実施します。
13 幼児教育・保育における発達に心配のある子どもや保護者への支援
幼稚園・保育所・認定こども園へのハビット * による巡回や地域支援講習会等を実施します。保育相談員による保育所への巡回相談や保護者面談を実施します。保育における事例検討等を実施し、保育所間の情報共有を深め、障害児保育の充実を図ります。

【関連するその他の事業】

- 14 子どもの貧困対策の推進 (P.30)
- 27 児童虐待・養育困難家庭への支援の強化 (P.33)
- 28 子育て家庭への総合相談事業 (P.33)
- 30 虐待予防の強化 (P.34)
- 35 産後ケア（宿泊型・日帰り型）事業 (P.37)
- 36 ゆりかごむさしの面接 (P.37)
- 49 利用者支援事業 (P.40)
- 52 子育て支援アドバイザーの配置 (P.41)
- 53 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 (P.41)
- 73 地域子ども館と関係機関の連携の推進 (P.47)
- 110 地域の子育て支援者の養成と活動を支える取組み (P.59)
- 122 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等の連携強化 (P.64)
- 126 円滑な社会生活・自立に向けた子ども・若者支援 (P.66)
- 169 特別支援教室（通級）の体制整備 (P.77)
- 170 特別支援学級（固定学級）の今後のあり方の検討 (P.77)
- 171 交流及び共同学習の推進 (P.77)
- 174 スクールソーシャルワーカーと家庭と子どもの支援員の配置拡充 (P.79)
- 175 切れ目のない相談支援体制づくり (P.79)

施策 1-2

それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援

現状と課題

子どもの将来は、その生まれ育った環境によって左右されるべきではありません。

経済的困窮等の家庭環境が子どもの学力や将来の生活に大きな影響を与えることは様々な研究等で指摘されていますが、平成 25 年の国民生活基礎調査（厚生労働省）では、16.3%の子どもが、相対的貧困*の状態にあるとされました。こうした中、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されるとともに、子どもの貧困対策の方針を示した「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、全国的に子どもの貧困対策に係る各種施策の推進が図られました。同法及び大綱は令和元年に改正され、子どもの最善の利益*を優先して考慮するという基本方針のもと、子どもの将来だけでなく現在の生活等についても、国を挙げて総合的に貧困対策を推進することが示されています。

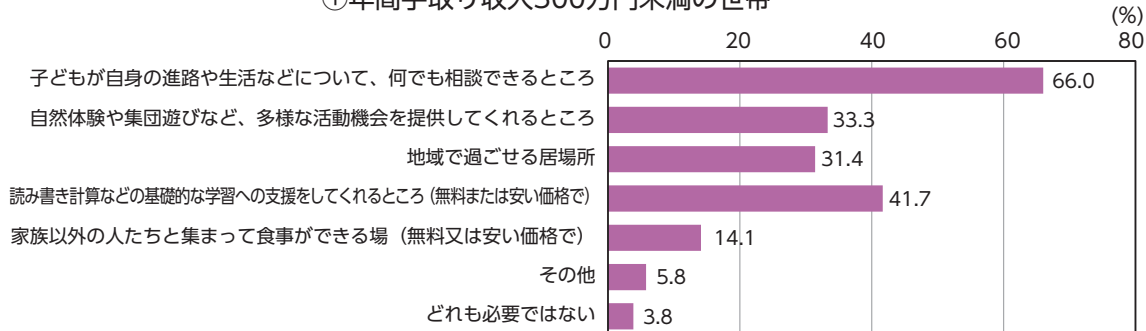
直近の平成 28 年国民生活基礎調査における国の子どもの貧困率は、13.9%です。これによると、およそ 7 人に 1 人の子どもが、相対的貧困の状態にあることになります。

調査方法が異なるため単純な比較はできませんが、「平成 30 年度 武蔵野市子ども生活実態調査」の回答から、本市の子どもの貧困率については、6.5%と推計されています。同調査の回答からは、所得の低い家庭ほど、「子どもが学習できる部屋・場所」がない割合が高いことや、「読み書き計算等の基礎的な学習への支援」を必要とする声が多いこともわかります。

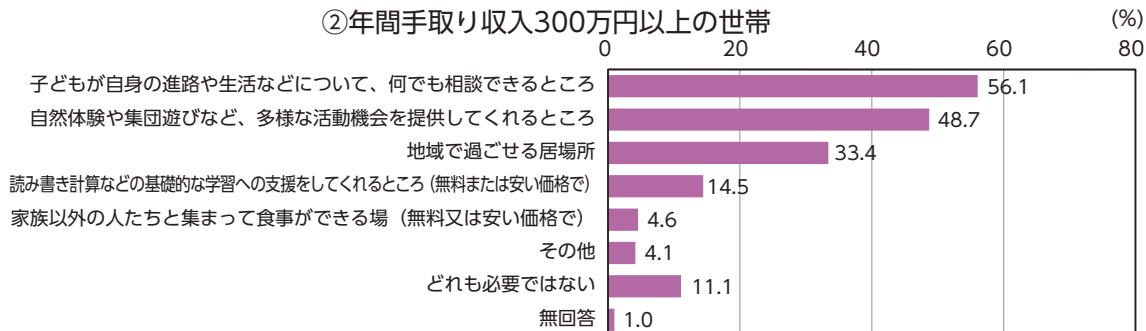
【参考】「平成30年度 武蔵野市子ども生活実態調査報告書」より

お子さんにとって、必要としている支援、または重要だと思う支援はどのようなものですか。（複数回答）

①年間手取り収入300万円未満の世帯



②年間手取り収入300万円以上の世帯



ひとり親家庭は、特に経済的困窮に陥りやすいことが指摘されています（平成28年国民生活基礎調査結果では、ひとり親世帯の相対的貧困率は50.8%）。また、ひとり親家庭の保護者は、自分の時間を取れていない傾向があり、心身の負担が大きいこともわかります。

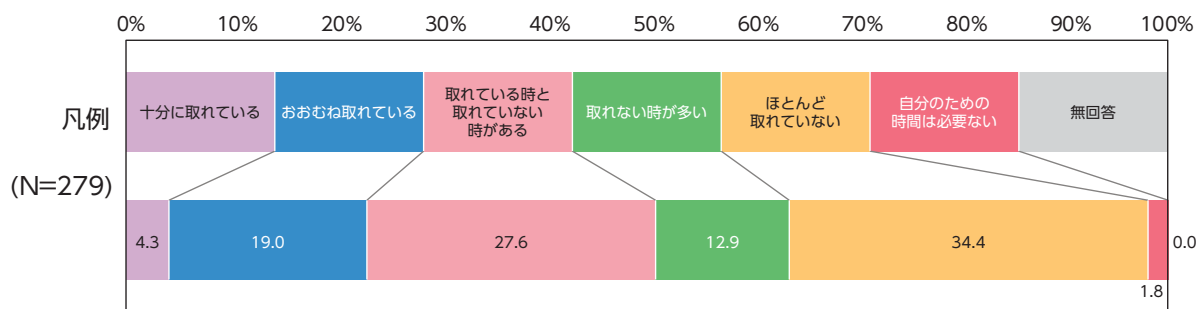
こうした中、一人ひとりの子どもや子育て家庭に対して、いっそうきめ細かな支援が求められています。

なお、いわゆる「子どもの貧困」の定義としては、経済的困窮に限るのか、それともより広い捉え方をすべきなのか、全国的に様々な議論があります。子どもの貧困は、一義的には子どもの経済的困窮を指す言葉であるものの、子どもの貧困対策については、その子どもの属する世帯の所得状況により対象を限定するのではなく、全ての子どもが現在及び将来にわたり、貧困状態に陥ることを防ぐという観点から、必要な施策を複合的に実施することが必要です。

そのため、子どもの貧困対策としては、本施策の事業を中心としながらも、一人ひとりの子どもの最善の利益*を尊重するという考え方から、子どもプラン全体の推進を通じて、総合的に進めていくこととします。

【参考】「平成30年度 武蔵野市ひとり親家庭アンケート調査報告書」より

あなたは普段、1週間の中で子育て・家事・仕事から離れて、自分のために使える時間を取れていますか。



施策の方向性

子どもの将来が貧困等の環境要因に左右されることがないように、経済的支援や、教育的支援等、一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細かな支援を実施します。子どもの貧困対策に関わる関係機関、地域の民間団体の支援活動との連携の仕組みを構築し、複合的な支援を行います。また、利用者が、自身のニーズに合わせてサービスを選択できるような多様な事業のあり方を検討します。

ひとり親家庭が地域で自立し、安定した生活が送れるよう、引き続き経済的支援を行います。また、子育てと仕事を両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、子育てや生活支援、就業支援、就学支援等を包括的にを行います。

（※この施策については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく市の「子どもの貧困対策についての計画」及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」中の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画（自立促進計画）」として位置付けます。）

【参考】本施策に関連する主な事業の実施状況（平成 27 ～ 30 年度）

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
生活困窮・生活保護等相談	886 件 (生活困窮 258 件、 生活保護 628 件)	954 件 (生活困窮 322 件、 生活保護 632 件)	876 件 (生活困窮 313 件、 生活保護 563 件)	1,008 件 (生活困窮 377 件、 生活保護 631 件)
生活保護世帯	1,688 世帯	1,635 世帯	1,609 世帯	1,651 世帯
児童手当	受給者 6,812 人	受給者 6,735 人	受給者 6,873 人	受給者 6,957 人
児童扶養手当	454 世帯	456 世帯	433 世帯	434 世帯
児童育成手当	児童 859 人	児童 884 人	児童 855 人	児童 872 人
乳幼児及び義務教育就学児医療費助成	児童 17,190 人	児童 17,434 人	児童 17,702 人	児童 18,018 人
ひとり親家庭等医療費助成	459 世帯	469 世帯	451 世帯	478 世帯
ひとり親家庭等住宅費助成	受給者 168 人	受給者 161 人	受給者 160 人	受給者 154 人
母子及び父子福祉資金貸付	68 件	66 件	51 件	41 件
就学援助費の給付（小学校）	513 人	459 人	500 人 ※新入学学用品費の入学前支給者含む	565 人 ※新入学学用品費の入学前支給者含む
特別支援教育就学奨励費の給付 （小学校特別支援学級）	33 人	24 人	25 人	37 人
就学援助費の給付（中学校）	277 人	281 人	335 人 ※新入学学用品費の入学前支給者含む	376 人 ※新入学学用品費の入学前支給者含む
特別支援教育就学奨励費の給付 （中学校特別支援学級）	12 人	8 人	7 人	12 人
高等職業訓練促進給付金	7 件	4 件	3 件	6 件
自立支援教育訓練給付金	1 件	1 件	2 件	1 件
高等学校等修学支援事業		入学準備金 80 人	入学準備金 98 人 修学給付金 256 人	入学準備金 111 人 修学給付金 261 人
学童クラブ減免	46 世帯 53 人	38 世帯 39 人	38 世帯 39 人	41 世帯 41 人
ジャンボリー参加費支給事業	17 件	15 件	14 件	13 件
小学校入学祝い金支給事業	31 人	21 人	15 人	7 人
高校生教材代支給事業	192 件	延べ 173 件	延べ 180 件	延べ 215 件
受験生チャレンジ支援貸付事業	学習塾 46 件 受験料 48 件	学習塾 34 件 受験料 33 件	学習塾 57 件 受験料 58 件	学習塾 47 件 受験料 49 件
入学資金貸付事業	2 件	1 件	0 件	0 件
交通遺児家庭援護費支給事業	1 人	0 人	0 人	0 人
生活福祉資金貸付事業	122 件	127 件	91 件	95 件
生活資金貸付事業	0 件	1 件	0 件	0 件
生活困窮者学習支援事業	9 人（生保 8・困窮 1）	11 人（生保 10・困窮 1）	10 人（生保 8・困窮 2）	35 人（生保 8・ 困窮 6・児扶 21）
ひとり親家庭訪問型学習・生活支援事業				10 人
若者サポート事業	延べ 193 人	延べ 211 人	延べ 311 人	延べ 1,409 人
産前・産後支援ヘルパー	341 件	372 件	334 件	373 件
子育てショートステイ	44 泊	60 泊	67 泊	51 泊
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	20 世帯	33 世帯	32 世帯	28 世帯
母子・女性緊急一時保護	5 世帯 10 人	6 世帯 7 人	5 世帯 8 人	6 世帯 11 人
母子生活支援施設	3 世帯 6 人	1 世帯 2 人	2 世帯 5 人	0 世帯 0 人
母子・父子自立支援プログラム策定	21 人	22 人 (及びアフターケア 16 人)	25 人 (及びアフターケア 17 人)	14 人 (及びアフターケア 15 人)
ひとり親家庭総合相談会			18 人	19 人
ライフプラン講座			11 人	31 人
シングルマザー座談会			21 人	10 人

重点事業

14 子どもの貧困対策の推進

目的

子どもの現在及び将来が貧困等の環境要因に左右されることのないよう、関係機関の連携のもと、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

事業概要

子どもの貧困対策に係る事業について、支援に関する情報提供を継続的に行うとともに、既存事業の拡充や、新たな取組みの必要性についても検討を行います。また、子どもを対象とした学習支援教室や子ども・コミュニティ食堂*など子どもの貧困に関わる市内団体と行政機関、団体相互のネットワークを構築します。子どもの居場所事業や学習支援事業については、それぞれの子どもが自分に合ったサービスを選ぶよう、多様な事業のあり方を検討し、必要に応じて新たな取組みを実施します。

個別事業

15 生活困窮者学習支援事業

生活保護、生活困窮、児童扶養手当受給世帯の子ども（小学生3年生から中学生まで及び高校生）を対象に教室型・サポート型の学習支援を実施します。基礎学力定着と進学を支援することで社会的自立を支援し、貧困の連鎖を防止します。

16 生活困窮世帯への支援

生活困窮に関する総合相談窓口を設置し、必要に応じて、生活保護や生活保護には至らないものの困窮している場合に、生活保護制度や家賃相当を給付する住居確保給付金等の生活困窮者自立支援事業を活用しながら、課題の解決に向けた相談支援を行います。

17 次世代育成支援プログラム

生活保護受給世帯の小学3年生から中学3年生までの子どもやその親に、子どもの高校進学に対する動機付けを行うほか、高校1年生から3年生までの子どもやその親については、子どもの大学等への進学意識を高め、就学扶助や貸付資金等の情報提供や自立促進事業等の活用によって、子どもの進学を支援し、社会的自立を促します。

18 子育て家庭への経済的支援の実施

全ての子どもが、その家庭の経済状況に関わらず健やかに育つことができるように、児童手当、乳幼児及び義務教育就学児に対する医療費助成を実施します。また、ひとり親家庭等に対して、生活の安定と自立の促進のために児童扶養手当等の各種手当、医療費助成、住宅費助成を実施します。

19 障害のある子どもとその家庭への経済的支援の実施

障害のある子どもとその家庭に対し、障害児福祉手当、心身障害者福祉手当、特別児童扶養手当等の支給を行います。

20 就学援助費制度の実施

経済的理由により就学困難と認められる、市立・国公立小中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費、給食費等の一部を援助します。

21 市営住宅・福祉型住宅の子育て世帯用の住宅支援の実施
市営住宅の入居者選考において、ひとり親世帯や小さな子どもが2人以上いる世帯等の居住の安定確保が必要な方について、抽選の際の優遇措置を実施します。また、福祉型住宅の入居者募集においては、高齢者や障害者に加えて、ひとり親世帯用や子育て世帯用の募集を実施します。
22 市民社協*による経済的支援の実施
子育て家庭の生活の安定や子どもの教育等の機会均等を図るため、援助が必要な家庭に対し、(社福)武蔵野市民社会福祉協議会*において、生活福祉資金貸付事業や受験生チャレンジ支援貸付事業、むさしのジャンボリーへの参加費の支給等の経済的支援を実施します。
23 ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実
ひとり親家庭への相談支援体制を充実させ、ひとり親の方が相談しやすい環境を整備します。総合的な相談窓口として、母子・父子自立支援員*が生活全般、就業、転職、経済的な問題等の相談に応じ、資格や技能の取得のための助成制度、福祉資金の貸付、ホームヘルプサービス等多様な制度を活用してきめ細かな支援を行います。また、住宅困窮や配偶者等からの暴力等、様々な事情により家庭での養育が困難な母子世帯に対し、施設への入所を援護し、自立に向けて生活全般の支援を行います。
24 ひとり親家庭訪問型学習・生活支援事業
ひとり親家庭の児童生徒に対し、学習支援員が自宅を訪問し、寄り添い型の学習・生活支援を行います。また、保護者の育児や生活に関する相談にも応じます。

【関連するその他の事業】

- 1 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備 (P.24)
- 3 子どもの権利条例(仮称)の検討 (P.25)
- 5 子ども支援に関する庁内連携の推進 (P.25)
- 7 民生委員・児童委員との連携の推進 (P.25)
- 25 子育て短期支援事業(ショートステイ) (P.33)
- 27 児童虐待・養育困難家庭への支援の強化 (P.33)
- 28 子育て家庭への総合相談事業 (P.33)
- 29 子育て支援ネットワーク事業 (P.33)
- 31 産前・産後支援ヘルパー事業 (P.34)
- 32 配偶者等暴力被害者支援 (P.34)
- 45 乳幼児歯科相談 (P.38)
- 66 保育に関する適正な費用負担のあり方の検討 (P.45)
- 77 子どもの医療費助成の拡充 (P.48)
- 100 まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進 (P.55)
- 101 子ども・コミュニティ食堂との連携の推進 (P.55)
- 125 中学生・高校生の居場所の検討 (P.66)
- 126 円滑な社会生活・自立に向けた子ども・若者支援 (P.66)
- 137 武蔵野プレイスを活用した青少年支援事業の実施 (P.67)
- 172 帰国・外国人教育相談室による支援の充実 (P.77)
- 173 不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保 (P.78)
- 174 スクールソーシャルワーカーと家庭と子どもの支援員の配置拡充 (P.79)
- 175 切れ目のない相談支援体制づくり (P.79)
- 182 学校の福祉的機能の充実 (P.85)

施策 1-3 児童虐待の未然防止と対応力の強化

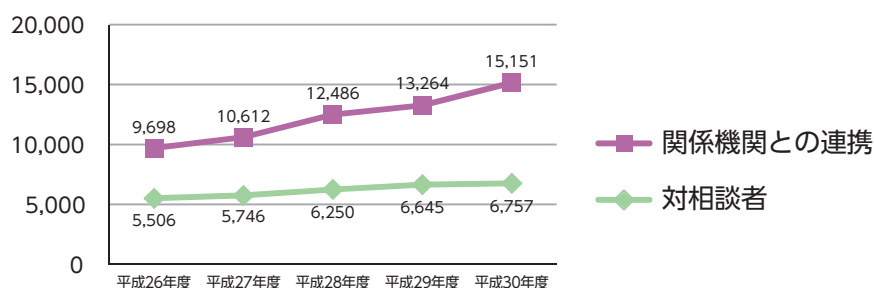
現状と課題

児童虐待が起こる背景には、いくつかの要因が重なっていることが多く、単一の機関だけで課題解消を支援していくことが困難な事例が増えてきています。家庭環境に様々な課題があるほど関わる機関が多くなり、それらが適切に連携していくことがより重要となります。子育て支援ネットワーク（P.33 参照）による情報共有を行いながら、関連する各種機関間での連携を強化し、支援の充実を図っていく必要があります。

関係機関の連携を効果的に行うためには、各機関の機能を理解し合い、役割分担をすることが必要であり、子育て支援ネットワークの調整機関としての子ども家庭支援センターの体制強化や相談員の専門性の向上が求められています。

また、関係機関の児童虐待への対応力の強化や、児童虐待を未然防止するための啓発活動等を行っていく必要があります。

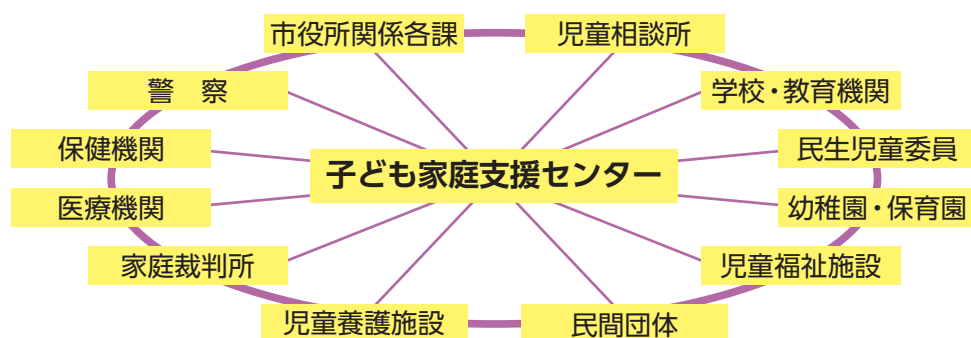
【参考】子ども家庭支援センター相談延件数の経年変化



施策の方向性

児童虐待・養育困難家庭に対する支援について、相談体制をさらに強化するため、子育て支援ネットワークにおける情報共有を行いながら、関連する各種機関間の連携を強化し、支援の充実を図ります。また、児童虐待を未然防止するための啓発活動等を引き続き行っていくとともに、それでも児童虐待は起こり得るという認識のもと、対応力を強化します。

【参考】子育て支援ネットワークイメージ図



25 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難な場合に短期間の宿泊で子どもを預かります。

市での実施計画（目標事業量とその確保方策）については、章末の別表1をご覧ください。

26 養育支援訪問事業

児童虐待のおそれや児童の養育に困難があり、特に支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問事業を実施し、家事・育児を行うヘルパーや専門相談員を派遣します。

市での実施計画（目標事業量とその確保方策）については、章末の別表1をご覧ください。

重点事業

27 児童虐待・養育困難家庭への支援の強化

目的

児童相談所*をはじめとした関係機関との連携を深め、虐待通告への対応、児童虐待が認められる家庭及び児童の養育が困難な家庭への支援並びに児童虐待を未然に防止するための啓発活動を行い、子どもの健やかな成長を支援します。

事業概要

子ども家庭支援センターを調整機関とした子育て支援ネットワークにより、児童虐待や養育困難家庭に関する情報や援助方針を共有し、適切な支援を図ります。また、相談体制の強化を図るとともに、スーパーバイザーによる定期的な助言や、虐待対応等に関する専門機関への研修参加により、職員の専門性と対応力の向上を図ります。

さらに、児童虐待のおそれや児童の養育が困難であり、特に支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問事業を実施し、家事・育児を行うヘルパーや専門相談員を派遣します。また、児童虐待を未然に防止するための啓発活動を行います。

個別事業

28 子育て家庭への総合相談事業

18歳未満の子どもがいる家庭に対する総合相談を行います。家庭内の問題に関する継続的な相談や必要に応じて他機関の紹介を行います。

29 子育て支援ネットワーク事業

児童福祉法上の要保護児童対策地域協議会にあたる守秘義務の課せられたネットワークの構築により、支援が必要な家庭への適切な対応を行うための基盤を整備します。

30 虐待予防の強化

子ども家庭支援センターと健康課（母子保健事業）との連携により、支援が必要な妊産婦や乳幼児のいる家庭への対応を強化します。

母子健康手帳の交付時の妊婦面接や乳幼児健康診査、専門職による支援等から個別の状況を把握し、医療機関等の関係機関と連携しながら家庭への早期支援を行い虐待予防を推進します。乳幼児健康診査未受診や、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していない児童の状況を把握し、支援が必要な家庭には、地域や関係機関と連携した支援を進めます。

31 産前・産後支援ヘルパー事業

子育てに関する心身の負担を軽減するために、産前産後の時期において日常生活の援助を必要とする場合に、ホームヘルパーを派遣します。

32 配偶者等暴力被害者支援

啓発講座の実施や、男女平等推進センター等各相談機関との連携により、配偶者等からの暴力被害の未然防止と早期発見に努めます。迅速な対応が必要な場合は、東京都や警察等と連携し、一時保護するなど被害者の安全を確保します。家庭での養育が困難な母子世帯は、施設で保護するとともに、生活再建や問題解決への支援をします。

子どもの目前でふるわれる配偶者等の暴力は児童虐待に当たります。このような状況に置かれる子どもに対し、子ども家庭支援センターが各機関と連携して支援します。

【関連するその他の事業】

- 1 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備（P.24）
- 3 子どもの権利条例（仮称）の検討（P.25）
- 5 子ども支援に関する庁内連携の推進（P.25）
- 6 新たな複合施設の必要性の検討（P.25）
- 7 民生委員・児童委員との連携の推進（P.25）
- 36 ゆりかごむさしの面接（P.37）
- 49 利用者支援事業（P.40）
- 50 地域子育て支援拠点事業（P.40）
- 100 まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進（P.55）
- 109 子ども家庭支援センター相談員の確保・育成（P.58）
- 168 いじめの防止に向けた取組み（P.77）

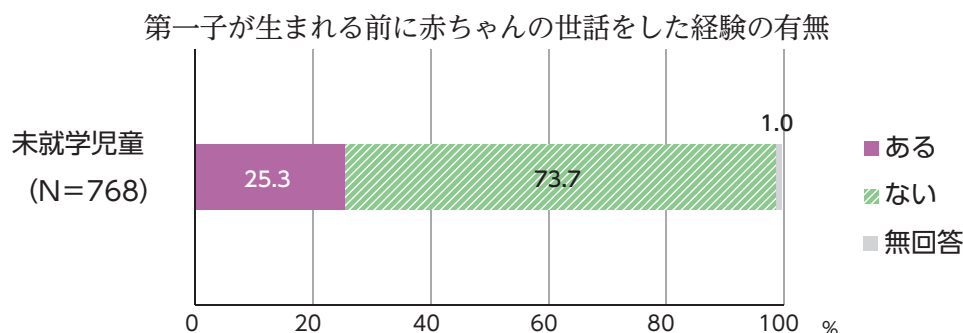
施策 1-4 妊娠期からの母子保健（ゆりかごむさしの）事業の推進

現状と課題

近年の核家族化やライフスタイルの変化等により、子育て中の家庭は悩みや不安を気軽に相談できる相手が周りにおらず、孤立しやすい環境にあります。市では、妊娠期から乳幼児期まで連続して子育て中の家庭を支援することを目的に、「ゆりかごむさしの」事業を実施しています。

近年、出産前に赤ちゃんの世話をした経験のない妊婦が多く、育児に対する知識が乏しいことから、育児に不安を持ちやすい傾向にあります。

【参考】「武蔵野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成 31 年 3 月）」より



妊娠期には、母子健康手帳交付時に専門職が全ての妊婦と面接することを目指し、「ゆりかごむさしの面接」を行い、妊婦とその家族の不安を軽減しています。また、産後には、産後電話や産後ケア事業（P.37 参照）を行い早期の支援を開始しました。継続的な支援が必要な家庭には、妊娠期から地区担当保健師が支援を行っています。

平成 28 年の母子保健法の改正で、国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資するものであることに留意しなければならないと明記されました。乳幼児健康診査や子育て相談では、児童虐待の予防を行い、乳幼児健康診査の未受診者に対しては、関係機関と連携し子どもの現認を行うよう支援を強化しています。

そのほか、安心安全な妊娠・出産・育児と乳幼児健康診査の充実のため、医療機関との情報交換の場を設けています。

妊産婦とその家族の支援については従前からきめ細かい対応をしていますが、今後も他機関とも連携しながら、全ての子どもが健全に育つよう家族全体への支援を推進していく必要があります。

施策の方向性

妊娠・出産・子育てをする人が、安心して地域で生活できるよう、妊娠期から切れ目なく支援します。子どもの成長に継続的に寄り添い、適切な情報を適切な時期に提供し、市民が安心して相談できるように努めます。

こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健康診査等、ほぼ全員に会うことができる強みを活かして、それぞれの家庭の状況を把握し、寄り添う支援を充実させます。

従来の個別支援とあわせて、多くの妊婦や子どもと接することのできる、こうのとり学級、乳幼児健康診査、育児学級等の機会を活かし、子どもの発達や子育ての見通しを伝えるなど、集団への働きかけを拡充します。また、親同士が地域で子育ての不安や悩みを語り合い解決する力をつけられるよう、子育ての仲間づくりを促すような事業を展開します。

令和元年度から開始した産後ケア（宿泊型・日帰り型）事業については、利用実績を踏まえ、拡充について検討します。

地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援新制度*に基づく事業）

33 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に、妊婦に対して健康診査を実施します。

市での実施計画（目標事業量とその確保方策）については、章末の別表1をご覧ください。

34 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

母親が育児不安を強く感じやすい乳児期早期に、健康課の保健師や助産師が家庭訪問を実施し、育児全般や母親の相談に応じます。

市での実施計画（目標事業量とその確保方策）については、章末の別表1をご覧ください。

35	産後ケア（宿泊型・日帰り型）事業
目的	出産後に家族等から支援を受けることが困難で、育児支援を必要とする母子に対し、心身のケア及び育児の支援、その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を実施することにより、産後安心して子育てができる支援体制を確保し、母子等の心身の健康の保持増進を図ります。
事業概要	出産後に家族等から十分な家事及び育児等の支援が得られない、育児不安等のある産後4か月未満の母とその子を対象に、医療機関等のベッドを活用して、助産師等の看護職が中心となり、母体や乳児へのケア、育児のサポート（育児相談、授乳支援、沐浴等）等のサービス（宿泊型と日帰り型の2種類）を行います。

個別事業

36	ゆりかごむさしの面接
	母子健康手帳交付時にゆりかごむさしの面接（妊婦面接）を実施します。市の母子保健サービスの紹介や妊娠中の過ごし方等について話し、妊娠中の様々な疑問や不安に専任の保健師等が応じます。面接を受けた方には、市内商業施設等で利用できる「子ども・子育て応援券」を配付します。
37	乳幼児健康診査（3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児）
	子どもの発育・発達の確認をし、親が日頃感じている心配事を一緒に考えていく場として、各健康診査を実施します。
38	妊婦健康歯科診査
	妊婦の口腔疾患の早期発見及び早期治療を図るとともに、口腔衛生指導及び生活指導により、妊娠中の健康で快適な生活と胎児の健全な歯牙形成に寄与することを目的に実施します。
39	こうのとりの学級
	妊娠中の不安の解消を目的に実施し、孤立しがちな母親同士の地域での仲間づくりも援助します。土曜クラスはパートナーと一緒に参加可能です。
40	マタニティ安心コール
	妊娠中の不安なこと、わからないこと等について、専任の助産師・保健師等が相談に応じます。
41	ゆりかごむさしのフェスティバル
	妊婦と赤ちゃんのいる家庭を対象に地域の関係機関と連携して、妊娠期から子育て期の家庭にとって必要な情報を発信し、相談機関として保健センターを周知します。
42	育児学級（離乳食教室・健診後フォロークラス）
	乳幼児期の育児についての基本的な知識を習得したり、育児経験や地域での交流の少ない母親に対し、育児に対する不安をグループの力を通じて解決するなど、子育て支援を行います。

43 ベビーサロン（赤ちゃん相談室）
助産師・保健師・管理栄養士等が子育ての相談に応じたり、子育てをするうえでのヒントを紹介するとともに、赤ちゃんのいる親同士で悩みを分かち合う機会を提供します。
44 親支援グループミーティング事業
支援が必要な家庭の母親に対し、育児不安の軽減や育児スキルの向上、孤立感の解消と仲間づくりを図るためグループミーティングを実施します。
45 乳幼児歯科相談
継続的な診査、指導、処置等を行うことで乳幼児の口腔の健全な発育発達を促し、心身の健康増進に寄与することを目的として実施します。
46 未熟児養育医療給付事業
未熟児で、入院し養育を受ける必要があると医師が認めた場合の医療費を助成します。
47 医療機関等との連携強化
医療機関や子育て支援施設等との連携会議を定期的に開催し、健康診査や相談事業等のさらなる充実を図ります。
48 小児・周産期救急医療の充実
地域の中核病院である「武蔵野赤十字病院」に対し、小児・周産期救急医療の基盤整備のための財政的支援を引き続き行います。

【関連するその他の事業】

- 1 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備（P.24）
- 4 子育てひろばと母子保健事業の連携強化（P.25）
- 6 新たな複合施設の必要性の検討（P.25）
- 12 乳幼児発達相談・発達健診（P.26）
- 30 虐待予防の強化（P.34）
- 49 利用者支援事業（P.40）
- 84 育児学級（離乳食教室）（P.51）
- 100 まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進（P.55）

基本施策2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

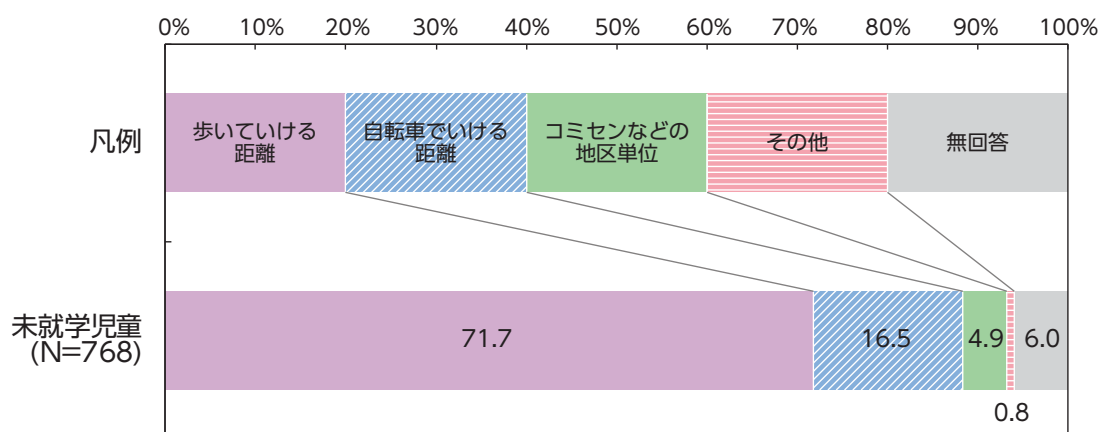
施策2-1 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化

現状と課題

市では、全国に先駆けて0123吉祥寺を平成4年に、0123はらっぱを平成13年に開設し、地域における子育て支援事業の充実を図ってきました。0123施設*のような、常設の子育てひろば（地域子育て支援拠点施設）については、現在、市内8か所で運営されています。また、常設の子育てひろばまで足を運ぶことが難しい子育て家庭のために市内のコミュニティセンター*で開催する「コミセン親子ひろば」のほか、市内の様々な子育て支援団体による、多様な形の子育てひろばが実施されています。

一方で、核家族化の進行等を背景として、地域における子育て支援のニーズはより高まっており、アンケート調査からは、各子育て家庭が歩いて行ける範囲に常設の子育てひろばが必要とされていることがわかります。

【参考】「武蔵野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査報告書（平成31年3月）」より
「子育てひろば」の自宅からの理想の範囲



また、子育て家庭が、地域に支えられているという安心感を持って子育てを行うためには、行政機関だけではなく、地域の力を活かした子育て支援が欠かせません。市では、地域全体で多様な子育て支援を行うため子育て支援団体と行政機関等の連携による「子育てひろばネットワーク」を平成27年度に設置しました。子育てに関わる主体が増える中で、それぞれが担う役割を明確化し、市全体として、より効果的に子どもと子育て家庭を支援できるような仕組みづくりが必要となっています。

共働き世帯や核家族の増加、ライフスタイルの変化によって、子育て家庭が子育てに関して必要な知識、情報を得にくくなっています。これらを継続的に得られるよう、学びの機会の提供や情報提供の充実が求められています。

施策の方向性

多様な子育て支援ニーズに対応するため、地域の子育て支援に関わる施設や団体が連携し、子育てひろばをはじめとした、多様な主体による子育て支援を充実させます。

「子育て世代包括支援センター*」を市の子育て支援の中心と位置づけ、子どもと子育て家庭に対する相談支援体制を充実させるとともに、子育て支援アドバイザー（P.41 参照）を活用した市全体のネットワークづくりを推進します。また、地域の子育て支援の核となる利用者支援事業を、既存の0123施設*に加え、桜堤児童館でも新たに実施し、市内三駅圏ごとの連携を強化します。

子育て中の家庭が、必要な情報を必要な時に得ることができ、自ら子育てについて学ぶことができるよう、学びの機会の提供や子ども・子育て情報の発信を充実させます。

地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援新制度*に基づく事業）

49 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、幼稚園・保育所等の施設や、地域の子育て支援事業等から必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や支援の紹介等を行います。

令和3年度以降、子育て世代包括支援センター*の開設に伴い、これまでの健康課に加え、新たに子ども家庭支援センターでも利用者支援事業（母子保健型）の実施を検討します。また、0123吉祥寺（吉祥寺地区）、0123はらっぱ（中央地区）に加え、武蔵境地区の利用者支援を強化するため、桜堤児童館で利用者支援事業（基本型）を実施します。利用者支援事業（基本型）実施施設は、市内三駅圏それぞれにおける子育て支援の中核を担うとともに、地域の子育て支援団体の活動支援や育成にあたります。

保育サービスに関する情報提供については、利用者支援事業（特定型）として、保育コンシェルジュ*による相談を実施します。

市での実施計画（目標事業量とその確保方策）については、章末の別表1をご覧ください。

50 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の事業（子育てひろば事業）を実施します。基本的な事業として、① 交流の場の提供・交流促進、② 子育てに関する相談・援助、③ 地域の子育て関連情報提供、④ 子育て・子育て支援に関する講習等があります。それぞれの施設において、利用者の目線に立った子育て支援を行い、子育てにおける負担の軽減や、利用者同士の交流の機会の提供を図ります。

アンケート調査では、「子育てひろば」の自宅からの理想の距離として、7割以上の方が「歩いて行ける距離」と回答しており、開設形態としては、約半数の方が「ほぼ毎日」を希望しています。現在、子育て家庭が歩いて行ける距離に、地域子育て支援拠点施設が存在しない空白地域については、地域子育て支援拠点事業の新規開設、または出張ひろば事業の実施について検討します。

市での実施計画（目標事業量とその確保方策）については、章末の別表1をご覧ください。

51 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する方（ファミリー会員）と、援助をしてくださる方（サポート会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するとともに、より利用しやすい取組みについて検討します。

市での実施計画（目標事業量とその確保方策）については、章末の別表1をご覧ください。

個別事業

52 子育て支援アドバイザーの配置

三駅圏ごとの子育て支援の核となる利用者支援事業（基本型）実施施設への助言や、地域社会全体で子育て支援を推進するための各種調整等を行う子育て支援アドバイザーを配置します。

53 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化

地域の子育て支援団体が、多様な子育て支援活動を行えるよう、子育て世代包括支援センター*は、各地域子育て支援拠点施設と協力しながら、各団体の活動を支えます。

地域社会全体での子育て支援を推進するため、子育てひろばを運営・実施している施設や各子育て支援団体、専門機関等によるネットワークを強化し、参加団体相互の情報交換や研修会を実施するほか、市民向けに子育て支援情報の発信を行います。

54 子育てひろばと共助による子育て支援の充実

乳幼児とその保護者の交流の促進、子育て等に関する相談、地域の子育て関連情報の提供等を行うコミセン親子ひろば事業を、身近なコミュニティセンター*で実施します。また、子育てひろばの担い手となる実施団体に対して経費の一部を補助し、collabono（こらぼの）コミセン親子ひろば*を展開するとともに、地域社協*が実施する子育てサロン活動や世代間交流事業と連携し、共助の子育て支援の充実及び地域の活性化を図ります。

55 多胎児支援の充実

多胎児の育児を支援するため、当事者の親同士で情報交換したり、親子で楽しく遊んだりする場を提供するとともに、必要な支援について検討します。

56 幼稚園や保育所における子育て支援事業の充実

育児に関する相談や支援を行うなど、地域の子育て支援施設としての幼稚園や保育所における地域子育て支援事業の充実を図ります。

57 訪問支援事業の充実の検討

既存の施策では支援につながりにくい子ども・子育て家庭に対する新たな訪問型支援事業の導入について検討します。

58 子ども・子育て情報発信の充実

市報、ホームページにおいて、子ども・子育て関連情報を見やすく発信します。ホームページのキッズページについてもわかりやすい構成・内容とします。

市の子育てに関する情報を見やすくまとめた子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」を運営し、会員登録をした方に、市からの子育て支援情報や、予防接種のスケジュール等をメールで配信します。

子育て支援施設や遊び場、相談窓口、市の事業やサービス、保育所情報、団体紹介まで多岐にわたる子育て支援情報誌「すくすく」を発行します。

上記の取組みに加え、より積極的かつ効果的な広報・広聴のあり方について、検討を行います。

59 親支援事業の充実

主に乳幼児を子育て中の保護者に対して実施する親自身の学びや成長支援、親同士の交流、父親の育児参加を促進する啓発事業等について、既存の講座・講演会の再編を検討します。

60 親と子の広場等の開催

主に、1歳6か月から2歳6か月までの子どもとその保護者を対象に、親子でリズム遊び・ごっこあそびや手あそびをする中で、親子で遊ぶ楽しさを味わい、親同士、子ども同士または親子同士のふれあいの場となる事業を行います。

【関連するその他の事業】

- 1 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備 (P.24)
- 4 子育てひろばと母子保健事業の連携強化 (P.25)
- 8 発達に心配のある子どもと保護者を支える取組み (P.26)
- 25 子育て短期支援事業（ショートステイ）(P.33)
- 31 産前・産後支援ヘルパー事業 (P.34)
- 62 一時預かり事業（預かり保育・一時保育）(P.43)
- 63 病児・病後児保育事業 (P.44)
- 89 子ども・子育て支援施設のあり方検討 (P.53)
- 93 桜堤児童館における子ども・子育て支援機能の充実 (P.53)
- 94 桜堤児童館の整備方針の検討 (P.53)
- 96 地域子育て支援拠点施設のあり方の検討 (P.54)
- 98 地域子育て支援拠点施設における防災態勢の強化 (P.54)
- 100 まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進 (P.55)
- 123 家庭や地域社会に向けた幼児教育等に関する情報の発信、共通理解の促進 (P.64)

子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」 (<https://musashino.city-hc.jp/>)



◀こちらから
ご登録
いただけます

施策 2-2 希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上

現状と課題

これまで認可保育所や認証保育所の開設等により必要な定員枠を確保してきましたが、女性就業率の増加や幼児教育・保育の無償化の実施等に伴い、保育需要は今後も増えることが見込まれています。そのため、「待機児童ゼロ」を達成・継続していくための取組みが必要になると考えられます。

病児・病後児保育施設を三駅圏に整備しました。事業の性質上、利用者ニーズと施設の受入れのマッチングが課題となっています。利用者の利便性の向上と事業の安定性を図るための方法を検討する必要があります。

待機児童対策としてその受け皿となる様々な保育施設が増え、保育の量的整備が行われています。その一方で、保育の質を維持し、さらなる向上を図る必要があります。

施策の方向性

待機児童対策については、希望する保育施設に入所できるよう、地域ごとの保育ニーズを把握し、必要な地域に適切な規模の保育施設を整備していくとともに、認証保育所の認可保育所への移行など既存施設の活用もあわせて検討します。

保育施設の利用者の増加に伴い、病児・病後児保育への利用ニーズも増えていることから、その利便性の向上及び充実のための方法を検討します。

保育の実施責任のある市の責務として、保育アドバイザー*等による巡回支援や施設に対する指導検査の強化を図るとともに、既存施設職員向けの実務研修や、新規保育所における開設前研修の実施等を通じて、保育の質の確保・向上を図ります。

地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援新制度*に基づく事業）

61 延長保育事業（時間外保育事業）

保育所の保育時間は原則は8時間ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、延長保育（時間外保育）を実施します。

市での実施計画（目標事業量とその確保方策）については、章末の別表1をご覧ください。

62 一時預かり事業（預かり保育・一時保育）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かります。

市での実施計画（目標事業量とその確保方策）については、章末の別表1をご覧ください。

63 病児・病後児保育事業

インフルエンザ等の感染症で集団保育が困難な児童を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育します。保育施設の利用者の増加に伴い、病児・病後児保育への利用ニーズも増えていることから、その利便性の向上及び充実のための方法を検討します。

市での実施計画（目標事業量とその確保方策）については、章末の別表1をご覧ください。

重点事業

64 希望する保育施設に入所できる施策の推進

目的

希望する保育施設に入所できるよう、保育施設の整備等を進めていきます。

事業概要

ニーズ調査の結果に基づき、保育施設の整備等を進めていきます。地域型保育事業*の卒園後の受入先を確保するため、既存施設の有効活用（認証保育所の認可化等）を検討、実施します。
詳しい実施計画（目標事業量とその確保方策）については、章末の別表1をご覧ください。

65 保育の質の維持・向上のための取組み

目的

保育の量の充実のために保育施設の整備が進んでいることを受け、保育の質のより一層の充実・向上を図ります。

事業概要

保育のガイドライン*に基づき、保育実践の検討を継続して実施し、研修等を通じて実践の共有化を図ります。保育所保育指針改定（平成30年4月）を踏まえた保育のガイドラインの見直しを令和2年度中に行います。
地域型保育事業*と保育所との連携を図る地域連絡会を継続して行い、連携の強化を図ります。また、各地域間での情報共有を図るための全体会等を実施します。
指導検査により適切な保育の実施を担保しつつ、市全体のレベルを上げる取組みを行っていきます。
引き続きリスクマネジメントに係る調査を行い、委員会による議論を踏まえたフィードバック等により、市内保育施設におけるリスク予防及び対応力強化の取組みを行っていきます。
このほか、保育アドバイザー*による巡回支援、保育総合アドバイザー*巡回、保育相談員巡回、全体研修会や園内研修、施設長に向けた専門研修等及び新規保育所に対する開設前研修を実施します。

66 保育に関する適正な費用負担のあり方の検討
認可外保育施設*、私立幼稚園等の保護者に対する経済的支援については、令和元年10月から実施した幼児教育・保育の無償化による影響を見ながら検討していきます。
67 指導検査の実施
個々の保育所等が、法令等で求められている基準にのっとり運営がされているかを検査するため、実地等にて確認を行います。
68 リスクマネジメントへの取り組み
保育所等のリスク予防及び対応力の強化のために、委員会による議論を踏まえた調査・提言のフィードバックを行います。
69 保育アドバイザー*による巡回支援
市立保育所の園長等の経験のある保育アドバイザーが市内保育施設を巡回し、保育の質の向上のための指導・助言を行います。

【関連するその他の事業】

- 13 幼児教育・保育における発達に心配のある子どもや保護者への支援 (P.26)
- 49 利用者支援事業 (P.40)
- 51 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）(P.41)
- 89 子ども・子育て支援施設のあり方検討 (P.53)
- 90 市立保育園の役割・あり方の検討 (P.53)
- 91 市立保育園・子ども協会立保育園の改築・改修計画の推進 (P.53)
- 92 民間認可保育所の改築・改修への支援 (P.53)
- 99 災害時等における保育所の役割の検討 (P.54)
- 107 保育人材等の確保・育成 (P.57)
- 120 生きる力を育む幼児教育の振興 (P.63)
- 122 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等の連携強化 (P.64)
- 123 家庭や地域社会に向けた幼児教育等に関する情報の発信、共通理解の促進 (P.64)

施策 2-3 地域子ども館事業の充実

現状と課題

児童数の増加及び共働き夫婦等の増加により、学童クラブの希望児童数が年々増加しています。また、近年の子どもを取り巻く環境の変化により、児童が安心・安全に放課後を過ごすことのできる場所の確保が求められています。

また、障害を持つ児童の受入れを小学校6年生まで広げたこと、特別な支援の必要な児童が増加していることから、さらなる学童育成の質の向上が求められています。

地域子ども館あそべえでは、児童が自由に登降所し、異年齢・異学年交流で活動していますが、高学年も来所しやすい環境づくりが必要です。また、特別な配慮の必要な児童の増加に伴う対応に課題があります。

施策の方向性

全ての就学児童が放課後等を安全に過ごし、多様な体験・活動を通じ、健やかな成長ができるよう、地域子ども館事業について現状を評価するとともに充実させます。

地域子ども館あそべえについては、高学年が来所しやすい環境づくりを検討するとともに、夏季休業期間の高学年用開放教室の確保を検討します。

学童クラブについては、質の向上を推進するとともに、低学年児童の待機児童を出さないよう、学校敷地内及び隣接地での整備を行います。また、4年生以上の受入れについては、施設の拡充等の進捗や地域での子どもの居場所の状況を見据えながら検討を進め、まずは保護者のニーズの高い学校長期休業中の一時育成事業について優先的に検討を進めます。

地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援新制度*に基づく事業）

70 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室等で過ごすことができるよう、学童クラブ事業を実施します。

市での実施計画（目標事業量とその確保方策）については、章末の別表1をご覧ください。

71 地域子ども館あそべえ（放課後子供教室*）の充実
1年生から6年生までの放課後の居場所として、教室開放、校庭開放、図書室開放を行います。自由来所型の施設として、児童の自発的な成長を支援します。高学年の利用促進のため、高学年向けプログラムの作成を検討します。また、夏季休業期間の高学年用開放教室の確保について検討します。
72 地域子ども館こどもクラブ（学童クラブ）の充実
放課後保護者の監護が受けられない児童の育成を行います。入会児童の増加に伴い、低学年児童の待機児童を出さないようクラブ室の適正な整備及び支援員の適正配置等、育成環境を整えます。4年生以上の受入れについては、まずは学校長期休業中の検討を進めます。また、育成の質の向上のため、支援員のスキルアップを図ります。
73 地域子ども館と関係機関の連携の推進
地域子ども館と学校とで定期的に打合せを行い、情報共有を図り、児童の健全育成に努めます。また、地域子ども館推進会議を定期的に開催し、地域全体で児童の健全育成を見守ります。 支援の必要な児童について関係機関と連携協力しながら、放課後の居場所としてふさわしい環境を整えます。
74 専門相談員による巡回相談の実施
特別な支援の必要な児童への対応について、専門相談員による巡回相談を行い、支援の質の向上のため、支援員に対する指導・助言を行います。
75 地域子ども館の利用者や地域住民への周知の推進
教育委員会と協力し、次年度就学予定の児童が就学時健診を受ける際に、地域子ども館あそべえと学童クラブの見学会を実施することで、利用者に地域子ども館の事業内容の周知を図ります。また、地域のコミュニティセンター*等のイベントに積極的に参加し、地域住民に事業内容を周知していきます。
76 民間学童クラブへの支援
保護者ニーズの多様化に対応するため、民間学童クラブへの支援を検討します。

【関連するその他の事業】

- 95 地域子ども館あそべえ・学童クラブの改築・改修計画の推進（P.53）
- 108 学童クラブ支援員の人材確保・育成（P.57）

施策 2-4 子どもの医療費助成の拡充

現状と課題

現在、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度は、子育てを支援する子育て施策として東京都の助成制度に加え市独自の助成を行い、0歳から15歳までの児童を対象に、所得制限を設けず医療費の自己負担額を無償としています。しかし、教育費等により子育てにおいて経済的な負担が大きくなる16歳から18歳までの子どもを養育している家庭に対しては、助成は行われていません。

全ての子育て家庭に対して、子どもの医療にかかる費用を心配することなく速やかに受診できる環境を整備し、子どもの保健の向上と経済的負担の軽減を図る必要があります。

施策の方向性

18歳までの子どもの医療費についても、子どもの保健の向上と子育て家庭の経済的負担を軽減し、必要な医療を安心して受けられる環境を整備するため、所得制限なく無償とする仕組みを検討し、制度の導入を目指します。

重点事業

77	子どもの医療費助成の拡充
目的	全ての子どもが健やかに成長することができるよう、医療費助成の対象年齢を拡大し、子どもの保健の向上と子育て家庭の経済的な負担の軽減を図ります。
事業概要	子どもの医療費助成の対象年齢の上限を現行制度の15歳から18歳に拡大し、子育て家庭への支援を充実します。助成内容については、乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度と同程度の内容を目指します。利用にあたっては、所得制限は設けず無償とする仕組みを検討し、全ての子育て家庭への支援体制を強化します。制度構築にあたっては、関係機関との連携を密に図り、利用者にとってわかりやすく使いやすい仕組みの構築を目指します。

【関連するその他の事業】

18 子育て家庭への経済的支援の実施 (P.30)

施策 2-5 ライフステージの特性に応じた食育の推進

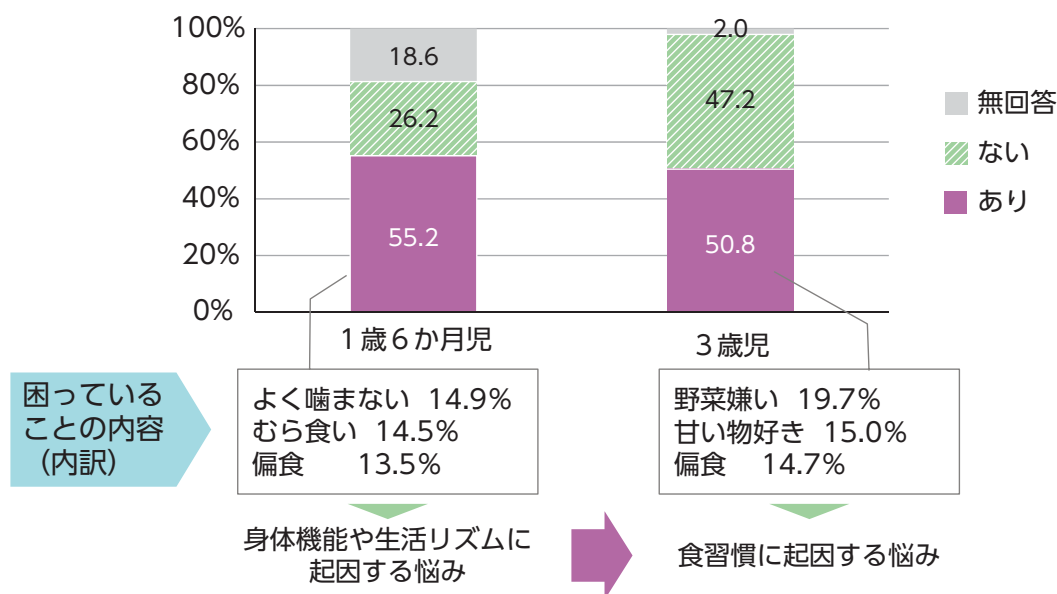
現状と課題

乳幼児期は、身体・口腔機能が著しく発達し、食習慣や人格形成の基礎がつくられる時期です。妊娠届出時のアンケートでは、約20%が「妊娠時の不安なこと」として、「食事」と答えています。

乳幼児健康診査の問診票によると、保護者が「食生活で困っていること」として、1歳6か月児では身体機能や生活リズムに起因する悩みが多くありますが、3歳児では、野菜嫌い・甘いもの好き等、食習慣に起因する悩みが目立っています。このことから、乳幼児期から食習慣における課題が出てくると考えられます。

【参考】平成25～27年度 乳幼児健康診査における問診票集計結果より

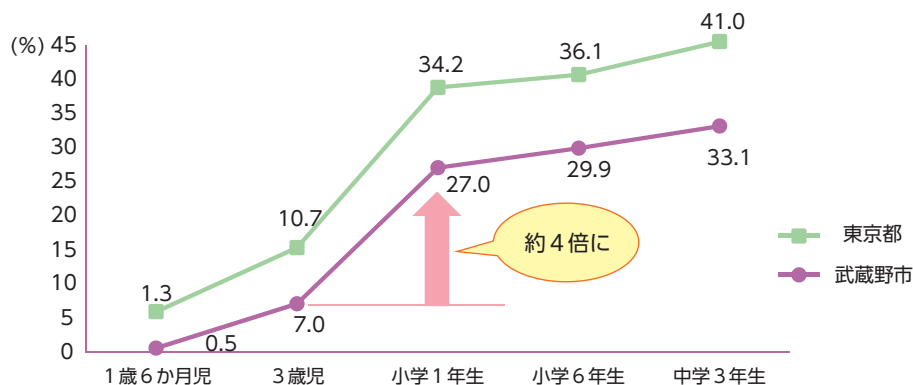
子どもの食生活で困っていること



歯科健康診査結果では3歳児から小学校入学までの間にむし歯被患者率が約4倍に増加している現状があります。

これらのことから、親の手が離れ自立した時に、食の選択力や、歯磨きを自分でできる力を身に付けておく必要があるため、保護者に対して、食習慣や歯磨き等の生活習慣に関する正しい知識を伝えることが重要です。

【参考】むし歯被患者率の推移 (平成28年度)



「食育基本法」を踏まえ、保育所保育指針（平成30年4月改定）や「保育所における食事提供ガイドライン」（平成24年3月厚生労働省）では、「食を営む力」の育成に向け、保育所においてその基礎を培うことを目標とした食育が求められており、「食」を提供する取組みはその軸となるものであるとされています。

市内保育所等においては、「武蔵野市保育のガイドライン*」の中で、食育を保育の一環として位置付け、給食の提供と、給食を活用した食育を実施しています。

施策の方向性

食に関する能力を身に付け、その力を発揮して生活を営み、生涯を通じて健康的な生活を営めるように、子どもというライフステージの特性に応じた効果的なアプローチにより支援します。

食物をよく噛んでおいしく食べ、健康で豊かな食生活を送るためには、口腔機能が十分に発達し、維持されることが重要です。このため、乳幼児期における機能獲得から始まる、歯と口の健康づくりを通じた食育を推進します。

よりよい食環境を維持するため、消費者から生産者に対する理解・感謝の気持ちと、生産者から消費者に対する安心・安全な食品の提供という、生産から消費までの「食の循環」を生み出す取組みを、市内や友好都市等の生産者と連携して行います。

地域の力を活用した食を通じた世代間交流を通し、食の楽しみ、食文化、伝統行事、料理技術等を継承していきます。

個別事業

78 食育担当課連絡会議

食育を実施している課による連絡会議を開催し、情報共有を行いながら、市の食育基本方針に基づき、子どもに対するものを含めた食の取組みを進めていきます。多分野にまたがる庁内食育担当課・庁外関係機関の連携を推進します。

79 クックパッドによる食情報発信

離乳食や保育園給食・学校給食のレシピ、食に関するイベント等の情報をクックパッドにより発信します。

80 健康づくり支援センター*における食育事業

健康づくり支援センターによる幼児とその保護者向けの食育講習会を行います。

81 乳幼児歯科相談における食育の取組み

定期健診初回の「むし歯予防教室」の中で、管理栄養士から幼児向けの栄養バランスや間食のとり方を伝えるとともに、歯科衛生士から口腔ケアについて必要な知識を伝えます。

82 乳幼児健康診査・発達相談における食育の取組み

健康診査・発達相談の中で、管理栄養士から離乳食について、歯科衛生士から口腔ケアについての話をするとともに、個別相談を行い、望ましい食習慣の形成と口腔機能発達のための支援を行います。

83 こうのとり学級における食育の取組み
妊娠期からの食育講座（健康教育、調理デモンストレーション、試食）を実施します。
84 育児学級（離乳食教室）
管理栄養士による、発達に合わせた離乳食の話と簡単な試食を行います。また、保健師から生活リズムについて伝えるとともに、歯科衛生士から歯の手入れについて必要な知識を伝えます。
85 ゆりかごむさしのフェスティバルにおける食育の啓発
離乳食・幼児食の紹介、食事・口腔ケアのパネル展示、調理デモンストレーション等を行います。
86 保育施設等における子どもの食環境に関する啓発の推進
保育所の栄養士等が、保育園給食等様々な場面を通して食育の推進に取り組んでいきます。また、保育所の栄養士が中心となり、地域型保育事業*と連携を図り、食育の質の向上を図っていきます。
87 夏休み親子教室における食育の取組み
親子で協力して実習できる手打ちうどんづくり等の体験を通して、食への関心を高める食育及び食環境に関する啓発を行います。
88 野菜栽培体験学習事業
食への関心を高め、理解と感謝の気持ちを育むための生産体験の推進を行います。野菜栽培・収穫を通じて、未就学児童や小学生の食育に対する理解を深めます。

【関連するその他の事業】

- 101 子ども・コミュニティ食堂との連携の推進（P.55）
- 104 こうのとりベジタブル事業（P.56）
- 162 食育の推進（P.73）
- 184 新学校給食桜堤調理場の整備（P.87）
- 185 小学校自校給食調理施設の整備（P.87）

施策 2-6 子ども・子育て支援施設のあり方検討

現状と課題

市では、昭和 30 年代から 40 年代にかけての急激な人口増加や市民のニーズに対応して、早期から計画的に、市立保育園をはじめとした、子ども・子育て支援施設を整備・拡充してきました。

一方、近年における少子高齢化の進行に伴い、生産年齢人口が減少し税収の増加が望めないことや社会保障関連費が増加すること等、将来は厳しい財政状況になることが予測されることから、今後も同様に施設を整備することは難しい状況にあります。また、これまでに整備してきた公共施設等が、今後更新時期を迎え、多額の費用負担が発生することから、様々な工夫をしながら計画的な整備・更新を行う必要があります。

こうした状況を受け、市では全ての公共施設等を俯瞰した基本的な方針である「武蔵野市公共施設等総合管理計画*」を策定しています。同計画の基本方針及び人口推計や市民ニーズ調査の結果を踏まえ、子ども・子育て支援施設についても、そのあり方や整備方針に関する検討を進めていく必要があります。

また、大規模な災害が発生した際、子どもと子育て家庭には特別な支援が必要となります。各子ども・子育て支援施設について、災害時における役割を明確にしておくことが必要です。

施策の方向性

子どもと子育て家庭が、安心して適切なサービスを受けることができるよう、子ども・子育て支援施設について、今後の財政状況、人口推計及び市民ニーズ調査の結果を踏まえ、市の子ども・子育て支援施設のあり方の検討を進めます。

市立保育園については、市内の保育の状況や外部有識者など幅広い意見を踏まえて、その役割とあり方の検討を進めます。

桜堤児童館については、現在の事業に加え、未就学児を対象とした事業を拡充します。

各子ども・子育て支援施設については、公共施設等総合管理計画*の改定を踏まえ、計画的な維持・更新のための方針を策定し、整備を進めます。

災害時における各子ども・子育て支援施設の役割について検討を行い、マニュアルの整備や、災害時の態勢の強化を図ります。



0123はらっぱ



南保育園

89	子ども・子育て支援施設のあり方検討
目的	子どもと子育て家庭が、安心して適切なサービスを受けることができるよう、子ども・子育て支援施設の計画的な整備を行います。
事業概要	「武蔵野市公共施設等総合管理計画*」に基づく子ども・子育て支援施設の類型別施設整備計画として本施策（施策2-6 子ども・子育て支援施設のあり方検討）を位置付けます。 各子ども・子育て支援施設については、本施策に基づく計画的な整備を行います。施設ごとの詳細な整備計画については、個別事業及び章末の別表2「子ども・子育て支援施設一覧」をご覧ください。

個別事業

90	市立保育園の役割・あり方の検討
	市内の子ども・子育て支援関係施設の状況、市から移管した子ども協会*立保育園に対する評価結果等を踏まえ、市立保育園の役割とあり方の検証を進めます。
91	市立保育園・子ども協会*立保育園の改築・改修計画の推進
	市立保育園・子ども協会立保育園については、保育需要の動向にも留意するとともに、市立保育園のあり方検討の結果を踏まえ、必要な改築・改修を行います。改築の際は、保育園を利用する世帯への影響も考え、工事着工の5年前程度をめどに計画を公表できるようにします。 築50年となる市立南保育園、子ども協会立東保育園については、令和2年度中に整備計画を策定します。 他の保育園については、日常的な予防保全、設備更新等を行い、長寿命化を図ります。
92	民間認可保育所の改築・改修への支援
	民間認可保育所における良好な保育環境を確保するため、改築・改修に対する支援を行います。
93	桜堤児童館における子ども・子育て支援機能の充実
	乳幼児の親子と小・中学生を対象に、健全な遊びと安全な居場所の提供を行い子ども達の健全育成を図ります。また、子育て支援施設として、乳幼児の親子を対象とした事業を拡充するとともに、子ども協会*と連携して利用者支援事業（基本型）を実施し、相談機能や地域の子育て支援団体の活動支援機能を充実させます。
94	桜堤児童館の整備方針の検討
	桜堤児童館について、日常的な予防保全、小規模な設備更新等を行い、長寿命化を図ります。
95	地域子ども館あそべえ・学童クラブの改築・改修計画の推進
	学校施設内または敷地内に設置した施設については、学校施設整備基本計画に基づき整備等を行います。更新するまでの間、必要な育成環境を確保するため、教育委員会と連携しつつ、適切に維持管理します。 今後の児童数の増加に対応し、学童クラブの利用児童数の増加が見込まれる小学校については、学校敷地内及び隣接地での整備を行います。

96 地域子育て支援拠点施設のあり方の検討

0123施設*等の各地域子育て支援拠点施設については、その機能・役割を検証し、施設の全体的なあり方を検討します。

0123施設とすくすく泉*については、日常的な予防保全、設備更新等を行い、長寿命化を図ります。

97 市立自然の村*の保全及びキャビン更新の検討

むさしのジャンボリー事業については、長野県川上村の豊かな自然環境の中で行う貴重な自然体験事業であり、「武蔵野市立自然の村」はその活動拠点として重要な役割を担っています。中央棟及び管理棟については、築年数、施設及び設備の状況により、必要な予防保全のための修繕を継続的に行います。キャビン地区の建築物及び構造物については、外壁や床、屋根の更新を含め、必要な予防保全のための修繕を継続的に行います。また、改修・保全にかかる経費と建て替えにかかる経費を比較して効果的な時期に建て替えを行えるよう準備を行います。建て替えにあたっては、むさしのジャンボリー事業の支障とならないよう、エリアを分けて複数年で順次工事を行う等の方法で建替え計画の策定を検討します。

98 地域子育て支援拠点施設における防災態勢の強化

災害時における地域子育て支援拠点施設の役割の整理や、マニュアルの見直し等を行い、災害時の態勢強化を図ります。

99 災害時等における保育所の役割の検討

東日本大震災で顕在化した様々な課題に対し、備蓄品の購入やマニュアルの共有化、BCP*の作成、防災訓練・防災教育を実施し、災害時の態勢強化と役割の検討を行います。また、災害情報を速やかに発信していきます。

市内保育施設に対して、不審者情報等を迅速に提供します。また、新たに開設する保育施設に対して学校110番*を設置します。

危機管理マニュアル等の策定・修正、子ども向けの防災・防犯教育を推進します。

【関連するその他の事業】

- 1 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備 (P.24)
- 2 児童発達支援センターによる子どもの発達支援の強化 (P.25)
- 6 新たな複合施設の必要性の検討 (P.25)
- 49 利用者支援事業 (P.40)
- 50 地域子育て支援拠点事業 (P.40)
- 53 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 (P.41)
- 64 希望する保育施設に入所できる施策の推進 (P.44)
- 71 地域子ども館あそべえ（放課後子供教室）の充実 (P.47)
- 72 地域子ども館こどもクラブ（学童クラブ）の充実 (P.47)
- 125 中学生・高校生の居場所の検討 (P.66)
- 128 むさしのジャンボリー事業の充実 (P.66)
- 183 学校改築の計画的な推進 (P.87)
- 186 児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の改修 (P.88)

基本施策3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

施策3-1 まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進

現状と課題

まちぐるみで子どもと子育てを応援することを目指し、市では、これまでも「子ども・子育て応援券事業」、「ベビーカー貸出しサービス事業*」等の取組みを通じて、行政だけではなく、地域の力を活かした子育て支援を充実させてきました。

子育て家庭が、地域で安心して子育てをするためには、直接子育て支援に関わる方だけでなく、企業や店舗、コミュニティセンター*等、あらゆる場所で、子ども・子育てに温かい眼差しを向けられるようなまちづくりをさらに進める必要があります。

近年、子ども・コミュニティ食堂*等、地域で子どもたちを応援しようとする新たな取組みも生まれています。こうした民間の取組みと行政が随時連携していくことも求められています。

施策の方向性

子育て中の家庭が、地域に支えられているという実感を持ちながら、安心して子育てができるよう、まちぐるみで子どもと子育てを応援する取組みを、関連する団体、施設、専門機関等と積極的に連携、協働し、行政の分野の枠を越えて推進します。

個別事業

100 まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進

地域の企業や店舗等を含めたまちぐるみで子育てを応援することを目的として、妊娠中に専門職による「ゆりかごむさしの面接」を受けた市民に対し、市内商業施設等で利用できる「子ども・子育て応援券」を配付します。また、乳幼児連れの来街者が、子どもと一緒にまち歩きを楽しむことができるよう、吉祥寺駅周辺の商業施設等に、貸出し用のベビーカーを引き続き設置します。その他、企業や店舗、コミュニティセンター*等と協力した子育て支援事業について、随時実施を検討していきます。

101 子ども・コミュニティ食堂*との連携の推進

市内の子ども・コミュニティ食堂について、今後のあり方を検討するとともに、運営に対する補助制度を新たに創設します。また、市、関係機関、各食堂間の連携を強化し、広報活動の支援等を行います。

102 世代間交流による地域のつながりと支え合いの推進

子育てひろばみずきっこ（北町高齢者センター2階）やテンミリオンハウス花時計において、乳幼児親子がデイサービス等を利用する高齢者と交流するイベントや、児童が高齢者とともに伝統文化にふれる講座等を開催し、地域のつながりと支え合いを推進します。

103 ワーク・ライフ・バランス * の取組みの推進

働く人が子育てをしやすい環境の実現を目指して、講演会の開催や情報提供等を通じて、事業者を含めた市民に広くワーク・ライフ・バランスに関する啓発を行います。

104 こうのとりのベジタブル事業

新生児が誕生した家庭に市内産農産物と交換できる「野菜等引換券」を贈り、地産地消と食育の推進を図ります。

105 公共施設や民間施設のバリアフリー化の推進

全ての人が地域の中で快適な暮らしを送れるように、人にやさしいユニバーサルデザイン * のまちづくりを進めます。

武蔵野市バリアフリー基本構想に基づき、事業を推進します（公共施設のバリアフリー化・民間施設への働きかけを行います）。

106 公園・緑地の新設と拡充

子育てしやすい環境作りには公園が必要です。公園・緑地が地域に根ざした魅力ある空間となるように、地域のニーズに合わせた広さのある公園の配置と柔軟な公園緑地の活用に取り組めます。また、子育て世代の交流の場として、子育て家庭が利用しやすい公園の環境づくりを推進します。

【関連するその他の事業】

- 1 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備（P.24）
- 3 子どもの権利条例（仮称）の検討（P.25）
- 30 虐待予防の強化（P.34）
- 36 ゆりかごむさしの面接（P.37）
- 49 利用者支援事業（P.40）
- 52 子育て支援アドバイザーの配置（P.41）
- 53 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化（P.41）
- 54 子育てひろばと共助による子育て支援の充実（P.41）
- 110 地域の子育て支援者の養成と活動を支える取組み（P.59）
- 111 青少年問題協議会地区委員会への市民の参加促進（P.59）
- 146 スポーツ施設ネットワークの構築（P.70）
- 180 学校・家庭・地域が目標を共有した学校協働体制の構築（P.85）
- 181 文化芸術活動の充実（P.85）



ベビーカー貸出しサービス事業「ベビ吉」



吉祥寺駅周辺でベビーカーの貸出しを行っています。

施策 3-2 保育人材等の確保と育成

現状と課題

平成 31 年 4 月 1 日現在、市内には保育所、認定こども園、地域型保育事業*、認証保育所あわせて 70 の保育施設がありますが、女性就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化等に伴い、今後も保育需要は増えることが見込まれます。良質な保育を提供するためには、待機児童の解消と同時に保育の担い手である保育人材の確保もあわせて行う必要があります。

保育園の利用者数増に伴い、学童クラブ入会希望児童も増加傾向が続いています。学童待機児童を出さないよう、育成にあたる支援員の確保が必要です。

児童虐待・養育困難家庭への支援については、相談対応件数が増加し続けており、課題が困難化・複雑化しています。家庭への適切な支援を行うことのできる相談員の確保・育成が課題となっています。

施策の方向性

保育需要の増加が見込まれるなか、良質な保育を提供するために、保育人材の確保と育成への取り組みを行います。

保育の担い手である保育人材の確保については、潜在保育士*の活用等の対策を検討します。入会希望児童の増加している学童クラブで待機児童を出さないようクラブ室を整備し、育成にあたる支援員を確保します。

児童虐待・養育困難家庭への支援については、家庭への適切な支援を行うことのできる相談員の確保と育成を進めます。

個別事業

107 保育人材等の確保・育成

都と合同実施する就職相談会、潜在保育士*の活用に向けた研修会等の実施により保育人材等の確保を図ります。また、保育所における、保育実習・子育て支援員研修の受入れを行うとともに、経験の浅い保育士の育成を図るための研修等の実施を検討します。

国や都の制度等を活用しながら、保育士が安定して働き続けられるよう、職場環境や処遇の改善に取り組めます。

108 学童クラブ支援員の人材確保・育成

平成 27 年度法改正により学童クラブで育成にあたるには「学童クラブ支援員」資格が要件となりました。学童クラブ職員が支援員資格を取得できるよう外部研修の受講を進めます。育成の質の向上を図るため、外部講師を招いての研修等を定期的開催します。また、支援員の安定確保のため、職員待遇の向上を検討します。

109 子ども家庭支援センター相談員の確保・育成

要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども家庭支援センターには、専門職の配置が義務付けられています。必要な人材を安定して確保・定着させる方策を検討します。また、相談員の資質と対応力の向上を図るため、内部研修を充実させるとともに、東京都をはじめとする外部の研修にも積極的に参加します。

【関連するその他の事業】

- 13 幼児教育・保育における発達に心配のある子どもや保護者への支援 (P.26)
- 27 児童虐待・養育困難家庭への支援の強化 (P.33)
- 28 子育て家庭への総合相談事業 (P.33)
- 64 希望する保育施設に入所できる施策の推進 (P.44)
- 65 保育の質の維持・向上のための取組み (P.44)
- 69 保育アドバイザーによる巡回支援 (P.45)
- 72 地域子ども館こどもクラブ（学童クラブ）の充実 (P.47)
- 74 専門相談員による巡回相談の実施 (P.47)

施策 3-3 子ども・子育てを支える地域の担い手の育成

現状と課題

地域住民同士の関係の希薄化や共働き世帯の増加等により、地域のための活動の担い手が固定化し、新たな担い手が不足しています。一方で、地震等の災害や子どもの安全を脅かす事件、引きこもりの長期化等の問題から、ますます地域住民同士がつながり、地域で安全を守ることの重要性が高まっています。

仕事と私生活の適正なバランスのための働き方の見直しや生活の質の向上が求められる社会の中で、より多くの市民が地域活動に参加し、お互いに支え合うことにより、地域が活性化し、生活の充実に結びつくよう支援を行うことが求められています。

施策の方向性

子どもが健やかに育つためには、家庭、学校、地域住民が、それぞれの関わりにおいて支え合うことが必要です。その仕組みづくりを推進します。

ファミリー・サポート・センター事業のサポート会員や子育てひろばのボランティアスタッフ等、地域の子育て支援人材の発掘や育成、活動継続のための支援を引き続き行っていきます。

青少年問題協議会地区委員会*の活動への支援を充実させ、市民の理解と参加促進を図ります。また、義務教育段階から地域活動に参加する機会をさらに充実させ、その主体的な取組みをサポートすることや、地域団体等との関係づくりを通じて、次世代の担い手を育成します。

個別事業

110 地域の子育て支援者の養成と活動を支える取組み

ファミリー・サポート・センター事業のサポート会員や、子育てひろばのボランティアスタッフ等、地域の子育て支援者や、子育て支援に関心のある市民を対象に、地域で子育て家庭を支えることの重要性や、支援者としてのスキルを学ぶための講座・研修等を実施し、地域の子育て力の向上を図ります。

また、子育て支援団体の継続的な活動を支えるための取組みを充実させます。

111 青少年問題協議会地区委員会*への市民の参加促進

子どもの健全育成及び地域活性化の活動に関わるあらゆる団体や学校、地域住民により組織されている青少年問題協議会地区委員会に対して、補助等に加え、同委員会の活動を持続可能なものとし、さらに充実させるための支援を行います。

112 中学生・高校生リーダー制度の充実（次世代の担い手の育成）

中学生・高校生を対象に地域の指導者となるための講習会を実施し、その修了者にボランティアとして地域行事等に参加する機会を提供することで、将来の地域活動の担い手育成を行います。

113 ボランティアキャンペーン「ナツボラ」の実施

夏休みを利用して、中学生以上を対象に、市内福祉施設や認可保育所、NPO、ボランティア団体等での各種ボランティア活動体験の機会を提供し、ボランティアへの理解や参加を促進します。

114 スポーツ指導者の育成

子どもの発達段階に応じた安全な指導について理解を深めるため、武蔵野市体育協会*で子どものスポーツ指導に当たる方々を対象に、講習会等を実施します。地域からの要請により地域のスポーツコーディネーター役として活動する「スポーツ推進委員」のスキル向上の研修会等を行います。

【関連するその他の事業】

- 1 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備 (P.24)
- 49 利用者支援事業 (P.40)
- 50 地域子育て支援拠点事業 (P.40)
- 51 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）(P.41)
- 52 子育て支援アドバイザーの配置 (P.41)
- 53 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化 (P.41)
- 54 子育てひろばと共助による子育て支援の充実 (P.41)
- 128 むさしのジャンボリー事業の充実 (P.66)
- 130 中高生世代ワークショップ等の実施 (P.66)
- 180 学校・家庭・地域が目標を共有した学校協働体制の構築 (P.85)



地域の伝承行事「どんど焼き」

正月飾りや書き初めを燃やし、無病息災を祈ります。

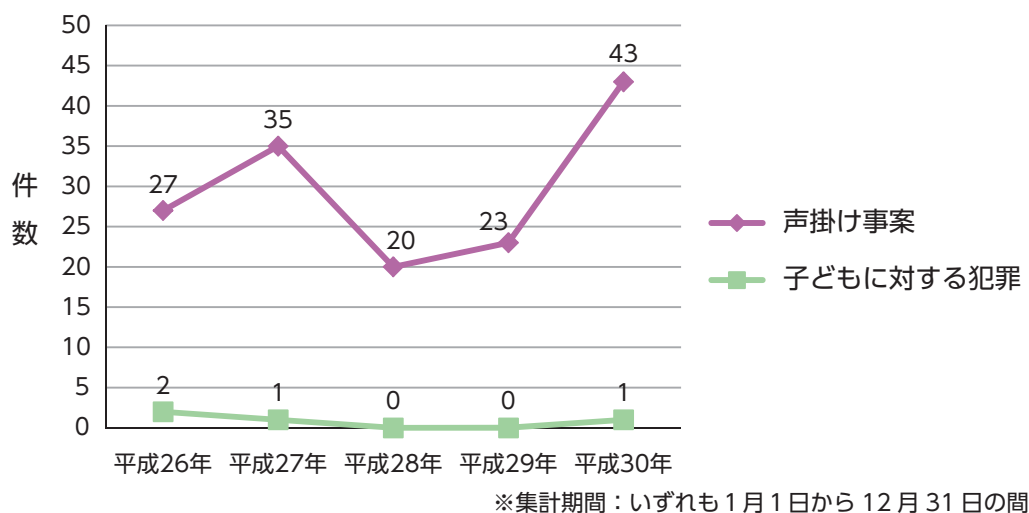
施策 3-4 子どもに安全・安心なまちづくり

現状と課題

市内での刑法犯の認知件数は毎年右肩下がり減少していますが、13歳未満の子どもの対象とした声掛け等の不審者事案についてはその傾向は見られません。また、市内での凶悪事件は平成26年以降発生していないものの、全国的には子どもを対象とした殺傷事件が多発しています。

警察官やホワイトイーグル*による活動は犯罪被害の抑止に一定程度の効果はあるものの、これだけでは全ての犯罪者や不審者を防ぐことに限界があるため、さらに地域住民・保護者等の地域の目による見守り活動が、犯罪を犯しにくいまちづくりには有効です。また、公園など人目につきにくい場所や、通行上危険な道路・交差点を点検、改善していくことも交通ルール等に不慣れである子どもの身を守ることにつながります。

【参考】声掛け事案及び子どもに対する犯罪の推移



施策の方向性

ホワイトイーグル*や市民安全パトロール隊*、自主防犯組織によるパトロール活動の充実、防犯カメラの設置促進や街路灯照度の向上のほか、子ども自身と大人も含めた市民全体の防犯意識や交通安全意識を高めるための教育・啓発の実施等、子どもの安全・安心を地域社会全体で守る体制を整備します。

115 様々なパトロール隊による通学路の見守りの推進

登下校の時間帯を中心とした子どもの安全を見守るため、ホワイトイーグル*、市民安全パトロール隊*、自主防犯組織、警察等の関係機関・団体が連携し、地域の力で様々な「見せるパトロール」「ながら見守り」を行うまちづくりを推進します。あわせて、商店会等による防犯カメラの設置、危険個所の点検を進めます。

また、犯罪発生情報や、犯罪の前兆となる可能性のある声掛け等の不審者情報等が発生した場合に、速やかに正確な情報を防災・安全メールで配信します。

116 子どもの安全を守る取組み

子どもを守る家*・自転車防犯帯への市民協力により地域全体で防犯運動を行います。非行防止チラシを配布し、犯罪・薬物乱用の防止やインターネットの安全な利用を啓発します。CAPワークショップ（子どもがあらゆる暴力から自分を守る方法を学ぶ参加型学習プログラム）の取組みを進めます。

117 交通安全施設の整備

歩行者の安全性に十分配慮し、自転車、自動車も安全かつ快適に移動できる環境づくりに向けて、関係機関等と連携を図りながら、各地域の実情に即した実効性のある交通安全施設等の整備を推進します。また、学校、教育委員会、道路管理者、交通管理者等と連携して、通学路の合同点検を実施し、注意喚起効果の高い路面標示を行う等、子どもの交通安全確保の対策を推進します。

118 自転車安全利用講習会・交通安全教室の実施

子どもが自転車の安全運転や正しい交通ルール・マナーを身に付けられるよう、市立小学校における実技形式の自転車安全教室、市立中学校（年2校）におけるスタントマンを活用した自転車事故再現型の交通安全教室を開催します。また、中学生以上を対象とした自転車安全利用講習会を開催し、正しい交通ルールの周知及び運転マナーの向上を図ります。

119 公園遊具の安全性の確保

地域の特性やニーズを踏まえた効果的な整備を行い、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）等により安全な施設への更新や計画的な維持補修を実施します。

【関連するその他の事業】

- 131 中高生向けの消費者教育の充実（P.67）
- 134 子どもを取り巻く有害環境対策の推進（P.67）
- 157 情報モラル教育の実施（P.72）
- 160 安全・安心な学校づくり（P.73）

基本施策4 子どもの「生きる力」を育む

施策4-1 「生きる力」を育む幼児教育の振興

現状と課題

幼児教育の担い手である、幼稚園、保育所、認定こども園は、それぞれに質の高い教育・保育を実施しています。その上で、社会との関わりや体験活動等の「生きる力*」を育むことがより一層求められています。

幼児期の子どもの個性に応じた発達を支え、幼児期の教育をより充実したものにするためには、幼稚園、保育所、認定こども園の相互理解と連携強化が必要と考えられます。また、学童期への円滑な接続のための仕組みを検討する必要があります。

施策の方向性

生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期である幼児期に「生きる力*」を育むため、幼稚園、保育所、認定こども園など幼児教育の担い手が研修等で互いに連携しつつ、保育者の資質・専門性を向上させ、幼児期の子どもの個性に応じた発達を支える取組みを行います。

重点事業

120	生きる力*を育む幼児教育の振興
目的	生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である幼児期に、生きる力、自らの人生を切りひらいていく力を身に付けていくための取組みを推進します。
事業概要	遊びの充実、教育環境の整備、安全・安心の確保、特別な配慮を要する子どもや発達の気になる子どもへの教育の充実、保育者の資質・専門性の向上等に取り組む、幼児教育の振興を図ります。 幼児期に、生きる力、自らの人生を切りひらいていく力を身に付けていくことができるよう、幼児教育の担い手である、幼稚園、保育所、認定こども園、家庭や地域と連携しながら、幼児期の子どもの望ましい発達を支える取組みについて検討していきます。

121 私立幼稚園への支援

私立幼稚園が行う、研究・研修事業、体験活動事業、特別支援教育事業等への補助を実施し、幼児期の教育の振興と充実を図ります。私立幼稚園園児の保護者の負担を軽減するため、入園料の補助を実施します。

122 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等の連携強化

幼稚園・保育所・認定こども園の合同研修等を通じた幼児教育の担い手としての連携強化、小学校教員との情報交換等により、幼児期の子どもの望ましい発達を支える取組みを進めていきます。

幼児期以降の教育への円滑な接続、連携の推進を図り、指導要録及び保育要録の小学校への送付を継続します。

123 家庭や地域社会に向けた幼児教育等に関する情報の発信、共通理解の促進

幼稚園・保育所・認定こども園等の社会的役割や教育・保育の方針、幼児教育の取組みや地域行事、地域交流等についてチラシや情報誌、インターネット等により周知を図り、家庭や地域の幼児教育に対する関心を高めるとともに、保護者が適切な施設を選択できるように取組みます。

124 むさしのブックスタート事業

絵本を通して親子の絆を深められるよう、3～4か月児健康診査と3歳児健康診査に参加した全ての乳児及び幼児とその保護者に、絵本やおすすめ本のリスト等の入ったブックスタートパックを、メッセージとともに手渡します。

【関連するその他の事業】

- 1 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備 (P.24)
- 13 幼児教育・保育における発達に心配のある子どもや保護者への支援 (P.26)
- 61 延長保育事業（時間外保育事業）(P.43)
- 62 一時預かり事業（預かり保育・一時保育）(P.43)
- 64 希望する保育施設に入所できる施策の推進 (P.44)
- 65 保育の質の維持・向上のための取組み (P.44)
- 66 保育に関する適正な費用負担のあり方の検討 (P.45)
- 175 切れ目のない相談支援体制づくり (P.79)

施策 4-2 青少年健全育成事業の充実

現状と課題

インターネットや情報端末が普及し生活や情報のやりとりが便利になる中、青少年が直に人と接し、身を持って活動ができる機会はますます重要な場となると考えられます。

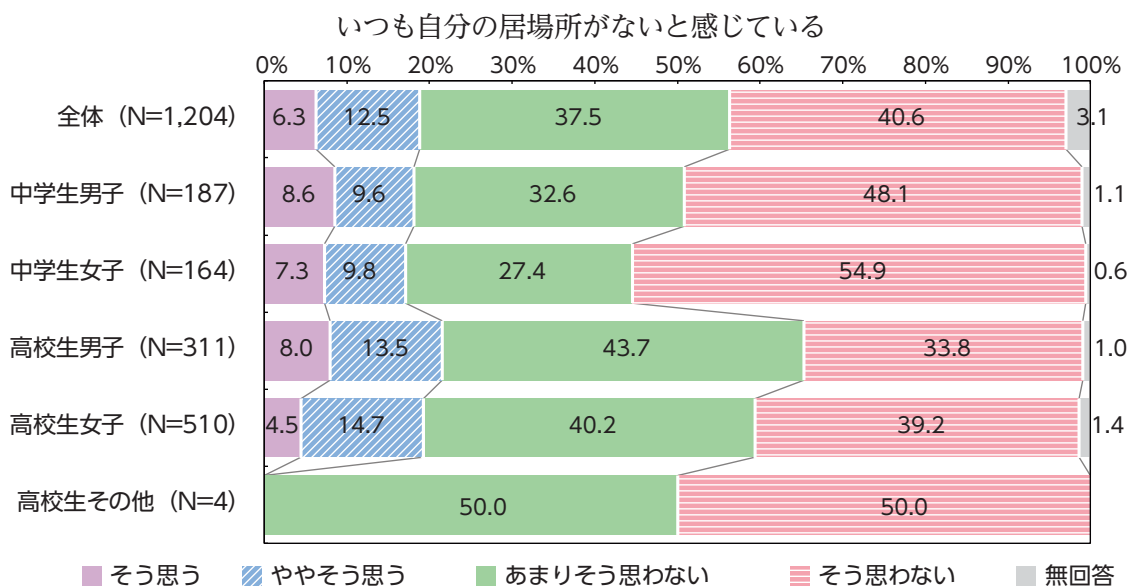
アンケート調査によると、インターネット使用で勉強に集中できなくなったり睡眠不足になったことがあると回答した中学生・高校生は44.1%、SNS*やゲームサイトで知り合った人と会ったことがあると回答した中学生・高校生は9.4%います。

また、自分の居場所がないと感じている中学生・高校生ほど、インターネットやゲームセンター等に拠り所を求める傾向があります。青少年が家庭や学校、習い事以外で放課後等を過ごせる場が不足しているため、安心して自由に過ごせる居場所が必要です。

引きこもりの長期化が顕在化している中、悩みを持つ青少年が早期の段階から支援機関につながり、相談を通じて個々に適した支援を受けることが求められます。

国際平和や共生社会について将来の担い手である青少年が理解を深めることができる学びの場が必要です。

【参考】「武蔵野市青少年に関するアンケート調査報告書（平成31年3月）」より



施策の方向性

自立性や創造性、豊かな心を育むために様々な実体験の場を提供するとともに、国際平和や共生社会を理解するための活動や学びの場を提供し、子どもの健全な育成を行います。また、生活や学校、人間関係等に悩みを持つ子どもに相談や活動の場を提供し、自立や社会参加に向けた支援を行います。

自然体験や地域活動を多く体験した子どもは、大人になってからの意欲・関心や職業意識を高く持つ傾向があります。体験活動を大切にする事業を引き続き実施しつつ、子どもの市や地域への愛着を高める観点からも事業の充実を図ります。

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子どもや青年に対して、生活、学習、就労等の支援を充実させるとともに、当事者となる若者世代からの提言を踏まえ、子どもが自由に来所でき、安心して過ごし、集うことができる地域における多様な居場所についても検討を行います。

重点事業

125	中学生・高校生の居場所の検討
目的	地域の中に、子ども自身が安心して過ごし、集うことのできる場所があるよう、子どもの居場所についての検討を行います。
事業概要	中学生、高校生の世代を中心に、子どもが自由に来所でき、安心して過ごし、集うことのできる地域における多様な居場所について検討を行います。当事者となる若者世代からの提言を踏まえ、子どもの居場所のあり方について市の方向性を示すとともに、新規事業を実施する場合は開設に向けた準備を進めます。

個別事業

126	円滑な社会生活・自立に向けた子ども・若者支援
	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、若者サポート事業「みらいる」及びプレーパーク*子ども・若者支援事業を実施します。また、引きこもりサポート事業*「それいゆ」が若者サポート事業「みらいる」と連携し、相談から社会参加支援につなげるサポートを充実させます。青少年が社会に関心を持ち、健全に過ごせる環境をつくるため、各種取組みを推進するとともに、日常生活、学校生活、進路、人間関係等に悩む青少年に対し、円滑な社会生活・自立に向けた支援を行います。
127	青少年の自然体験事業の実施
	自然体験を通じて親子がふれあう機会とするため、親子棚田体験、遠野市・鳥取県親子ふれあい自然体験、二俣尾自然体験を実施します。 子どもが自由な発想で思い思いの遊びができる場として、境冒険遊び場公園・大野田公園・松籟公園においてプレーパーク*を実施します。 ロシアハバロフスク市との協定に基づき、青少年を相互に派遣して野外活動、文化体験、ホームステイ等を行い、国際的視野に立つ青少年を育成します。
128	むさしのジャンボリー事業の充実
	豊かな自然環境の中での共同生活を通じて「自立心」「創造性」「豊かな心」を育むことを目的とし、青少年問題協議会地区委員会*との共催で、夏季休業中に市立自然の村*において小学4年生から6年生までを対象とする2泊3日の野外活動を行います。持続可能な事業として充実を図るため、事業のあり方について検討を行います。
129	青少年善行表彰事業の実施
	子どもたちの健やかな成長を願い、その善意や思いやりのある行いに光を当て、励ます「子鳩・けやき表彰」を行います。あわせて、子どもを対象にした活動を継続的に行い、社会奉仕活動、公共的活動、青少年の健全育成に顕著な功績がある団体を奨励団体として表彰します。
130	中高生世代ワークショップ等の実施
	将来を担う世代が市政や地域活動等に関心を持ち、市の施策に関する理解を深めたり、自分たちの世代向けの事業についての提言を行ったりできるよう、中高生世代を対象としたワークショップ等を実施します。

131 中高生向けの消費者教育の充実
消費生活に関するトラブルの実態や社会生活に不可欠な契約に関する基礎知識、消費者の権利や責任等についての知識を中高生が習得することを目的に、市内各校からの要望を受けて、消費生活相談員がビデオ・教材等を用いて出前講座を実施します。
132 子どもの人権*を守る啓発活動の推進
いじめや家庭での悩みごとの相談先として、教育支援センター*や子ども家庭支援センター等の市の相談機関、人権擁護委員（市民活動推進課）、子どもの人権110番（法務局）の連絡先を記載した「子どもの人権相談啓発カード」を市立小中学校の全児童・生徒、庁内関連部署に配布し、周知します。
133 心のバリアフリー*の推進
障害のある方もない方もともに生きる社会をつくることを目指し、障害のある方がどのようなことに困っているのか、なぜそのような支援が必要なのかを理解するために、市内の小中学校への出前講座等を活用し、心のバリアフリーの啓発を推進します。
134 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
市内全11校の中学校から薬物乱用防止をテーマとしたポスターや標語を募集し、応募者全員に啓発品を配布するとともに、標語の入賞作品を啓発品に印刷し、PRに努めます。
135 平和啓発事業（子ども・青少年向け）の実施
平和の尊さや戦争の悲惨さを次世代に継承することを目的に、子ども・青少年向けの平和啓発事業を開催します。
136 青少年を対象とした国際交流事業の充実
青少年国際交流事業を通じ、国際社会で活躍する人材を育成するとともに、地域における多文化共生を進めます。 長期的な視点から事業を評価し、交流事業に参加した青少年の経験を多くの市民に伝える機会を増やします。また、交流の成果を広げ、参加した青少年のネットワーク化や世代間の交流を進めることにより、市民レベルでの活動の気運を醸成します。
137 武蔵野プレイス*を活用した青少年支援事業の実施
青少年が活動を通して社会との関わりを持つことができるように、武蔵野プレイスで各種事業を実施します。武蔵野プレイス青少年フロアでは、常時スタッフによる青少年への働きかけ（ロビーワーク）を実施し、青少年同士の関係構築等を支援します。

【関連するその他の事業】

- 3 子どもの権利条例（仮称）の検討（P.25）
- 14 子どもの貧困対策の推進（P.30）
- 15 生活困窮者学習支援事業（P.30）
- 17 次世代育成支援プログラム（P.30）
- 24 ひとり親家庭訪問型学習・生活支援事業（P.31）
- 111 青少年問題協議会地区委員会への市民の参加促進（P.59）
- 112 中学生・高校生リーダー制度の充実（次世代の担い手の育成）（P.59）
- 113 ボランティアキャンペーン「ナツボラ」の実施（P.60）
- 157 情報モラル教育の実施（P.72）
- 173 不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保（P.78）
- 174 スクールソーシャルワーカーと家庭と子どもの支援員の配置拡充（P.79）
- 175 切れ目のない相談支援体制づくり（P.79）

施策 4-3 子どもの体験・学習機会の充実

現状と課題

改訂学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」が求められています。子どもの学びが深まり、広がるよう、学校外での幅広い学習活動や読書活動、文化体験の充実が必要です。

教育委員会では、科学のおどろき・発見・楽しさを感じることを目的とした「サイエンスフェスタ」を開催しています。科学実験の体験を通じて学びへの興味・関心を広げるきっかけとしており、単に実験を行うだけでなく関連図書コーナーや、実験内容の解説書を作成し自宅でも復習できるよう工夫しています。また、出展者は事業所やNPO、学生ボランティアのほか「土曜学校*サイエンスクラブ」の受講生が先生となっており、学びの循環を生み出しています。

私たちを取り巻く環境は、世界規模の地球温暖化や気候変動をはじめ、エネルギー資源の枯渇、環境汚染、自然環境破壊等により大きく変化し、日本国内においても頻発するゲリラ豪雨等の異常気象により表面化してきています。市では、環境について考えるきっかけづくりや自発的な行動を促進するため、「むさしの環境フェスタ」や「夏休みごみ探検隊」等、多くの啓発事業を実施しているほか、環境啓発施設*の開設を目指しています。また、市民や市民団体・事業者等により、それぞれの役割や立場で様々な啓発の取組みが進められています。今後さらに環境配慮の意識向上や行動変容を進めるために、どのような環境学習や啓発に取組んでいくかが問われています。

施策の方向性

現代の子どもたちに「生きる力*」を育むために、子どもの体験・学習機会の充実を図る取組みを進めます。

大学等が保有する教育課程、人材、組織、施設等の資源を活用し、高度で継続的及び体系的な学習の機会を提供します。また、学校休業日の土曜日に体験活動を中心とするプログラムを展開します。

市内のスポーツができる身近な体育施設・公園・コミュニティセンター*・学校等を有効活用できるよう案内した「むさしのスポーツマップ&ガイド」と、事業を体系的に整理した「小・中学生の講座まるごとナビ」を発行し、情報提供を行います。

環境問題については、子どもたちが環境の変化を自らの問題として捉え、主体的に環境に配慮した行動を実践していくことができるよう、環境学習や啓発事業を進めます。また、環境への関心を高めるためには、子どもから大人まで全世代に向けた環境学習の充実が大切であるため、学校教育や生涯学習など様々な場面で行われている環境学習プログラムについて、関連性や連続性といった視点を重視して進めます。

138 環境啓発施設*における子どもへの環境啓発の推進

令和2年11月に開設する環境啓発施設を拠点として、子どもから大人まであらゆる世代、年齢層の環境学習を支援するとともに、学齢期の子どもや未就学児親子が遊びながら環境に触れ、関心を高められるような機会や場を提供します。

ごみ・資源・緑・水循環・生物多様性*等の多様な環境の大切さや環境問題の深刻な現状、日常生活とのつながり等を学び、環境に配慮した行動へと結びつけられるよう、「環境の学校」をはじめ、様々な環境学習、体験の機会を提供し、充実を図ります。

139 子どもや子育て家庭の健康の維持

スポーツ活動を行う機会の少ない子育て中の方を対象に、気軽に参加できるスポーツを楽しみながら、健康増進と参加者相互の交流の場を提供します。また、子育て支援スポーツ教室をコミュニティセンター*で、出張開催スポーツ教室を武蔵野プレイス*で実施し、より身近な場所で開催することにより子育て家庭への支援及びスポーツの振興を図ります。

140 親子のふれあいの機会の提供

親子と一緒にスポーツを行うことを通して、親子のつながりを強めるために、親子向けスポーツ教室事業（体操、水泳、よちよち体操、産後ヨガ等）を実施します。

141 子どもスポーツ事業の推進

土曜学校*スポーツ教室を開催し、学校の授業ではできないスポーツ活動を通して心身の健康づくりと子ども同士のふれあいを推進します。

幼少期からスポーツに慣れ親しむため、幼児、ジュニア向けのスポーツ教室を実施するとともに、スポーツを通じた子どもたちの体力向上を図ります。武蔵野市体育協会*スポーツ指導員による、ジュニア育成事業を実施します。

142 オリンピック・パラリンピックのレガシーとしてのスポーツ事業の推進

子どもたちのスポーツへの興味・関心を高めるため、「Sports for All」事業としてオリンピック・パラリンピック競技の体験やトップアスリートとの交流の場を提供します。また、子どもたちの体力向上と多様性を認め合う市民性を育むため、学校の授業支援の仕組みとして、タグラグビーやバレーボールの出張授業や、共生社会・障害者理解をテーマにしたパラリンピック競技の体験機会を提供します。

143 学校教育との連携及び青少年への生涯学習機会の提供

学校休業日の土曜日に、学校では普段取り扱わない体験活動プログラム等を中心とした土曜学校*を開催します。また、土曜学校サイエンスクラブで学んだ子どもたちが、他の子どもたちに学んだことを伝える「むさしのサイエンスフェスタ」のような機会を充実させていきます。

144 関連団体の専門性を活かした芸術・文化体験の支援

（公財）武蔵野文化事業団*など専門性を持つ団体との連携により、子ども・青少年の質の高い芸術・文化体験を可能とする取組みを支援します。

145 生涯学習ネットワーク化の拡充

武蔵野市及び武蔵野地域五大学*（亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学）が連携し、それぞれが保有する教育課程、人材、組織、施設等の資源を活用することにより、高度で継続的かつ体系的な学習の機会を提供します。

146 スポーツ施設ネットワークの構築
市内のスポーツができる身近な体育施設・公園・コミュニティセンター*・学校等を有効活用できるよう案内した「むさしのスポーツマップ&ガイド」と、事業を体系的に整理した「小・中学生の講座まるとナビ」を発行し、市民への情報提供を行います。 また、ホームページ・フェイスブック・ツイッター、パンフレット・チラシによる情報提供を行います。
147 子ども読書活動推進事業の充実
読書の動機づけ指導、としょかんこどもまつり、どっきんどようび等の事業を通じて、子どもの読書活動を推進します。また、子ども読書活動推進計画を令和2年度に改定します。
148 図書館による学校支援の推進
市内小中学生の図書館見学や調べ学習の受入れのほか、図書館資料の貸出しを行い、移動教室・修学旅行・セカンドスクール*の事前学習、調べ学習、読書活動等の図書館資料を活用した学習を支援します。
149 環境展の実施
「環境月間」にあわせて、環境に関するパネル展示を行い、自発的に環境学習を行うことができる環境情報を提供します。
150 むさしの環境フェスタの開催
エネルギー、ごみ、資源、自然等の多様な環境に関する全世代向けの展示や体験企画を実施します。
151 環境啓発冊子の配布
小学生を対象とした冊子「出かけて探して見つけよう！武蔵野市の自然」、「地球温暖化って何？」、「私たちが出したごみは、どこへ行くの？」等を配布し、自然保護や環境保全に関する意識啓発を行います。
152 子どもの自然体験学習の推進
むさしの自然観察園*での自然観察会や、二俣尾・武蔵野市民の森*での多種多様な自然体験等から、自然環境・自然保護への関心を高めるとともに、緑や森林の持つ公益的な役割の認識を高めます。
153 夏休みごみ探検隊
市から出るごみの処理が市内で完結しておらず、多くの地域の協力で成り立っていると学ぶことで、ごみ減量の啓発を行います。あわせて最終処分場のある地域の生き物観察を行うことによる啓発を行います。

【関連するその他の事業】

127 青少年の自然体験事業の実施 (P.66)

128 むさしのジャンボリー事業の充実 (P.66)

167 長期宿泊体験活動（セカンドスクール・プレセカンドスクール）の実施 (P.75)

181 文化芸術活動の充実 (P.85)

(※本施策については、第三期武蔵野市学校教育計画をもとに記載しています。)

現状と課題

言語能力は学習の基盤となる資質・能力であり、全ての教科等において育成していくものであることから、子どもたちを取り巻く言語環境を整えたり、より一層読書活動を推進したりしていく必要があります。

英語教育の目指すところは、多様な人々とコミュニケーションを図れるようになることです。英語の授業力の向上を図り、子どもたちが英語とふれあう機会を増やす必要があります。

学校図書館には、読書活動の推進に加え、各教科等の様々な授業における探究活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割が期待されています。

また、ネットワーク上のコミュニケーションの難しさなど、情報化社会の様々な課題を理解させるとともに、SNS * 上のいじめの防止に向けた対応も必要です。

I C T * (情報通信技術) を効果的に活用しながら、情報を読み解き、論理的に考え、解決すべき課題や解決の方向性を自ら見いだす「プログラミング的思考」等を発達段階に即して育成する必要があります。

子どもたちの周りには、これまでに無かった犯罪に巻き込まれるなど様々な事案が発生しており、危機回避能力等の育成とともに、保護者や地域による見守りによって子どもたちの安全・安心を確保していく必要があります。

子どもたちの運動習慣の二極化傾向や、近年の疾病構造の変化や高齢社会等に対応して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していけるような取組みが必要です。

生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育んでいくため、食についての正しい理解を深め、望ましい食習慣を身に付ける必要があります。

施策の方向性

「生きる力 *」を支えるあらゆる学びの基盤である言語能力、情報活用能力等の資質・能力を育成し、健康増進や子どもたちの安全を守る取組みを着実に進めます。さらに、授業における I C T * 機器の活用拡大や、コミュニケーションツールとしての英語を使いこなす基礎を養うための教育の充実等を図ります。

154 英語教育の充実

目的

子どもたちが英語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる基礎的な力を育むため、学校生活で英語を使う多様な機会を確保します。

事業概要

実際に英語を用いた言語活動を通して知識及び技能を身に付けるだけでなく、それらを活用して話したり書いたりして表現できる力を育む授業を実施します。

令和2年度からの小学校外国語科(英語)の導入に当たっては、授業観察に基づいた指導・助言を行うなど、教員の英語の授業力の向上を図ります。また、小学校外国語科の指導については、市講師*制度の活用も図っていきます。引き続き、小学校第3学年から中学校第3学年までの授業にALT*を配置します。

地域の方と連携した授業を展開したり、日頃から英語とふれあう教育活動(例えば、地域の協力を得た「放課後イングリッシュルーム(仮称)」の創出や中学生が体験型英語学習施設(TOKYO GLOBAL GATEWAY(TGG)*)で学習するための体験料の補助等)を実施したりするなど、子どもたちが英語を話したり聞いたりする機会を増やします。

個別事業

155 言語活動の充実

全ての学習の基盤となる言語能力を育成するために、中核的な教科である国語科を要として、論理的に考え説明したり、議論したり、互いに自分の考えを話し合ったり、概念等を用いて考えを説明したりするなど、表現することを中心とした言語活動を授業に取り入れ、学習活動の充実を図ります。

教員を含め正しい言葉で話したり正確な文字を書いたりすること、用語や文字を適正に使用することなど言語環境を整えていきます。

学校図書館の充実を図るとともに、様々な種類の本にふれる読書活動を推進します。

156 学校図書館の活用

学校図書館が計画的に利活用され、子どもたちの主体的な学習活動や読書活動が展開されるよう、知的好奇心を醸成するための図書資料の充実や環境整備、市立図書館との連携等、学校図書館を「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能を持つ、学びの場として整えます。

図書館利用ガイダンスの充実や教科学習と連動した適切な資料の提供等、学校図書館に期待されている役割を最大限に発揮するため、学校図書館サポーター*の専門性向上や常駐化等、人的支援を充実させます。

157 情報モラル教育の実施

「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」を「情報モラル」と定め、各教科等の指導の中で、意図的・計画的に身に付けさせます。

子どもたちにとって、身近な存在であるSNS*の利用等、スマートフォンをはじめとする携帯情報通信端末の様々な課題に対しては、地域や家庭との連携を図りつつ、安全に適切な利用ができる力を身に付けさせます。

158 情報通信技術（ICT*）を活用した授業の推進

デジタル教科書の使用等、教員による計画的なICTの活用とともに、配備されたICTで発表、記録、要約、報告といった学習活動における子どもたちのICT活用を進めます。

159 論理的思考・プログラミング的思考の育成

これまで、理科や算数・数学等で育んできた科学的な見方・考え方を含め、全教育活動を通して、論理的、創造的な思考力を育成するよう、引き続き取組むとともに、各教科等の学習の中で、「プログラミング的思考」を育成するための学習活動を意図的、計画的に位置付けます。

小・中学校を見通して、必要に応じて大学やNPO等の専門家を招聘したプログラミング教育の授業を実施します。

160 安全・安心な学校づくり

自ら危険を予測し回避する能力及び他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育むため、必要に応じて地域と連携しつつ、意図的、計画的に、交通安全教室、セーフティ教室*、不審者侵入対応訓練、避難訓練等を実施します。

子どもたちの安全・安心な学校生活のため、門扉の電子錠の導入や通学路の防犯カメラの活用、食物アレルギーへの対応等の取組みを推進し、充実を図ります。

161 運動習慣の定着や体力向上、健康教育の取組み

全学年で体力調査を実施し、その結果を活かして、子どもたちの体力向上の取組みを検討するとともに、体育の授業や学校行事、クラブ活動、部活動を含めた運動習慣の定着と体力づくりのための取組みを支援します。

体力向上の成果を発揮する機会や運動することの楽しさ、喜びを体験する機会として、学校行事や部活動、「市内中学校総合体育大会」等を活用します。

オリンピック・パラリンピック教育の一環として、各学校で実施されてきたスポーツ志向を目的とした教育活動をレガシーとして今後も支援します。

生活のリズムを整え、健康で規則正しい生活が送れるよう、家庭と連携して、子どもたちの指導に努めるとともに、学校保健委員会の取組みと連携した保護者等への意識啓発等を行い、健康の保持・増進に努めます。

162 食育の推進

各学校において、食育全体計画を作成し、食育を教育課程に位置付け、計画的・組織的な指導の充実を図ります。

食育に関するモデル校の指定や、体験的活動の機会を活用した食育の実施、（一財）武蔵野市給食・食育振興財団*との連携等の取組みを実施します。

【関連するその他の事業】

115 様々なパトロール隊による通学路の見守りの推進（P.62）

116 子どもの安全を守る取組み（P.62）

117 交通安全施設の整備（P.62）

118 自転車安全利用講習会・交通安全教室の実施（P.62）

142 オリンピック・パラリンピックのレガシーとしてのスポーツ事業の推進（P.69）

148 図書館による学校支援の推進（P.70）

施策 4-5 多様性を認め合い市民性を育む教育

(※本施策については、第三期武蔵野市学校教育計画をもとに記載しています。)

現状と課題

持続可能な社会の実現に向けて、市民性の育成はますます重要となっており、学校においても、他者を尊重し、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切りひらき、持続可能な社会の創り手となるよう、子どもたちに市民性を育んでいく必要があります。

また、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」を身に付けるキャリア教育を充実させていくことが求められています。

「人」や「自然」と直接ふれあう体験の減少や疑似体験の増加に対応して、長期宿泊体験活動「セカンドスクール*」を実施してきました。長期宿泊体験活動のあり方について、武蔵野市民科との関連も含めて見直す必要があります。

子どもたち自身が発達段階に応じて、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになること、具体的に態度や行動に表れるようになっていくことが重要です。

自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが必要です。

施策の方向性

多様性を理解し、他者を尊重できる資質・能力を育成するため、各教科等の学習の中で多様な人々とふれあう機会の充実を図ります。

また、社会の一員として、よりよい地域・社会づくりに参画していく資質・能力を育成するためのシチズンシップ教育*として、教科等横断的なカリキュラムである「武蔵野市民科」を実施し、「自立」「協働」「社会参画」の視点から市民性の育成を図ります。あわせて、武蔵野市民科と関連が深いセカンドスクール*など長期宿泊体験活動について、より効果的なあり方を検討します。

重点事業

163 武蔵野市民科の実施

目的

子どもたちが社会の一員として、よりよい地域・社会づくりに参画していく資質・能力を育成するために、小学校第5学年から中学校第3学年までを対象に、教科等横断的なカリキュラムによる学習を実施します。

事業概要

子どもたちが今後、どこで生活しようとも、よりよい地域・社会づくりを考えたり、他者と協働してよりよい生活を築こうとしたりする態度を養うため、自分自身のことや学校・地域社会の中から課題を見付け、探究的な学習をとおして、子ども自身の人生や社会を豊かにするために必要な「自立」「協働」「社会参画」に関する資質・能力を育む武蔵野市民科の学習を実施します。

164 人権教育の推進

必要な資質・能力を明確にして、意図的、計画的に学校の教育活動全体を通して人権教育に取り組めます。

子どもたちの人権意識の向上を図るため、人権教育プログラム（東京都教育委員会）を活用し、いじめ、男女平等、性自認、性的指向、障害者や高齢者、外国人等への偏見や差別等の人権課題を取り上げた授業や、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーを活かした教育（国際理解、障害者理解等）を実施します。

多様な人々と関わる学習活動や体験活動等の充実を図ります。

ボランティア活動への子どもたちの参加の推奨等、自尊感情を高め、子どもたちが多様な人々と関わる新たな取り組みについて検討します。

165 道徳教育の推進

「特別の教科 道徳」を要として、全教育活動において、子どもたちの道徳性を一層豊かに養います。発達段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人ひとりの子どもたちが自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと授業の転換を図ります。

他の教員との協力的な指導や保護者・地域の方の参加・協力等の工夫が求められていることから、多様な教育活動を創意工夫していきます。

引き続き「道徳授業地区公開講座」の実施により、学校、家庭及び地域が連携して子どもたちの豊かな心を育むとともに、道徳教育の充実を図ります。

166 キャリア教育の充実

学年や学校全体の教員が共通の認識に立って指導計画を作成するなどした武蔵野市民科の取り組みと関連を図ります。

「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、地域と協働した社会人講話や職場体験活動等を実施します。

特別活動を要としつつ、国が作成を勧める『キャリアパスポート』の活用を促進し、各教科等の特質に応じたキャリア教育の充実を図ります。

167 長期宿泊体験活動（セカンドスクール*・プレセカンドスクール）の実施

長期宿泊体験の中で自主性や協調性を育て、生活での自立に必要な知識・技能を身に付けるとともに、現地の方との交流を通じて、進んで他者と関わる力を養います。

長期宿泊体験活動について、再度、評価を行い、小・中学校が連携したより効果的な宿泊体験活動のあり方について検討します。

市として、長期宿泊体験活動等に必要な人材の確保・育成策について検討します。

【関連するその他の事業】

132 子どもの人権を守る啓発活動の推進（P.67）

171 交流及び共同学習の推進（P.77）

施策 4-6 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

(※本施策については、第三期武蔵野市学校教育計画をもとに記載しています。)

現状と課題

いじめの問題は、社会全体に関する課題であることから、学校ではいじめ問題に適切に対処し、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要です。

平成 29 年度から市立全小学校に特別支援教室（通常の学級に在籍する児童が週 1 回程度通う教室）を導入しましたが、今後も対象となる児童生徒数の増加が見込まれることから、巡回指導教員と在籍校の教員が連携を強化しながら指導支援体制を整備する必要があります。

障害の有無に関わらず、全ての児童生徒は、相互に認め合い、人間関係を広げ、社会性や豊かな人間性を育むことが必要です。

インクルーシブ教育システム*の構築においては、通常の学級、特別支援教室、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが必要です。

軽度の知的障害や肢体不自由のある児童生徒を対象とした特別支援学級（子どもが毎日通う固定学級）については、児童生徒数の推移を見据えて、今後のあり方を検討する必要があります。

帰国・外国人教育相談室では、日本語指導が必要な児童生徒が早期に学校生活に適應できるよう、学校に支援人材を派遣し、母語によるサポートを行いながら、日本語指導を行っています。市立小中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒は増加傾向にあり、それに対応する必要があります。

施策の方向性

インクルーシブ教育システム*の理念を追求し、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ環境をつくるために、全ての児童生徒の自立と社会参加を見据えて、一人ひとりの教育的ニーズに応じることを目指した通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意するとともに、交流及び共同学習を積極的に推進します。この実現を目指し、教員や保護者、地域住民がインクルーシブ教育システムについて理解を深め、推進するために、情報発信や学校、教職員への支援を強化します。

本市の実情を踏まえて、通常の学級における合理的配慮、特別支援教室の運営体制の強化、障害種別ごとの特別支援学級のあり方の検討、特別支援学級における小中連携の推進等を行い、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実を図ります。また、児童発達支援センター*と教育委員会や学校との連携を強化し、就学前後での切れ目のない支援を行う体制を構築します。

あわせて、日本語を母語とせずに指導支援を必要とする児童、生徒への帰国・外国人教育相談室等による支援の充実を図ります。

168 いじめの防止に向けた取組み

学校においても、国や都及び市のいじめ防止基本方針を参酌し、学校の実情に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、確実な実施とその見直しを通して、「いじめは絶対に許されない」といういじめの防止に向けた学校全体の雰囲気の醸成を図ります。

定期的なアンケート調査や東京都スクールカウンセラー*や市派遣相談員*を活用した教育相談を行うなど様々な方法を用いて、子どもたちの様子を把握します。

いじめ防止対策推進法に基づき、学校に、いじめ防止対策組織を設置し、定期的に会議を開催し、未然防止や早期対応に組織的に取り組みます。

学校以外の相談窓口の設置や「SOSの出し方に関する教育」の実施、「武蔵野市いじめ問題対策連絡会議」等、いじめ防止に向けて地域や関係機関と連携するなど、未然防止、早期発見・早期対応できる環境の充実に努めます。また、重大事態に対しては、いじめ防止対策推進法に基づいて、適切に対応します。

169 特別支援教室（通級）の体制整備

令和2年度に市立全中学校に特別支援教室を導入して、対象生徒の在籍校において、巡回指導教員と在籍校の教員が連携した指導支援を行います。

小学校特別支援教室については、現在3校ある拠点校1校あたりで担当する児童数も増加しています。今後の児童数を見据えたうえで、拠点校を必要に応じて増設し、巡回指導教員と児童の在籍校（巡回校）の連携を維持、強化しながら指導支援を行います。

170 特別支援学級（固定学級）の今後のあり方の検討

インクルーシブ教育システム*の理念を踏まえて、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導支援を受けられる環境をつくり、社会的自立に向けた力をつけられるようにします。また、特別支援教育におけるICT*機器の活用を推進します。

知的障害特別支援学級については、都立特別支援学校と連携して、指導力の向上を図ります。また、児童生徒数の増加に対応するとともに、小中連携した指導支援を行うため、体制を強化します。

肢体不自由特別支援学級については、児童生徒数の推移を見極めながら、今後のあり方を検討します。病弱学級については、武蔵野赤十字病院と連携しながら運営を行います。

自閉症・情緒障害特別支援学級については、本市には設置していませんが、教育課程や学級運営のあり方、学習評価や授業評価の手法等に関する国・都・他市区の動向を注視しながら、その必要性や可能性を多角的に研究します。

171 交流及び共同学習の推進

特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進するための支援策を検討し、必要に応じて対策を実施します。

交流及び共同学習の具体的事例を全小中学校で共有するとともに、特別支援教育に関する情報発信や心のバリアフリー*教育の展開等を通じて、教員、児童生徒、保護者、地域住民、関係機関（保育園・幼稚園・療育機関等）の特別支援教育や合理的配慮に関する理解促進を図ります。

172 帰国・外国人教育相談室による支援の充実

日本語を母語とせず指導支援を必要とする児童生徒の増加や多言語化に対応するため、関係機関や大学と連携することにより、言語サポーターや日本語指導員の確保を図ります。保護者を対象とした相談支援や情報提供も引き続き行っていきます。

【関連するその他の事業】

2 児童発達支援センターによる子どもの発達支援の強化（P.25）

施策 4-7 不登校対策の推進と教育相談の充実

(※本施策については、第三期武蔵野市学校教育計画をもとに記載しています。)

現状と課題

不登校の児童生徒は増加傾向にあり、不登校の原因は多様化、複雑化しています。平成 29 年に施行された、教育機会確保法の趣旨も踏まえ、学校・家庭・関係機関がより連携して対応する必要があります。

教育機会確保法の趣旨も踏まえ、チャレンジルーム*をはじめとした多様な学びの場のあり方について検討する必要があります。

不登校児童生徒が増加傾向にあることや、発達障害、虐待、貧困など子どもや家庭に関する課題は多様化、複雑化していることから、関係機関との連携をさらに推進し、児童生徒・保護者・学校を支援するために、教育支援センター*の教育相談機能の強化が求められています。

施策の方向性

不登校児童生徒が増加しています。また、発達障害、虐待、貧困など子どもや家庭に関する課題は多様化・複雑化し、教育支援センター*が果たす各機能の強化が求められています。

不登校であっても教育機会を確保できるよう児童生徒へのサポートとして、スクールソーシャルワーカー*や家庭と子どもの支援員の配置を拡充し、学校と家庭への支援を強化します。さらに、チャレンジルーム*の拡充やフリースクールとの連携強化等、多様な学びの場を確保するための検討を行います。

重点事業

173 不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保

目的

不登校児童生徒がその状態に応じた学びの場において、指導支援を受け、学校復帰や社会的自立に向けた力を付けられる環境を整えます。

事業概要

チャレンジルーム*については、不登校児童生徒の多様な教育的ニーズに柔軟に対応するため、機能強化や複数箇所設置を検討し、必要な方策を実施します。

フリースクールの実態把握を行い、学校とフリースクールとの情報共有等に関する連携の手引きの作成等を通じて、フリースクールとの連携を深めるなど、児童生徒への支援の充実につなげます。

不登校特例校の設置については、国・都・他市区の動向を注視しながら多角的に研究します。

174 スクールソーシャルワーカー*と家庭と子どもの支援員の配置拡充

安心と魅力のある学校づくりを進めるとともに、校内組織においてスクールカウンセラー*とも連携し、不登校傾向の早期把握と早期対応に努めます。

スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置（6名体制）して、不登校支援や養育困難家庭への支援をさらに進めます。あわせて、家庭と子どもの支援員の配置を拡充することにより、学校と家庭への支援を強化します。

保護者の孤立を防ぎ、学校復帰や将来的な見通しを持てるようにするため、保護者への情報提供、保護者同士の交流の場づくりを進めます。

175 切れ目のない相談支援体制づくり

「武蔵野市教育センター（仮称）検討委員会報告書」で提言された教育推進室と教育支援センター*の統合は見直し、現在の運営状況を踏まえて、それぞれのさらなる機能強化を目指します。

教育支援センターは、入学前後における切れ目のない支援を行うとともに、多様化、複雑化する課題に対応するため、本市における子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制づくりとの整合を図りながら、相談員の資質能力向上や適切な配置など体制強化を図るとともに、関係機関との連携を推進します。

【関連するその他の事業】

- 1 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備（P.24）
- 2 児童発達支援センターによる子どもの発達支援の強化（P.25）
- 5 子ども支援に関する庁内連携の推進（P.25）
- 122 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等の連携強化（P.64）
- 126 円滑な社会生活・自立に向けた子ども・若者支援（P.66）

基本施策 5 教育環境の充実と学校施設の整備

施策 5-1 教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求

(※本施策については、第三期武蔵野市学校教育計画をもとに記載しています。)

現状と課題

学校を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、学校や教員に求められる役割が拡大しています。教員が多くの役割を担うことは、子どもに対して総合的に指導を行えるという利点がある反面、教員が役割や業務を際限なく担うことにもつながりかねないという側面があります。本市においても教員の長時間労働の実態が明らかとなっています。

平成 28 年度より、教員の多忙化解消に向けた取組みである「先生いきいきプロジェクト」を推進し、教員の働き方改革に取り組んでいますが、教員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、質の高い学校教育を推進しているという誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが重要です。

部活動は、子どもたちが豊かな学校生活を送るうえで大変教育的意義のある活動です。一方で、練習時間や拘束時間が長時間に及ぶことにより子どもたちのバランスのとれた生活や成長への懸念、教職員の多忙化への対応、教員の異動等に係る部活動の持続可能性の確保等の課題があります。

施策の方向性

教員の多忙化が社会的な問題となっています。教員の授業準備の時間と子どもと向き合う時間を十分に確保するため、市講師*の配置、副校長等事務補助の配置拡大等を行います。また、部活動については教員の多忙化解消のみならず、活動の持続可能性と質を担保するため、部活動指導員の配置拡大や合同部活動のモデル実施、地域スポーツクラブ*化、地域の生涯学習事業としての実施に向けた研究等を行います。

重点事業

176	武蔵野市立小中学校における働き方改革の推進
目的	教員が子どもたちと向き合う時間の確保、教職員一人ひとりの健康増進のために、教員の多忙化解消に向けた取組みを行います。
事業概要	出退勤管理をICT*化して、勤務時間の見える化を図り、教職員一人ひとりの働き方の見直しに向けた意識改革を推進します。 出張等管理のICT化や学校徴収金管理システムの導入を行い、事務作業の低減を図ります。 教材研究や授業準備、他の教員の授業参観等を行う時間を生み出すため、市講師*の配置による教員の持ち時数削減の目標を定めて取組みます。また、学習指導補助員等の人的支援の拡充、一部教科担任制の導入等を行います。 清掃活動や給食を見守り・支援するボランティア制度の導入を検討します。 学校が直接相談できるスクールロイヤー制度の導入を検討します。 教員がアクセスしやすいクラウド*環境の整備等を検討します。

個別事業

177 持続可能な部活動の実施に向けた取組み
子どもたちのニーズや部活動の持続可能性を担保するため、部活動指導員の配置の拡充を図ります。 「部活動在り方検討委員会」を設置し、合同部活動の設置等、持続可能な部活動の在り方について検討します。また、民間団体との連携方法についてもあわせて研究します。

(※本施策については、第三期武蔵野市学校教育計画をもとに記載しています。)

現状と課題

質の高い教育を推進するため、「カリキュラム・マネジメント」を通して組織的な教育活動の改善に努めるとともに、教員は「主体的、対話的で深い学び」の実現に向けて、不断の授業改善を行い、授業力を高める必要があります。

教員は、子どもたちが学ぶ過程を重視して、具体的な授業や評価について研究を重ね、各教科等に応じて、よりよい方法を選択しながら、実践することが重要です。

教職員一人ひとりが、自らの専門性を発揮するとともに、多様な専門家等の協力を得て、専門性や経験を補い、子どもたちの成長を支える「チームとしての学校」の体制を整備することが大切です。

校長のリーダーシップのもと、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げることが重要です。

施策の方向性

東京都においては教員志望者が減少している中で、産育休代替教員等の需要も高まっているため、市区町村において指導力の高い教員を確保するための取組みが必要となっています。

授業力の維持・向上を図るため、教育アドバイザー*による研修・指導等をより充実させることや、市講師*の効果的な配置により学級担任の教材研究の時間を確保するなど、教員がやりがいや誇りを感じられるよう、教員へのサポートを拡充します。また、指導力の高い人材を新たに確保するために、本市の教育の魅力を積極的に発信していきます。

178 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教員研修の実施

本市の学校教育の担い手である教員の資質・能力の向上を図るため、教育推進室の「相談・支援」「研修」「教育情報発信・収集」「調査・研究」という機能の活用を通して、年次研修、職層研修等の教員研修の内容を充実させます。

年次の若い教員のみならず、臨時的任用教員や時間講師等の教員も含め、教員全体の授業力の向上を図るため、市が独自に任用した教育アドバイザー*による授業観察・支援を実施します。

研究指定校を指定し、校長のリーダーシップのもと指導方法等の研究実践を進め、市内の小中学校で研究成果を共有します。

授業改善を進めるため、校内での研修会や小中学校合同研修会で授業を行ったり、教員同士が授業を見合うなど、OJT*を推進します。

東京都教育委員会が主催する各種研修や指導教諭の模範授業、学術研究団体が主催する研究会、先進的な取組みを行っている公開授業等に教員が参加することを奨励するとともに、研修参加のための支援の実施を目指します。

179 学校運営の中核となる教員の育成

学校運営の中核を担う教員、または今後、学校経営を担うことが期待される教員に対し、学校経営に参画する意欲を喚起するとともに、学校マネジメント能力の向上を図り、教育管理職候補者の育成を目的に実施する研修内容の充実を図ります。

学校においても、学校管理職等が主幹教諭や指導教諭、主任教諭等の中核となる教員を育成し、その役割を明確にするとともにOJT*を実施します。

教員が、学校運営のリーダーや教科指導のリーダー等、「教員として果たすべき自己の役割」について考える機会を設けるよう努めます。このことにより、教員が誇りとやりがいを持てるようにします。

施策 5-3 学校と地域との協働体制の充実

(※本施策については、第三期武蔵野市学校教育計画をもとに記載しています。)

現状と課題

学校は、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、目標やビジョンを共有し、家庭や地域の方とともに子どもを育てていくという視点に立ち、地域と学校の連携・協働を進め、学校内外を通じた子どもたちの生活の充実と活性化を図ることが大切です。子どもたちにとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことも必要です。

子どもたちが自然の中で豊かな体験をしたり、文化・芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られています。家庭の環境により、積極的に文化・芸術活動に取り組めない状況にある子どもたちもいることから、どの子どもも体験できる機会をつくる必要があります。

学校は子どもの生活状況や課題に一次的に気づきやすい場であることから、学校で子どもの経済的な困難、心身の状態、虐待、養育上の課題等により早い段階で気づき、学校を支援する人材と連携して、福祉や医療機関など必要な支援につなぐ必要があります。

施策の方向性

現在の学校・家庭・地域をめぐる課題を踏まえたうえで、子どもの豊かな成長を支えるために、学校運営における学校、保護者、地域住民の連携・協働を推進します。開かれた学校づくり協議会*を発展させるなど、より主体的に協議できる体制づくりについて検討します。同時に、教育活動を支える地域コーディネーター*やPTA等については、負担を軽減し、持続可能な活動とするため、地域と学校が子どもに対して、どのような資質・能力を育むかという目標を共有して連携・協働する体制へ発展させるための検討を行います。

180 学校・家庭・地域が目標を共有した学校協働体制の構築

学校は、これまで「開かれた学校づくり協議会*」で意見を伺いながら学校運営に取り組んできました。学校・家庭・地域を巡る様々な課題を踏まえ、今後、さらに三者が協働し、主体的に課題に対応していく学校運営のあり方を検討します。

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちを育てていく活動にするために、地域コーディネーター*を中核とした組織的な協働のあり方を検討します。検討にあたっては、本市の現状を踏まえ、学校・家庭・地域の三者で子どもたちを育てるという観点から、学校運営のあり方の検討と一体に取り組めます。

181 文化芸術活動の充実

今後も子どもたちが自他のよさを認めたり、自らの創造力や表現力を高めたりできるようにするため、オーケストラ鑑賞教室や演劇鑑賞教室、美術展や書き初め展等の各教科等の特質に応じた活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ、体系的・継続的に実施します。

子どもたちが質の高い文化活動を経験できるよう、(公財)武蔵野文化事業団*との連携や、専門性のある人材を学校教育へつなぐなど、生涯学習分野との連携のあり方を検討します。

182 学校の福祉的機能の充実

学校において、子どもの生活状況や課題を早期に気づき、子どもの声をききながら必要に応じた対応をするため、「子どもの家庭生活 気づきのチェックリスト」の活用をさらに進めます。

スクールソーシャルワーカー*については、全中学校区に配置（６名体制）して、学校と連携した相談支援をさらに進めることにより、家庭と支援機関をつなぐ体制を強化します。

就学援助など経済的支援制度については、引き続き周知を行います。

【関連するその他の事業】

- 143 学校教育との連携及び青少年への生涯学習機会の提供 (P.69)
- 144 関連団体の専門性を活かした芸術・文化体験の支援 (P.69)
- 174 スクールソーシャルワーカーと家庭と子どもの支援員の配置拡充 (P.79)



子どもの相談・支援情報リーフレット



就学援助案内チラシ

施策 5-4

学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保

(※本施策については、第三期武蔵野市学校教育計画をもとに記載しています。)

現状と課題

築 50 年を経過している学校給食桜堤調理場を建替え、児童生徒数の増加に対応する必要があります。

小学校の自校調理施設においては、栄養士・調理員が、学校の授業と連動したきめ細かい食育指導を行うことにより、児童は早期に望ましい食習慣を身に付けることができます。北町調理場が築 45 年を経過していることから、今後も継続して安定的に給食を提供するため、調理施設を着実に整備する必要があります。

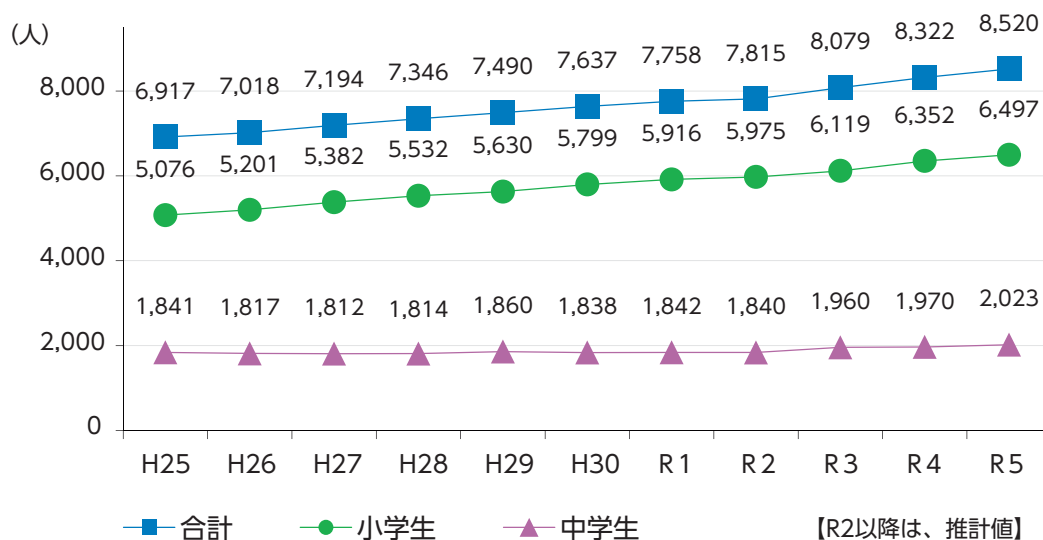
自然災害リスクや気候変動など外的な要因や、児童生徒数の増加、教育的ニーズの変化に適切に対応しながら、良好な教育環境を確保することが必要です。

本市の学校施設は、1960 年代から 1970 年代にかけて竣工された建物が全体の 7 割に達し、令和 2 年度以降本格的な更新時期を迎えるため、今後の学校教育を見据えて必要な教育環境を整備する必要があります。この間の長期にわたる多大な財政負担の平準化が必要です。

改築するまでの間、既存の学校についても安全な教育環境を確保する必要があります。

文部科学省は、平成 30 年度以降、自治体に対して ICT * 環境の整備を求めており、言語能力や情報活用能力のより一層の育成や、教員の業務の効率化等、学校に好循環を生み出すため ICT 環境のさらなる整備を進める必要があります。小学校においてはプログラミング的思考の育成、中学校においては、技術・家庭科（技術分野）においてプログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実すること等、今後の学習活動において、積極的に ICT を活用することが想定されています。

【参考】市立小・中学校の児童・生徒数の推移と推計



施策の方向性

学校施設整備基本計画に基づき、各学校や地域の実情に合わせた多機能化・複合化を検討しながら、従来の学校環境のもと、学校の改築を着実に進めます。

また、改築するまでの施設についても、計画的な予防保全を継続するとともに、教育的ニーズの変化、自然災害リスク等の外的要因にも適切に対応し、良好な施設環境を確保します。

給食調理施設については、学校給食を安定的に供給するため新桜堤調理場改築を着実に進めるとともに、学校教育における食育推進のため、学校改築に合わせ小学校の自校調理施設の整備を進めます。

重点事業

183	学校改築の計画的な推進
目的	更新時期を迎える学校施設について、今後の学校教育を見据えて必要な教育環境を整備するため、計画的に改築を進めます。
事業概要	学校施設整備基本計画に基づき、学校改築を計画的に進めます。その際、子どもや保護者、地域の方々の意見を聞くとともに、地域の実情を踏まえながら学校施設の多機能化や他の公共施設との複合化も見据えつつ、建築上の様々な課題に対応しながら学校改築を実施します。

個別事業

184	新学校給食桜堤調理場の整備
新学校給食桜堤調理場の建替えを進め、令和3年度中に稼働させることにより、児童生徒数の増加に対応して学校給食を安定的に提供します。 新桜堤調理場では、災害時対応機能や環境機能を強化し、食育推進のためのスペースを配置します。 (一財)武蔵野市給食・食育振興財団*が蓄積してきた調理手法を活かすとともに、地域人材を活用することにより、効率的な施設運営と地域や家庭における食育推進を図ります。	
185	小学校自校給食調理施設の整備
学校給食を安定的に提供するとともに、学校教育における食育を推進するため、小学校の改築に合わせて自校調理施設の整備を進めます。	

186 児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の改修

児童生徒数の増加に対応して必要な教育環境を確保するため、児童増加対策調整会議で、関係部署と課題を共有しながら連携して対策を検討します。また、地域子ども館あそべえ・学童クラブについて、隣接地等も含め学校での運営ができるようにします。

地震に伴う非構造物等の落下やブロック塀等の倒壊防止対策を計画的に行います。また、台風、大雪等に備え日頃の点検により適切にリスク管理を行います。

改築するまでの学校施設について、これまでと同様に中長期的な視点に基づく計画的な予防保全を継続します。

187 ICT*化の推進

タブレットPCの配備や学校ICTサポーターの配置など文部科学省が示す目標に向けて、ICT環境の整備を目指していきます。

子どもたちの学習活動の充実や教員の業務の効率化のため、安価で安全なクラウド*環境の導入について検討を行います。

【関連するその他の事業】

89 子ども・子育て支援施設のあり方検討（P.53）

95 地域子ども館あそべえ・学童クラブの改築・改修計画の推進（P.53）

【別表 1】 計画期間における目標事業量（ニーズ量の見込みと確保方策）

- (1) 幼児期の学校教育・保育提供区域の設定

市は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。本市では市域が狭いことを考慮し、市全域で1区域として設定します。
- (2) 幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保について

「教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業等）」、「地域子ども・子育て支援事業（延長保育・一時預かり・学童クラブ・地域子育て支援拠点事業等）」について、人口推計及びアンケート調査と、必要に応じて利用実績等も加味した上で、各事業における利用ニーズを把握し、「量の見込み」として算出しました。この「量の見込み」に表れた利用ニーズを満たすために「確保方策」を定めます。

1－1 幼児期の学校教育・保育における目標事業量（ニーズ量の見込みと確保方策）

(人)

幼児期の学校教育・保育の量の見込み（ニーズ量）及び確保方策																	
令和元年度定員 1号相当：2,296人 2号相当：1,549人 3号相当：1,240人		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
		量の見込み (確保すべき量)	確保方策	確保不足数	量の見込み (確保すべき量)	確保方策	確保不足数	量の見込み (確保すべき量)	確保方策	確保不足数	量の見込み (確保すべき量)	確保方策	確保不足数	量の見込み (確保すべき量)	確保方策	確保不足数	
1号認定：3～5歳 幼児期の学校教育 (子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当：教育標準時間認定)	3歳児～5歳児	1,611	1,940	充足	1,586	1,940	充足	1,576	1,940	充足	1,563	1,940	充足	1,562	1,940	充足	
	計	1,611	1,940	充足	1,586	1,940	充足	1,576	1,940	充足	1,563	1,940	充足	1,562	1,940	充足	
2号認定：3～5歳 保育の必要性あり (子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当：満3歳以上・保育認定)	3歳児～5歳児	1,637	1,876	充足	1,721	1,978	充足	1,818	1,978	充足	1,911	1,978	充足	1,959	1,978	充足	
	計	1,637	1,876	充足	1,721	1,978	充足	1,818	1,978	充足	1,911	1,978	充足	1,959	1,978	充足	
3号認定：0～2歳 保育の必要性あり (子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当：満3歳未満・保育認定)	0歳児	352	386	充足	353	389	充足	347	389	充足	343	389	充足	341	389	充足	
	1～2歳児	1,219	1,366	充足	1,312	1,391	充足	1,319	1,391	充足	1,293	1,391	充足	1,275	1,391	充足	
	計	1,571	1,752	充足	1,665	1,780	充足	1,666	1,780	充足	1,636	1,780	充足	1,616	1,780	充足	
(参考資料) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み（ニーズ量）及び確保方策の内訳																	
1号認定 (令和元年度定員：2,296人)			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	量の見込み		1,611			1,586			1,576			1,563			1,562		
	確保方策	特定教育・保育施設	91			91			91			91			91		
		幼稚園（新制度以外）等	1,849			1,849			1,849			1,849			1,849		
		認可外保育施設	—			—			—			—			—		
	確保方策合計		1,940			1,940			1,940			1,940			1,940		
確保不足数		充足			充足			充足			充足			充足			
2号認定 (令和元年度定員：1,549人)	量の見込み	幼児期の学校教育の利用希望が強い	285			299			316			333			341		
		上記以外	1,352			1,422			1,502			1,578			1,618		
	量の見込み合計		1,637			1,721			1,818			1,911			1,959		
	確保方策	特定教育・保育施設	1,717			1,822			1,822			1,822			1,822		
		幼稚園（新制度以外）等	—			—			—			—			—		
		認可外保育施設	159			156			156			156			156		
	確保方策合計		1,876			1,978			1,978			1,978			1,978		
確保不足数		充足			充足			充足			充足			充足			
3号認定（0歳） (令和元年度定員：1,240人 ※0～2歳の定員)	量の見込み		352			353			347			343			341		
	確保方策	特定教育・保育施設	213			222			222			222			222		
		特定地域型保育事業	59			59			59			59			59		
		認可外保育施設	114			108			108			108			108		
	確保方策合計		386			389			389			389			389		
確保不足数		充足			充足			充足			充足			充足			
3号認定（1～2歳） (令和元年度定員：1,240人 ※0～2歳の定員)	量の見込み		1,219			1,312			1,319			1,293			1,275		
	確保方策	特定教育・保育施設	898			947			947			947			947		
		特定地域型保育事業	167			167			167			167			167		
		認可外保育施設	301			277			277			277			277		
	確保方策合計		1,366			1,391			1,391			1,391			1,391		
確保不足数		充足			充足			充足			充足			充足			
備考	・1号認定については、幼稚園と認定こども園の短時間利用、市で保護者補助を行っている幼児教育施設も含めています。※人数については、各園の実利用者数をもとに記載しています。 ・2号認定と3号認定については、認可保育所、小規模保育施設、家庭的保育施設と、東京都の認証保育所も含めています。																

1－2 地域子ども・子育て支援事業における目標事業量（ニーズ量の見込みと確保方策）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		備考	
時間外保育事業 (延長保育事業)	平成30年度利用実績		6,823人（年間延児童数）									・18時以降の保育を実施している各施設の定員数を合計した人数を記載しています。	
	令和元年度定員		3,423人日										
	ニーズ量の見込み（確保すべき量）		1,275人日	1,265人日	1,248人日	1,233人日	1,225人日						
	確保方策		3,655人日	3,655人日	3,655人日	3,655人日	3,655人日						
	確保不足数		充足	充足	充足	充足	充足						
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)			低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	・学童クラブについては、地域子ども館として、放課後子供教室（あそべえ）と一体的に運営を行っています。 ・高学年児童の確保方策は、放課後子供教室（あそべえ）と連携して実施することとしています。 ・学童クラブでの4年生以上の受入れについては、施設の拡充等の進捗や地域での子どもの居場所の状況を見据えながら検討を進め、まずは保護者のニーズの高い学校長期休業中の一時育成事業について優先的に検討を進めます。		
	平成30年度利用実績		1,113人（民間学童クラブ3か所80人含む）										
	令和元年度定員		1,285人（民間学童クラブ3か所80人含む）										
	ニーズ量の見込み (確保すべき量) (人)	1年生	474		486		504		511			502	
		2年生	414		424		440		446			438	
		3年生	339		347		360		365			359	
		4年生		123		127		125		136			139
		5年生		114		125		130		127			138
	6年生		123		114		126		130			128	
	確保方策（人）		1,320	480	1,370	480	1,370	480	1,370	480		1,370	480
	確保不足数		充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足	充足		充足	
子育て短期支援事業	平成30年度利用実績		51人日									・児童養護施設で実施します。	
	令和元年度定員		730人日										
	ニーズ量の見込み（確保すべき量）		150人日	160人日	170人日	180人日	190人日						
	確保方策		730人日	730人日	730人日	730人日	730人日						
	確保不足数		充足	充足	充足	充足	充足						
地域子育て支援拠点事業	平成30年度利用実績		81,820人日／8か所（乳幼児の延利用者数）									・0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館、おもちゃのぐるりん、境こども園いこっと、すすくすく泉、みずきっこ、とことこおやこひろばで実施します。 ・令和4年度以降、新規施設での実施を目指します（確保方策には、既存の地域子育て支援拠点施設による出張ひろば事業も含みます）。	
	ニーズ量の見込み（確保すべき量）		116,136人日	116,100人日	113,820人日	111,876人日	110,580人日						
	ニーズ量の見込み（実施箇所数）		11か所	11か所	11か所	11か所	11か所						
	確保方策		8か所	8か所	9か所	10か所	11か所						
	確保不足数		3か所	3か所	2か所	1か所	充足						
一時預かり事業（預かり保育・一時保育）	平成30年度利用実績		58,136人日									・市内12か所の私立幼稚園及び認定こども園にて、各施設の実態に応じた預かり保育が実施されており、市は支援しています。	
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象の預かり保育)	ニーズ量の見込み (確保すべき量)	1号	30,146人日	29,678人日	29,490人日	29,252人日	29,233人日						
		2号	35,993人日	35,434人日	35,210人日	34,926人日	34,903人日						
	確保方策		68,000人日	68,000人日	68,000人日	68,000人日	68,000人日						
確保不足数		充足	充足	充足	充足	充足							
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象の預かり保育 以外の預かり保育)	平成30年度利用実績		10,797人日（保育所7,039人日、すすくすく泉1,708人日、ファミサポ2,050人日）									・市内6か所の保育所と、すすくすく泉、ファミリー・サポート・センター事業で実施します。 ・ファミリー・サポート・センターについては、地域での多様な子育て支援の需要にこたえるために、事業の周知を強化するとともに、会員養成講座の実施方法を検討し、よりいっそう会員数の獲得に努めます。 (※) トワイライトステイ…平日夜間等の緊急一時預かり事業	
	ニーズ量の見込み（確保すべき量）		20,332人日	20,575人日	19,957人日	19,469人日	19,071人日						
	確保方策	一時預かり（保育所）	12,320人日	12,320人日	12,320人日	12,320人日	12,320人日						
		一時預かり（すすくすく泉）	1,708人日	1,708人日	1,708人日	1,708人日	1,708人日						
		ファミリー・サポート・センター	4,089人日	5,105人日	5,720人日	6,150人日	6,549人日						
		(※) トワイライトステイ	—	—	—	—	—						
確保不足数		2,215人日	1,442人日	209人日	充足	充足							
病児保育事業 (病児・病後児保育事業)	平成30年度利用実績		938人日									・ラポール、プチあんず、いながきで実施します。	
	ニーズ量の見込み（確保すべき量）		3,714人日	3,684人日	3,636人日	3,591人日	3,569人日						
	確保方策		3,840人日	3,840人日	3,840人日	3,840人日	3,840人日						
	確保不足数		充足	充足	充足	充足	充足						
就学後の子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) ※未就学期は、「一時預かり事業」内に含めています。	平成30年度利用実績		467人日									・地域での多様な子育て支援の需要にこたえるために、事業の周知を強化するとともに、会員養成講座の実施方法を検討し、よりいっそう会員数の獲得に努めます。	
	ニーズ量の見込み（確保すべき量）		1,736人日	1,837人日	1,887人日	1,961人日	1,986人日						
	確保方策		932人日	1,163人日	1,736人日	1,868人日	1,988人日						
	確保不足数		804人日	674人日	151人日	93人日	充足						
利用者支援に関する事業（利用者支援事業）	平成30年度実績		3か所									・基本型：0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館（令和3年度以降）で実施します。 ・特定型：市子ども育成課で実施します（保育コンシェルジュ*）。 ・母子保健型：市健康課で実施します。	
利用者支援事業 (基本型・特定型)	ニーズ量の見込み（確保すべき量）		4か所	4か所	4か所	4か所	4か所						
	確保方策		3か所	4か所	4か所	4か所	4か所						
	確保不足数		1か所	充足	充足	充足	充足						
利用者支援事業 (母子保健型)	平成30年度実績		1か所										
	ニーズ量の見込み（確保すべき量）		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所						
	確保方策		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所						
	確保不足数		充足	充足	充足	充足	充足						
妊婦に対して健康診査を実施する事業 (妊婦健診)	平成30年度利用実績		1,183人									実施場所：都内指定医療機関　実施体制：各医療機関で実施 一般健康診査： ○初回　問診、体重測定、血圧測定、尿検査（糖、蛋白定性）、血液検査、血液型（ＡＢＯ、Ｒｈ）、貧血、血糖、不規則抗体、HIV抗体検査、梅毒（梅毒血清反応検査）、Ｂ型肝炎（ＨＢｓ抗原検査）、Ｃ型肝炎、風疹（風疹抗体価検査） ○2回目以降　問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導、その他選択項目（1項目選択：クラミジア抗原、経膈超音波検査、HTLV-1抗体、血糖、貧血、Ｂ群溶連菌、ＮＳＴ（ノン・ストレス・テスト）） ○子宮頸がん検診（子宮頸部細胞診検査） ○超音波検査（経腹）	
	ニーズ量の見込み（確保すべき量）		1,252人	1,221人	1,203人	1,188人	1,180人						
	確保方策		1,252人	1,221人	1,203人	1,188人	1,180人						
	確保不足数		充足	充足	充足	充足	充足						
乳児家庭全戸訪問事業	平成30年度利用実績		1,376人									実施体制：10人 実施機関：市健康課 委託団体等：助産師	
	ニーズ量の見込み（確保すべき量）		1,214人	1,184人	1,166人	1,152人	1,144人						
	確保方策		1,214人	1,184人	1,166人	1,152人	1,144人						
	確保不足数		充足	充足	充足	充足	充足						
養育支援訪問事業	平成30年度利用実績		50人									実施体制：40人 実施機関：市子ども家庭支援センター 委託団体等：NPO法人ひまわりママ、助産師、社会福祉士、ペアレントトレーナー他	
	ニーズ量の見込み（確保すべき量）		51人	52人	53人	54人	54人						
	確保方策		51人	52人	53人	54人	54人						
	確保不足数		充足	充足	充足	充足	充足						

【別表2】子ども・子育て支援施設一覧

施設名	提供する 行政サービス	所在地	構造	建物階数	延床面積	開設年度	移転、増改 築等	竣工年度 (最新)	築年数 (2019年基準)	利用状況	整備計画	5年以内の改修 費用見込み(千円)
0123吉祥寺	子育てひろば	吉祥寺東町 2-29-12	RC造	地上2階地下1階	522.76㎡	1992年度		1992年度	27年	平成30年度の一日当たり平均親子利用組数は、0123吉祥寺が68.8組、0123はらっぱが104.6組であり、多くの親子に利用されている。	0123施設*などの各子育て支援施設については、その機能・役割を検証し、施設の全体的なあり方を検討する。 0123施設とすくすく泉*については、日常的な予防保全、設備更新等を行い、長寿命化を図る。	18,946
0123はらっぱ	子育てひろば	八幡町 1-3-24	木造一部RC造	地上2階	889.08㎡	2001年度		2000年度	19年			31,081
すくすく泉	子育てひろば 一時預かり 小規模保育	吉祥寺本町 3-27-17	木造	地上1階	159.40㎡	2014年度		2014年度	5年			0
南保育園	保育 一時預かり	吉祥寺南町 3-6-15	RC造	地上2階	830.55㎡	1956年度	1981年度 に改築	1968年度	51年	平成31年4月1日時点で市立保育園の利用者は429名(定員は402名)、子ども協会*立保育園・こども園の利用者は606名(定員は585名)である。待機児童対策のため、定員の弾力化を行っている。 市立南保育園、子ども協会立境南第2保育園、桜堤保育園、北町保育園において一時預かり(一時保育)事業を実施し、平成30年度は4,040件の利用があり、利用数は増加傾向である。	市立保育園・子ども協会*立保育園については、保育需要の動向にも留意するとともに、市立保育園のあり方検討の結果を踏まえ、必要な改築・改修を行う。改築の際は、保育園を利用する世帯への影響も考え、工事着工の5年前程度をめどに計画を公表できるようにする。 築50年となる市立南保育園、子ども協会立東保育園については、令和2年度中に整備計画を策定する。 他の保育園については、日常的な予防保全、設備更新等を行い、長寿命化を図る。	0
境保育園	保育	境 4-11-3	RC造	地上2階	1,044.61㎡	1969年度		1996年度	23年			38,326
境南保育園	保育	境南町 5-1-1	RC造	地上2階	809.10㎡	1973年度		1972年度	47年			17,518
吉祥寺保育園	保育	吉祥寺北町 5-11-51	RC造	地上2階	791.29㎡	1948年度		1985年度	34年			29,197
東保育園	保育	吉祥寺東町 3-28-3	RC造	地上2階	570.43㎡	1971年度		1970年度	49年			4,151
千川保育園	保育	八幡町 1-4-13	RC造	地上2階	830.15㎡	1955年度		1975年度	44年			30,067
境南第2保育園	保育 一時預かり	境南町 2-20-7	RC造	地上2階	732.47㎡	1978年度		1977年度	42年			27,821
桜堤保育園	保育 一時預かり	桜堤 2-1-27	RC造	地上2階	862.22㎡	1962年度		1982年度	37年			31,624
北町保育園	保育 一時預かり	吉祥寺北町 1-23-17	RC造	地上2階	1,448.20㎡	1976年度	2013年度 に移転	2012年度	7年			20,228
境こども園	保育・教育	境 4-11-6	RC造	地上2階	1,627.09㎡	2013年度		2013年度	6年			11,788
一小こどもクラブ第一	放課後児童クラブ	吉祥寺本町 4-17-16 第一小学校校庭内	S造	地上2階	147.50㎡	1974年度		2000年度	19年	平成29年度より子ども協会*に委託化され、地域子ども館事業としてあそべえと一体運営化した。	学校施設内または敷地内に設置することを基本とし、施設の更新は学校施設整備基本計画に基づき実施する。また、更新するまでの間、必要な育成環境を確保するため、教育委員会と連携しつつ、適切に維持管理する。	5,361
一小こどもクラブ第二		吉祥寺本町 4-17-16 第一小学校校舎内	RC造	地上4階	74.40㎡			1968年度	51年			
二小こどもクラブ第一・第二	放課後児童クラブ	境 4-2-15 第二小学校校舎内	S造	地上4階	225.18㎡	1979年度		1967年度	52年			
三小こどもクラブ東	放課後児童クラブ	吉祥寺南町 2-35-6 第三小学校隣接	RC造	地上2階	98.00㎡	1966年度		1976年度	43年			7,028
三小こどもクラブ西		吉祥寺南町 2-35-9 第三小学校校舎内	RC造	地上4階	78.00㎡	1966年度		1974年度	45年			
四小こどもクラブ	放課後児童クラブ	吉祥寺北町 2-4-5 第四小学校校舎内	RC造	地上4階	180.00㎡	1979年度		1972年度	47年			
五小こどもクラブ	放課後児童クラブ	関前 3-2-20 第五小学校校舎内	RC造	地上4階	234.20㎡	1963年度		1972年度	47年			
大野田こどもクラブ	放課後児童クラブ	吉祥寺北町 4-11-37 大野田小学校校庭内	RC造	地下1階地上5階	291.00㎡	1967年度		2004年度	15年			
境南こどもクラブ第一	放課後児童クラブ	境南町 2-27-18 境南小学校校庭内	S造	地上1階	218.97㎡	1972年度		2010年度	9年			6,405
境南こどもクラブ第二	放課後児童クラブ	境南町 2-27-27 境南小学校校舎内	RC造	地下1階地上4階	83.00㎡	1972年度		1975年度	44年			
本宿こどもクラブ第一・第二	放課後児童クラブ	吉祥寺東町 4-1-9 本宿小学校校舎内	RC造	地下1階地上4階	123(187.9)㎡	1980年度		1978年度	41年	保育園の増加に伴い、学童クラブ入会希望者数は増加の一途にあり、今後も増設が必要な学区が出てくると考えられるが、学校内空き教室の不足から、学童クラブ室の確保についても困難が生じつつある。		
千川こどもクラブ	放課後児童クラブ	八幡町 3-5-25 千川小学校校庭内	RC造	地上2階	164.40㎡	1976年度		1996年度	23年			
井之頭こどもクラブ	放課後児童クラブ	吉祥寺本町 3-27-19 井之頭小学校校舎内	RC造	地下1階地上4階	275.08㎡	1981年度		1974年度	45年			
関前南こどもクラブ第一	放課後児童クラブ	関前 3-37-24 関前南小学校隣接	S造	地上2階	81.47㎡	1984年度		1983年度	36年			2,862
関前南こどもクラブ第二	放課後児童クラブ	関前 3-37-26 関前南小学校校庭内	S造	地上1階	124.30㎡	1984年度		2016年度	3年			
桜野こどもクラブ第一ABC	放課後児童クラブ	桜堤 1-8-19 桜野小学校校舎内	RC造	地上3階	237.00㎡	1966年度		2014年度	5年			
桜野こどもクラブ第二	放課後児童クラブ	桜堤 1-8-19 桜野小学校校舎内	S造	地上4階	200.00㎡	1966年度		2010年度	9年			
一小あそべえ	放課後子供教室*	吉祥寺本町 4-17-16 第一小学校校庭内	RC造	地上4階	74.40㎡	2003年度		1968年度	51年			
二小あそべえ	放課後子供教室	境 4-2-15 第二小学校校舎内	S造	地上4階	60.45㎡	2003年度		1967年度	52年			
三小あそべえ	放課後子供教室	吉祥寺南町 2-35-6 第三小学校隣接	RC造	地上4階	96.32㎡	2002年度		1976年度	43年			
四小あそべえ	放課後子供教室	吉祥寺北町 2-4-5 第四小学校校舎内	RC造	地上4階	61.35㎡	2003年度		1972年度	47年	校庭開放・教室開放・図書室開放の開放事業を行っている。平成29年度より子ども協会*に委託化され、地域子ども館事業として学童クラブと一体運営化した。		
五小あそべえ	放課後子供教室	関前 3-2-20 第五小学校校舎内	RC造	地上4階	60.45㎡	2003年度		1972年度	47年			
大野田あそべえ	放課後子供教室	吉祥寺北町 4-11-37 大野田小学校校庭内	RC造	地下1階地上5階	139.32㎡	2004年度		2004年度	15年			
境南あそべえ	放課後子供教室	境南町 2-27-27 境南小学校校舎内	RC造	地下1階地上4階	213.89㎡	2002年度		1975年度	44年			
本宿あそべえ	放課後子供教室	吉祥寺東町 4-1-9 本宿小学校校舎内	RC造	地下1階地上4階	61.10㎡	2003年度		1978年度	41年			
千川あそべえ	放課後子供教室	八幡町 3-5-25 千川小学校校庭内	RC造	地下1階地上4階	151.70㎡	2004年度		1996年度	23年			
井之頭あそべえ	放課後子供教室	吉祥寺本町 3-27-19 井之頭小学校校舎内	RC造	地下1階地上4階	67.50㎡	2002年度		1974年度	45年			
関前南あそべえ	放課後子供教室	関前 3-37-26 関前南小学校校舎内	RC造	地上4階	76.48㎡	2003年度		1971年度	48年			
桜野あそべえ	放課後子供教室	桜堤 1-8-19 桜野小学校校舎内	RC造	地上3階	98.00㎡	2004年度		2001年度	18年			
桜堤児童館	児童館	桜堤 2-1-29	RC造	地上2階	596.38㎡	1983年度		1982年度	37年	桜堤地区の乳幼児・児童の増加に伴い、利用者数も増加している。(年間利用者数 平成28年度 31,535人、29年度 36,085人、30年度 40,312人)	日常的な予防保全、小規模な設備更新等を行い、長寿命化を図る。	21,445
自然の村	自然体験施設	長野県南佐久郡川上村大字川端下547番地1	木造	地上2階 (中央棟) 地上1階 (キャンプ棟他)	2,570.69㎡	1982年度		1981年度	38年	武蔵野市在住・在勤・在学の方及び隣接市(三鷹市、小金井市、西東京市)在住の方が原則として利用することができる。寒冷地であるため、11月から3月までは原則第2・第4土曜日のみの開村としている。野外活動施設として施設・設備は簡素であるが、低料金で利用できることもあり、ハイキング、自然観察、天体観察等を目的に年間5千人以上の利用者がある。武蔵野市から自動車で3時間半程度かかる場所であるが、利用促進のため、年11回程度週末の利用促進バスを運行している。市及び青少年問題協議会地区委員会*が共催するむさしのジャンボリー事業で利用しているほか、野外活動センターでは、自然クラブ、親子キャンプ、天体観望会等に利用している。平成29年度を対象とした武蔵野市公の施設のモニタリング評価結果では、利用者満足度、利用者増への取組みが評価され、「S評価」を受けている。	むさしのジャンボリー事業については、長野県川上村の豊かな自然環境の中で行う貴重な自然体験事業であり、「武蔵野市立自然の村*」はその活動拠点として重要な役割を担っている。 中央棟及び管理棟については、築年数、施設及び設備の状況により、必要な予防保全のための修繕を継続的に行う。キャンピング地区の建築物及び構造物については、外壁や床、屋根の更新を含め、必要な予防保全のための修繕を継続的に行う。また、改修・保全にかかる経費と建て替えにかかる経費を比較して効果的な時期に建て替えを行えるよう準備を行う。 建て替えにあたっては、むさしのジャンボリー事業の支障とならないよう、エリアを分けて複数年で順次工事を行う等の方法で建替え計画の策定を検討する。	114,480

(注) 学校施設内の学童クラブ(こどもクラブ)とあそべえについては、学校施設の整備計画に基づく整備を行う。

參考資料

資料 1 武蔵野市子ども施策推進本部設置要綱

武蔵野市子ども施策推進本部設置要綱（平成 13 年 10 月 15 日施行）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 武蔵野市長期計画条例（平成 23 年 12 月武蔵野市条例第 28 号）第 2 条第 1 項の規定により策定する武蔵野市長期計画に基づき、子ども施策を効果的かつ戦略的に実施するため、武蔵野市子ども施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所管事項）

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 子どもプラン武蔵野（武蔵野市が策定する子どもに係る基本計画をいう。以下同じ。）の策定について必要な事項に関すること。
- （2） 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会及び関係機関との連絡調整に関すること。
- （3） 子どもプラン武蔵野の実施状況の点検、評価及び公表に関すること。
- （4） 子ども施策の推進のために必要な横断的連携体制の構築及び連絡調整に関すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、子ども施策の総合的な推進に関すること。

（組織）

第 3 条 推進本部は、別表第 1 に掲げる職にある者で構成し、市長が委嘱し、又は任命する。

（本部長及び副本部長）

第 4 条 推進本部に本部長 1 人及び副本部長 2 人を置き、本部長は市長とし、副本部長は子ども家庭部を担任する副市長及び教育長とする。

- 2 本部長は、会務を統括し、推進本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副市長である副本部長がその職務を代行する。

（会議）

第 5 条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

- 2 推進本部の会議の議長は、本部長とする。
- 3 推進本部が必要と認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部会）

第 6 条 推進本部に部会を設置する。

- 2 部会は、推進本部に付議する事項及び推進本部で協議した事項の実施に関して必要な協議を行う。
- 3 部会は、子ども部会及び教育部会とし、それぞれ別表第 2 及び別表第 3 に掲げる職にある者で構成する。
- 4 部会が必要と認めるときは、部会の会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（部会長）

第 7 条 部会に部会長を置き、子ども部会にあっては子ども家庭部長の職にある者を、教育部会にあって

ては教育部長の職にある者をもって充てる。

2 部会長は、会務を統括し、必要に応じて会議を招集する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代行する。

(ワーキングスタッフ)

第8条 部会の協議に必要な資料の作成その他部会の補佐をするため、部会にワーキングスタッフを置くことができる。

2 ワーキングスタッフは、部会の構成員がその所属する職員のうちから指名する。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、子ども家庭部子ども政策課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年11月20日から適用する。

付 則 (平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則 (平成21年12月1日)

この要綱は、平成21年12月1日から適用する。

付 則 (平成23年4月1日要綱第40号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成22年4月1日から適用する。

付 則 (平成24年1月1日要綱第53号)

この要綱は、平成24年1月1日から適用する。

付 則 (平成24年10月1日要綱第201号)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

付 則 (平成26年4月1日要綱第105号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年6月23日要綱第185号)

この要綱は、平成26年6月23日から施行する。

付 則 (平成29年4月1日要綱第30号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年4月1日要綱第75号)

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則 (平成31年4月1日要綱第2号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (令和元年7月12日要綱第69号)

この要綱は、令和元年7月12日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

市長
副市長
教育長
技監
総合政策部長
市民部長
市民部市民活動担当部長
環境部長
健康福祉部長
子ども家庭部長
都市整備部長
教育部長

別表第 2（第 6 条関係）

子ども家庭部長
総合政策部企画調整課長
市民部生活経済課長
市民部市民活動推進課男女平等推進担当課長
環境部緑のまち推進課長
健康福祉部地域支援課長
健康福祉部障害者福祉課長
健康福祉部健康課長
健康福祉部健康課地域保健調整担当課長
子ども家庭部子ども政策課長
子ども家庭部子ども育成課長
子ども家庭部子ども育成課保育施設整備担当課長
子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
子ども家庭部児童青少年課長
都市整備部まちづくり推進課長

別表第 3（第 6 条関係）

教育部長
教育部統括指導主事
教育部教育企画課長
教育部指導課長
教育部教育支援課長
教育部生涯学習スポーツ課長

資料２ 武蔵野市子ども施策推進本部委員名簿

役 職	職 名	氏 名
本部長	市長	松下 玲子
副本部長	副市長	笹井 肇
副本部長	教育長	竹内 道則
本部員	副市長	恩田 秀樹
本部員	総合政策部長※平成 31 年 3 月 31 日まで	名古屋 友幸
本部員	総合政策部長※平成 31 年 4 月 1 日より就任	山本 芳裕
本部員	市民部長※平成 31 年 4 月 1 日より就任	渡邊 昭浩
本部員	市民部市民活動担当部長	小島 麻里
本部員	環境部長※平成 31 年 4 月 1 日より就任	木村 浩
本部員	健康福祉部長	森安 東光
本部員	子ども家庭部長	伊藤 英穂
本部員	都市整備部長※平成 31 年 4 月 1 日より就任	早川 千秋
本部員	教育部長	福島 文昭

※平成 30 年度・令和元年度の委員を掲載しています。

資料3 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(所管事項)

第3条 協議会は、法第77条第1項各号に規定する事務を処理するほか、市長の諮問に応じ、子どもプラン武蔵野（武蔵野市が策定する子どもに係る基本計画をいう。）に関する事項について調査審議し、又は意見を述べることができる。

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる委員20人以内で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 公募による市民
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 協議会は、必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員の人数は若干人とし、委員の中から会長が協議会に諮って指名する。
- 3 専門部会は、協議会により付議された事項について調査審議し、その結果を協議会に報告する。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選によりこれらを定める。
- 5 前条の規定は、専門部会に準用する。この場合において、同条中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後、第4条の規定により委嘱する委員の最初の任期は、第5条本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

資料 4 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定数)

第2条 傍聴人の定数は原則として 20 人とする。

(傍聴の手続)

第3条 協議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開催当日に自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴席以外の入場禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が、職務執行上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に協議会の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、協議会の会議を非公開とする協議会の議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、協議会の会長等はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

付 則

この要領は、平成 20 年 11 月 27 日から施行する。

資料５ 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会委員名簿

○会長 ○副会長

氏 名	職	選任区分
◎ まつだ 松田 けいじ 恵示	東京学芸大学副学長・教員養成開発連携センター長	学識経験者
○ けんじょう 見城 たけひで 武秀	成蹊大学文学部現代社会学科教授	学識経験者
かとう 加藤 あつひこ 篤彦	武蔵野市私立幼稚園連合会会長	事業主
にしき 西巻 たみかず 民一	西久保保育園園長	事業主
ひらの 平野 ゆきこ 幸子	NPO法人保育サービスひまわりママ副理事長 ※令和元年7月26日まで	子育てサービス事業者
あきやま 秋山 ゆうこ 優子	NPO法人保育サービスひまわりママ理事長 ※令和元年7月27日より平野幸子委員の後任として就任	子育てサービス事業者
ごとう 後藤 ますみ 真澄	武蔵野市立小中学校PTA連絡協議会	子育て関係団体
きとう 鬼頭 まさ 麻佐	武蔵野市青少年問題協議会第一地区委員会委員長	子育て関係団体
あんどう 安藤 たかし 孝	武蔵野市私立幼稚園PTA連合会副会長	サービス利用者
ふるた 古田 ちえこ 智恵子	武蔵野市保育園父母会連合会	サービス利用者
かみあし 神足 しゅんすけ 俊輔	武蔵野市学童クラブ連絡協議会会長補佐 ※令和元年6月16日まで	サービス利用者
とうへい 藤平 まさふみ 真史	武蔵野市学童クラブ連絡協議会会長 ※令和元年6月17日より神足俊輔委員の後任として就任	サービス利用者
かわた 川田 みつこ 美津子	武蔵野市民生児童委員協議会主任児童委員部会部会長	保健・福祉関係者
ごとう 後藤 はじめ 肇	境地域福祉活動推進協議会会長	保健・福祉関係者
おおさわ 大沢 たけひろ 武弘	武蔵野市立本宿小学校校長 武蔵野市立第二小学校校長※平成31年4月1日より	教育関係者
かわい 河合 まさひこ 雅彦	武蔵野市立第三中学校校長	教育関係者
ほりうち 堀内 ゆうじろう 雄次郎	武蔵野市社会教育委員	教育関係者
みとみ 三富 たけひろ 健大	横河電機株式会社人財・総務本部人財センター長	企業
じんの 神野 とよひろ 豊広	連合東京三多摩地域協議会東部第一地区協議会幹事 ※平成30年10月30日まで	労働者団体
ふくち 福地 たかし 崇	横河ソリューションサービス労働組合副執行委員長 ※平成30年10月31日より神野豊広委員の後任として就任	労働者団体
かのう 狩野 すみこ 澄子	公募委員（緑町）	公募委員
あきやま 秋山 そう 聡	公募委員（関前）	公募委員

敬称略

※平成30年度・令和元年度の委員を掲載しています。

資料 6 第五次子どもプラン武蔵野策定のあゆみ

期 日	内 容
平成 29 年 5 月 14 日 (日)	中高生世代広場 平成 29 年度第 1 クール 第 1 回実行委員会 場所：市役所 811 会議室／参加者：中高生 18 名 大学生サポーター 10 名
6 月 11 日 (日)	中高生世代広場 平成 29 年度第 1 クール 第 2 回実行委員会 場所：武蔵野スイングホールスカイルーム 2・3／参加者：中高生 13 名 大学生サポーター 8 名
7 月 9 日 (日)	中高生世代広場 平成 29 年度第 1 クール 第 3 回実行委員会 場所：市役所 412 会議室／参加者：中高生 10 名 大学生サポーター 6 名
8 月 18 日 (金)	中高生世代広場 平成 29 年度第 1 クール まち歩きイベント 場所：東エリア：武蔵野公会堂第 1 会議室 西エリア：市民会館講座室／参加者：中高生 11 名 大学生サポーター 5 名
8 月 23 日 (水)	中高生世代広場 平成 29 年度第 1 クール ワークショップ 場所：武蔵野スイングホールレインボーサロン／参加者：中高生 11 名 大学生サポーター 6 名 留学生ゲスト 4 名
10 月 15 日 (日)	中高生世代広場 平成 29 年度第 2 クール 第 1 回実行委員会 場所：市役所 413 会議室／参加者：中高生 8 名 大学生サポーター 3 名
11 月 26 日 (日)	中高生世代広場 平成 29 年度第 2 クール 第 2 回実行委員会 場所：市役所 412 会議室／参加者：中高生 13 名 大学生サポーター 8 名
12 月 27 日 (水)	中高生世代広場 平成 29 年度第 2 クール 第 3 回実行委員会 場所：武蔵野公会堂第 2 会議室／参加者：中高生 8 名 大学生サポーター 3 名
平成 30 年 1 月 21 日 (日)	中高生世代広場 平成 29 年度第 2 クール 第 4 回実行委員会 場所：0123 はらっぱ／参加者：中高生 6 名 大学生サポーター 3 名
1 月 27 日 (土)	中高生世代広場 平成 29 年度第 2 クール 第 4 回実行委員会 場所：0123 吉祥寺／参加者：中高生 3 名 大学生サポーター 1 名
2 月 18 日 (日)	中高生世代広場 平成 29 年度第 2 クール 第 5 回実行委員会 場所：武蔵野プレイスフォーラム／参加者：中高生 12 名 大学生サポーター 4 名
4 月 18 日 (水)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会 (平成 30 年度第 1 回)
5 月 8 日 (火)	子ども施策推進本部 (平成 30 年度第 1 回)
5 月 22 日 (火)	子どもプラン推進地域協議会 (平成 30 年度第 1 回)
5 月 27 日 (日)	中高生世代広場 平成 30 年度第 1 クール 第 1 回実行委員会 場所：市役所 413 会議室／参加者：中高生 8 名 大学生アドバイザー 6 名
6 月 8 日 (金)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会 (平成 30 年度第 2 回)
6 月 17 日 (日)	中高生世代広場 平成 30 年度第 1 クール 第 2 回実行委員会 場所：武蔵野プレイスフォーラム／参加者：中高生 4 名 大学生アドバイザー 3 名
6 月 18 日 (月)	「武蔵野市子ども生活実態調査」調査票送付 調査期間：6 月 18 日 (月)～7 月 6 日 (金)
7 月 3 日 (火)	子ども施策推進本部 (平成 30 年度第 2 回)
7 月 15 日 (日)	中高生世代広場 平成 30 年度第 1 クール 第 3 回実行委員会 場所：市役所 412 会議室／参加者：中高生 11 名 大学生アドバイザー 6 名
7 月 20 日 (金)	子どもプラン推進地域協議会 (平成 30 年度第 2 回)
8 月 1 日 (水)	「武蔵野市ひとり親家庭アンケート調査」調査票送付 調査期間：8 月 1 日 (水)～8 月 17 日 (金)
8 月 24 日 (金)	中高生世代広場 平成 30 年度第 1 クール 第 4 回実行委員会 場所：市役所 812 会議室／参加者：中高生 7 名 大学生アドバイザー 4 名
9 月 12 日 (水)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会 (平成 30 年度第 3 回)
9 月 27 日 (木)	子ども施策推進本部 (平成 30 年度第 3 回)
10 月 2 日 (火)	「武蔵野市青少年に関するアンケート調査」調査票送付 調査期間：10 月 2 日 (火)～10 月 15 日 (月)
10 月 9 日 (火)	子どもプラン推進地域協議会 (平成 30 年度第 3 回)
10 月 15 日 (月)	「武蔵野市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」調査票送付 調査期間：10 月 15 日 (月)～10 月 29 日 (月)
10 月 21 日 (日)	中高生世代広場 平成 30 年度第 2 クール 第 1 回実行委員会 場所：市役所 802 会議室／参加者：中高生 4 名 大学生アドバイザー 6 名
10 月 27 日 (土)	武蔵野市子育て支援施設の利用者ヒアリング調査 調査対象者：子育てフェスティバル参加者 75 名
10 月 30 日 (火) 11 月 2 日 (金)	武蔵野市子育て支援施設の利用者ヒアリング調査 調査日：10 月 30 日 (火)、11 月 2 日 (金) 調査対象者：0123 吉祥寺利用者 44 名

期 日	内 容
10月31日(水)	武蔵野市子育て支援施設の利用者ヒアリング調査 調査対象者：0123はらっぱ利用者 38名
11月14日(水)	中高生世代広場 平成30年度第2クール 子ども・コミュニティ食堂視察 場所：MEW 食堂／参加者：中高生2名 大学生アドバイザー1名
11月18日(日)	中高生世代広場 平成30年度第2クール 第2回実行委員会 場所：武蔵野プレイススペースC／参加者：中高生6名 大学生アドバイザー1名
11月21日(水)	中高生世代広場 平成30年度第2クール 子ども・コミュニティ食堂視察 場所：みかづき子ども食堂／参加者：中高生3名 大学生アドバイザー1名
11月23日(金)	中高生世代広場 平成30年度第2クール 子ども・コミュニティ食堂視察 場所：みんなでごはん／参加者：中高生2名 大学生アドバイザー2名
12月2日(日)	中高生世代広場 平成30年度第2クール 子ども・コミュニティ食堂視察 場所：きらくら／参加者：中高生3名 大学生アドバイザー2名
12月9日(日)	武蔵野市子育てひろばネットワーク ワークショップ 場所：武蔵野市役所 811 会議室／参加者：武蔵野市子育てひろばネットワーク 18 団体 20 名
12月14日(金)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会（平成30年度第4回）
12月16日(日)	中高生世代広場 平成30年度第2クール 第3回実行委員会 場所：市役所 811 会議室／参加者：中高生4名 大学生アドバイザー4名
平成31年 1月18日(金)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会（平成30年度第5回）
1月20日(日)	中高生世代広場 平成30年度第2クール 第4回実行委員会 場所：市役所 412 会議室／参加者：中高生4名 大学生アドバイザー7名
1月29日(火)	子ども施策推進本部（平成30年度第4回）
2月9日(土)	第六期長期計画関係団体意見交換会（子ども・教育分野） 場所：市役所 811 会議室／参加者：38名
2月18日(月)	子どもプラン推進地域協議会（平成30年度第4回）
3月22日(金)	子どもプラン推進地域協議会（平成30年度第5回）
令和元年 5月17日(金)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会（令和元年度第1回）
6月12日(水)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会（令和元年度第2回）
6月25日(火)	子ども施策推進本部（令和元年度第1回）
7月8日(月)	子どもプラン推進地域協議会（令和元年度第1回）
7月23日(火)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会（令和元年度第3回）
8月1日(木)	子ども施策推進本部（令和元年度第2回）
8月27日(火)	子どもプラン推進地域協議会（令和元年度第2回）
9月12日(木)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会（令和元年度第4回）
10月7日(月)	子どもプラン推進地域協議会（令和元年度第3回）
10月24日(木)	子ども施策推進本部（令和元年度第3回）
11月13日(水)	「第五次子どもプラン武蔵野 中間のまとめ」公表
11月20日(水)	「第五次子どもプラン武蔵野 中間のまとめ」へのパブリックコメントの募集開始 募集期間：11月20日(水)～12月10日(火) 提出者数：18名／提出意見数：95件
11月22日(金)	「第五次子どもプラン武蔵野 中間のまとめ」に関する市民意見交換会 第1回 場所：武蔵野商工会館市民会議室／参加者：5名
11月24日(日)	「第五次子どもプラン武蔵野 中間のまとめ」に関する市民意見交換会 第2回 場所：武蔵野スイングホールレインボーサロン／参加者：7名
11月30日(土)	「第五次子どもプラン武蔵野 中間のまとめ」に関する市民意見交換会 第3回 場所：武蔵野芸能劇場小ホール／参加者：12名
令和2年 1月9日(木)	子ども施策推進本部子ども・教育合同部会（令和元年度第5回）
1月24日(金)	子ども施策推進本部（令和元年度第4回）
2月10日(月)	子どもプラン推進地域協議会（令和元年度4回）
2月17日(月)	子ども施策推進本部会議（令和元年度第5回）
3月	第五次子どもプラン武蔵野 公表

資料 7 用語説明

用 語	よみがな	説 明
あ行		
ICT	あいしーていー	「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、インターネット、携帯電話・スマートフォン、AI (人工知能)、ビッグデータ、IoT (モノのインターネット)、クラウド等の技術があり、それらを活用したコンピュータ・ロボット・通信等の機器やソフトウェア、SNS等のサービスも含める場合がある。
生きる力	いきるちから	各学校で教育課程を編成する際の基準として文部科学省が定める学習指導要領の理念。具体的には、「確かな学力(知)」、「豊かな人間性(徳)」、「健康・体力(体)」の3つのバランスがとれた力のことを指す。本市では、学校教育に加え、幼児教育や青少年健全育成の場面においても、同理念を踏まえた各種事業を実施する。
(一財) 武蔵野市給食・食育 振興財団	(いちざい) むさしのしきゅう しょく・しょくいく しんこうざいだん	学校給食の適正円滑な供給により、その充実振興を図り、児童生徒及び市民の食育の推進に寄与することを目的として、平成22年3月に設立された一般財団法人で、市立小・中学校の学校給食の調理等を行っている。
インクルーシブ教育 システム	いんくるーしぶきょ ういくすてむ	障害者の権利に関する条約(日本は平成26年に批准)の第24条に書かれている理念で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。 インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとされている。
ウィズ	ういず	みどりのこども館(P.113)を参照のこと。
ALT	えーえるていー	Assistant Language Teacherの略。小学校の外国語活動や中学校の英語の学習を補佐する。外国語指導助手。
SNS	えすえぬえす	「Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略。インターネット上の会員制サービスの一種。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供する。個人に限らず企業や自治体の情報発信の手段としても広がっている。
OJT	おーじえいていー	OJT (On-the-Job Trainingの略) は職業指導手法のひとつで、職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識や態度等を指導するもの。学校では実務を通じて行う教員の(実践に即した)研修を行っている。

用 語	よみがな	説 明
か行		
学校図書館 サポーター	がっこうとしょかん さぽーたー	本市が小・中学校に配置している非常勤職員で、学校図書館の環境整備や子どもたちが利用する際の支援や授業での活用の補助を行う。
学校110番	がっこうひゃくとう ばん	通報装置を設置し、ボタンを押すと電話回線を通じて警視庁通信司令本部に自動通報が入り、警察官の緊急配備が可能になるシステムのこと。
環境啓発施設	かんきょうけいはつ しせつ	ごみ・資源エネルギー、緑・水循環、生物多様性等、多様な環境啓発と環境に関するネットワークの拠点施設として、令和2年11月の開設を目指している。旧武蔵野クリーンセンターの一部を再利用して、「みんなでつくろう！子どもたちに未来をつなぐエコプラザ」をコンセプトに、環境に配慮した行動を市内全域に促す目的で整備する。 ※エコプラザ…環境啓発施設の正式名称が決定するまでの仮の名称
給食・食育振興財団	きゅうしょく・しょく いくしんこうざい だん	(一財) 武蔵野市給食・食育振興財団 (P.104) を参照のこと。
教育アドバイザー	きょういくあどばい ざー	本市では、経験の少ない教員に対して指導・助言を行うため、学校教育に関して高い専門性をもつ元校長を教育委員会に4名配置している(令和元年6月1日現在)。指導法の改善支援や、教員の悩みなどの相談対応も行っている。
教育支援センター	きょういくしえんせ んたー	乳幼児から思春期の子どもの教育に関する様々な相談に応じる機関で、本市の教育委員会で設置。来所、電話での相談に加え、小中学校への臨床心理士(相談員)の派遣も行う。大野田小学校内にあり、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室(チャレンジルーム)を併設している。なお、日本語指導などを行う帰国・外国人教育相談室は、第四中学校内に分離して設置している。
共助によるコミセン 親子ひろば事業	きょうじょによるこ みせんおやこひろ ばじぎょう	collabono(こらぼの) コミセン親子ひろば (P.108) を参照のこと。
クラウド	くらうど	クラウド(cloud)とは直訳で「雲」を意味し、情報通信分野では「クラウドコンピューティング」の略称として、データやアプリケーション等をネットワーク経由で利用する仕組みを指す。 自治体で導入されるクラウドは、自治体クラウドとも呼ばれ、住民基本台帳・税務・福祉等の情報システムやデータを、庁舎内でなく外部のデータセンターで管理・運用し、通信回線を経由して複数の自治体で共同利用する取り組みを指す。経費の削減、セキュリティ水準の向上、被災時の業務継続などの効果が見込まれている。

用 語	よみがな	説 明
健康づくり 支援センター	けんこうづくり しえんせんたー	子どもから高齢者まで生涯を通じて健康な市民を増やしていくことを目的として開設。市民公募の健康づくり推進員による健康情報の提供や、健康づくり人材バンクの活用等により、広く市民の健康づくりを支援している。
公共施設等 総合管理計画	こうきょうしせつと うそうごうかんりけ いかく	武蔵野市公共施設等総合管理計画 (P.113) を参照のこと。
(公財) 武蔵野市子ども協会	(こうざい) むさしのしこども きょうかい	平成4年に任意団体として設立。財団法人を経て、平成23年に公益財団法人となった。武蔵野市全域の子ども育成活動全般を横断的、効率的、包括的に支える機関として、安心して子どもを生み育てることができる環境づくり、育児等における子育ての支援を行い、地域と協働した子育てや子どもの育成活動を促進し、活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とした団体。
(公財) 武蔵野文化事業団	(こうざい) むさしのぶんかじ ぎょうだん	昭和59年11月に設立。平成23年4月に公益財団法人となった。市民に優れた芸術文化を提供し、市民みずから行う芸術文化の創造活動を援助し、市民の文化、福祉の向上を図り、地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として、各種芸術文化事業を行っている。
心のバリアフリー	こころのばりあふ りー	障害者や子育て中の人、外国人など様々な人々の立場や抱える問題を理解せず、適切な行動を行わないことによる社会生活上の障壁（バリア）を解消するため、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
子育て世代 包括支援センター	こそだてせだい ほうかつしえんせ んたー	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を指す。母子保健法の改正により、平成29年4月から市区町村に設置することが努力義務とされ、閣議決定により令和2年度末までに全国展開を目指すこととされている。ワンストップ相談窓口において、妊産婦や子育て家庭の個別ニーズを把握したうえで、情報提供・相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるようにきめ細かく支援を行うほか、地域の関係機関とネットワークを構築し、必要に応じて社会資源の開発を行う。センターは、原則全ての妊産婦（産婦：産後1年以内）、乳幼児（就学前）とその保護者を対象とすることを基本とするが、対象年齢については地域の実情に応じて柔軟に運用することとされており、本市においては18歳までの子どもとその保護者を対象とする。
子ども協会	こどもきょうかい	(公財) 武蔵野市子ども協会（本頁）を参照のこと。

用 語	よみがな	説 明
子ども・子育て支援新制度	こども・こそだてしえんしんせいど	子どもの育ちや子育てへの適切な支援を行い、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的として平成27年4月より始まった制度で、以下の3点を推進する。 ①教育・保育を一体的に行う「認定こども園」の普及促進 ②保育施設等の設置の促進や、小規模保育等に対する新たな財政支援を通じた待機児童の解消と、職員の人材確保や処遇の改善による教育・保育の「質」の改善 ③地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）や一時預かり（一時保育、預かり保育）事業等、地域における子育てに関する様々な支援の充実
子ども・コミュニティ食堂	こども・こみゆにていしょくどう	地域の子どもやその保護者などが気軽に立ち寄り、無料または少額で提供される栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組み。一般には「子ども食堂」と呼ばれるが、コミュニティづくりを目的とした「コミュニティ食堂」という側面もあることから、本市ではこうした取組みを「子ども・コミュニティ食堂」と総称している。
子どもの権利	こどものけんり	子どもの人権（本頁）を参照のこと。
子どもの最善の利益	こどものさいぜんのりえき	日本も批准している「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」における基本原則の一つ。同条約においては、子どもに関する全ての行動、決定において、子どもの最善の利益が第一次的に考慮されなければならないことが定められている。国の児童福祉法、子どもの貧困対策の推進に関する法律等においても、子どもの最善の利益を優先して考慮すべきことが、基本原則として明記されている。
子どもの人権	こどものじんけん	18歳未満の児童（子ども）に保障される権利のこと。日本も批准している「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」において国際的に定められている。具体的には「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等の基本的な人権のこと。同条約においては、子どもは保護の対象であるだけでなく、成人と同様に、こうした権利の主体でもあることが明確に示されている。
子どもを守る家	こどもをまもるいえ	子どもたちが身の危険を感じた時に一時的に緊急避難できる場所として、青少協地区委員会とともに設置したもの。協力世帯には、「子どもを守る家」ステッカーの掲出をお願いしており、犯罪抑止力としての効果も期待される。平成10年より実施。
コミュニティセンター	こみゆにていせんたー	コミュニティづくりの拠点として設置された公設民営の多目的施設。昭和51年に境南コミュニティセンターが第1号館として開設された。現在は分館等3館を含め市内に19館が設置されている。管理運営は、指定管理者制度のもと、地域住民で組織された公共的団体である16のコミュニティ協議会が行っている。

用 語	よみがな	説 明
collabono (こらぼの) コミセン親子ひろば	こらぼの こみせんおやこひろば	コミュニティセンターを会場とした、就学前の親子が自由に遊び、ちょっとした疑問や悩み、情報交換など、おしゃべりしながら過ごせる「コミセン親子ひろば」のうち、子育て支援団体やボランティアなど地域の方によって運営されるひろば。
さ行		
市講師	しこうし	教員の負担を軽減するとともに、児童生徒に対して個に応じたきめ細かな指導を行うことを目的に、市が独自で任用する者(教員免許所有者)。教員と協力し、又は教員の指示の下で授業を行う。
次世代育成支援対策推進法	じせだいいくせいし えんたいさくすいし んぽう	急速な少子化の進行と家庭や地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、国の行動計画策定指針と地方公共団体、事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずるための法律。(平成15年7月施行、平成17年度から10年間の時限立法であったが、指針の内容を充実・強化し、10年間延長された。)
シチズンシップ教育	しちずんしつぷぎょう ういく	子どもたちが、地域社会と積極的にかかわる中で市民(citizen シチズン)の一員としての自覚を身に付けるとともに、より良い社会づくりにかかわるための意識、行動(実践力)を育む教育。
児童相談所	じどうそうだんじょ	児童福祉法に基づいて設置され、子どもの健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関。18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、相談者を問わず対応する。
児童発達支援センター	じどうはったつ しえんせんたー	障害児やその家族からの相談に応じるほか、児童発達支援事業等の事業所や障害児を受入れている保育所等への専門的な支援の実施、人材育成や地域住民が障害児者に対する理解を深めるための活動を行うなど、当該地域における障害児支援の中核を担う施設。
市民安全パトロール隊	しみんあんぜん ぱとろーるたい	市民生活の安全を確保するために設置されたパトロール隊で、市長より委嘱された隊員が市内の防犯活動を行う。登下校の時間帯等に、パトロール隊のジャンパーを着用して見守り等を行う。
市民社協	しみんしゃきょう	(社福)武蔵野市民社会福祉協議会(本頁)を参照のこと。
(社福)武蔵野市民社会福祉協議会	(しゃふく)むさしの しみんしゃかいふく くしきょうぎかい	武蔵野市民の一人ひとりが地域社会における主役となり、同じ地域に暮らす人々と協力して地域福祉を充実させることを目的として、昭和37年に設立され、昭和53年に社会福祉法人として認可された団体。

用 語	よみがな	説 明
市立自然の村	しりつしぜんのむら	昭和57年7月に開設された、長野県川上村にある野外体験施設。当初より、むさしのジャンボリーの会場として利用されている。
スクール カウンセラー	すくー かうんせらー	不登校やいじめの問題を解決し、問題行動等の未然防止や解消のために、東京都により区市町村小・中学校に配置される教育相談の専門家。臨床心理士等の資格を持ち、週1回各小・中学校に派遣されている。
スクールソーシャル ワーカー	すくーそーしゃる わーかー	個々の子どもたちへの直接的な支援をするとともに、日常生活を営むうえで生じる様々な問題について、学校、家庭、関係機関と連携しながら解決に向けて支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職。
すくすく泉	すくすくいずみ	多様化する子育て支援ニーズに対応するため、平成26年7月、井之頭小学校に隣接する旧私立泉幼稚園の跡地に開設された、複合型の子育て支援施設。地域住民で組織されたNPO法人いずみの会が運営している。
青少年問題協議会 地区委員会	せいしょうねんもん だいきょうぎかい ちくいいんかい	青少年問題協議会（略称：青少協）は、地方青少年問題協議会法及び市の条例に基づき市長の附属機関として設置され、青少年施策について調査・審議し、市長や関係行政機関に意見を述べる機関。青少年に関わる関係行政機関、地域団体等で構成している。地区委員会は、その協議会のもとに市立小学校の12の学区域ごとに設置されている組織で、むさしのジャンボリー、美化活動、地域パトロール、おまつり、運動会など青少年の健全育成のための様々な活動を行っている。
生物多様性	せいぶつたようせい	全ての生物の間にある、豊かな個性とそのつながりのこと。生物多様性条約では「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つのレベルでの多様性があるとしている。
セーフティ教室	せーふていきょうし つ	市立小・中学校において子どもたちの健全育成の活性化及び充実を図るとともに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育の推進のために実施される教室。
セカンドスクール	せかんどすくーる	市立小学校5年生と中学校1年生が、都会を離れて自然豊かな農村漁村に滞在して行う長期宿泊体験活動。普段の学校生活（ファーストスクール）では得難い自然体験や生活体験を補完するため、長期宿泊体験活動としての「セカンドスクール」を教育課程に位置付けて実施している。セカンドスクールでの学習効果をさらに高めることを目的として、小学校4年生を対象とした「プレセカンドスクール」も実施。

用 語	よみがな	説 明
0123施設	ぜろいちにさんし せつ	0歳から3歳児までの乳幼児とその保護者を対象に、親子でいつでも自由に来館し、楽しく遊び、子育てについて学びあう施設。自由な遊びを通して子どもの発達を促進するほか、親同士の交流・学習を目的とした講座や催し、子育てについての相談・情報提供などの子育て支援を行っている。「0123 吉祥寺」と「0123 はらっぱ」の2施設がある。(公財)武蔵野市子ども協会によって管理運営されている。
潜在保育士	せんざいほいくし	保育士資格を持ちながらも保育施設等に就業していない人。保育士としての勤務経験がある人、ない人どちらも該当する。
相対的貧困	そうたいてきひん こん	ある国や地域社会の平均的な水準と比較して、所得が著しく低い状態。生存に必要な最低限の衣食住を確保することも難しい「絶対的貧困」とは異なる。平成28年の国民生活基礎調査では、等価可処分所得の中央値の半分に満たない世帯を相対的貧困層と定義しており、4人世帯の場合、年間の手取り収入が244万円に満たない世帯がこれに該当する。
た行		
体育協会	たいいくきょうかい	武蔵野市体育協会(P.113)を参照のこと。
地域型保育事業	ちいきがたほいくじ ぎょう	子ども・子育て支援新制度における市町村による認可事業。小規模保育(利用定員6人以上19人以下)、家庭的保育(利用定員5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)の4種類がある。
地域 コーディネーター	ちいき こーでいねーたー	学校と地域とが一体となった教育を推進するため、学校と地域を結ぶ窓口役として、全市立小中学校(小学校12校・中学校6校)に各校1名(全18名)ずつ配置している人材。学校からの「地域の力を借りて授業を行いたい」といった依頼に対し、支援する地域人材(ボランティア)のコーディネートや連絡調整などを、PTAや開かれた学校づくり協議会、青少年問題協議会などと協力しながら行う。
地域社協	ちいきしゃきょう	地域の人々のネットワークを広げ、安心して暮らせる地域づくりを行うとともに、いざというときの助け合い、支え合いの体制づくりをめざして設置された組織。市内13地域で結成されている。地域によっては「福祉の会」という名称で呼ばれている。
地域スポーツクラブ	ちいきすぽーつくら ぶ	地域の施設を活動拠点として、地域住民自らが主体となって運営するスポーツクラブ。クラブの運営方針により幅広い世代の参加及び文化活動を含む多様なプログラムの実施が可能である。

用 語	よみがな	説 明
チャレンジルーム	ちゃれんじーむ	本市では、不登校児童・生徒への支援を行う適応指導教室を「チャレンジルーム」として教育支援センターに併設している。学校復帰とともに卒業後の社会生活への適応を意識して、学習や集団活動など、児童・生徒の指導・支援を行っている。
TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG)	とうきょうぐろーばるげーとうえい (ていーじーじー)	児童生徒の英語学習の意欲向上を目的として、平成30年に東京都教育委員会が江東区・晴海に開設した体験型英語学習施設。少人数のグループ毎に案内役のイングリッシュ・スピーカーが配置され、海外のレストランや病院などのシーンを想定した、英語によるコミュニケーションを体験できる。
土曜学校	どようがっこう	小中学生を対象に、土曜日を利用して、学校の授業ではできない体験や活動をする講座。市内小中学校や大学、市民会館、文化施設、体育館等を利用して実施している。
な行		
認可外保育施設	にんかがいほいくしせつ	児童を保育する施設で、児童福祉法に基づく基準を満たした「認可保育所」または子ども・子育て支援新制度で新たに位置づけられた「地域型保育事業」以外の保育施設のこと。認証保育所やベビーホテル等がある。
は行		
派遣相談員	はけんそうだんいん	教育支援センターの臨床心理士で、小・中学校に週1回派遣している。学級担任やコーディネーターに対する助言を行うほか、児童・生徒や保護者からの相談に応じている。このほか、都のスクールカウンセラーが週1回小・中学校へ派遣されている。
ハビット	はびつと	心身の発達に何らかの心配がある子どもに対する早期からの支援と、障害のある子どもを育てる親の不安を軽減するため専門スタッフが相談支援を行う施設。
BCP	びーしーぴー	「Business Continuity Plan (事業継続計画)」の略。災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。
引きこもりサポート事業	ひきこもりさぽーとじぎょう	引きこもりの当事者とその家族等の社会性回復のための支援事業(相談支援、ワークショップ、教育・啓発活動、社会資源活用によるネットワークづくり等)。
開かれた学校づくり協議会	ひらかれたがっこうづくりきょうぎかい	学習指導や学校行事、教育活動、児童・生徒への指導、学校と家庭・地域の連携など学校運営に関して、広く意見を求め、地域社会に開かれた特色ある学校づくりを進めるため、全市立小中学校に設置された協議会。委員は地域、保護者、関係団体等の代表から成り、年4回程度、校長の招集により開催される。

用 語	よみがな	説 明
二俣尾・ 武蔵野市民の森	ふたまたお・ むさしのしみのも り	森林の恩恵を受けている都市部の責任として、水源林でもある森林を荒廃から守り、健全に育成するとともに、市民が自然とふれあい、地域の相互交流が図られることを目的とした事業。武蔵野市、(公財) 東京都農林水産振興財団、山林所有者とで協定を結び、青梅市二俣尾において啓発活動と森林整備に取り組んでいる。
プレーパーク	ぷれーぱーく	自分の責任で自由に遊ぶことを基本に、身近な素材を使っていろいろなことができる遊び場。平成20年7月より、境冒険遊び場公園で実施され、現在では大野田公園、松籟公園でも実施している。NPO法人「プレーパークむさしの」が運営し、子どもたちが自由な発想で、自由に遊べる場として活動している。
ベビーカー 貸出しサービス事業	べびーかー かしだしさーびすじ ぎょう	吉祥寺駅周辺でベビーカーの貸出しを無料で行うサービス。貸出しされたベビーカーは、店舗外に自由に持ち出しでき、親子で吉祥寺のまち歩きを楽しむことができる。市立中学生による市長への提言をもとに、試行事業を経て、平成28年度にサービスを開始した。令和元年末時点で、貸出し窓口5か所、合計貸出し台数25台。愛称は「ベビ吉」。
保育アドバイザー	ほいくあどばい ざー	平成20年から配置されている職。保育の質の維持・向上を目的とした、各認可保育所・認可外保育施設等への訪問指導や公立保育所の経営層への指導・相談業務等を行う。
保育コンシェルジュ	ほいくこんしえる じゅ	子どもの預け先など、各家庭の相談を受けながら、保育士の専門性を活かして家庭の事情と希望に合った認可保育所、認可外保育施設、幼稚園等の様々な保育サービスの情報提供を行う職。
保育総合 アドバイザー	ほいくそうごう あどばいざー	定期的に各認可保育所を巡回し、保護者対応や困難ケース対応、園経営等のアドバイスを行う、保育の専門性をもった民間事業者や学識経験者等のこと。
保育のガイドライン	ほいくのがいどらい ん	平成22年2月に策定された第三次子どもプラン武蔵野の重点的取組として掲げている「認可保育所における保育の質の維持・向上と効率的運営の取組」の一つとして、武蔵野市保育のガイドライン検討委員会を設置して定めた、本市における保育の質の水準。
放課後子供教室	ほうかごこどもきょ うしつ	文部科学省が主導する、放課後や週末等に、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の人々の参加を得て「学び・遊び・体験・交流」など様々な取組みを推進する事業。本市では「地域子ども館あそべえ」で実施している。
放課後等 デイサービス	ほうかごとう でいさーびす	児童福祉法に基づき、学校就学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する施設。学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進する。

用 語	よみがな	説 明
母子・父子 自立支援員	ぼし・ふし じりつしえんいん	母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に規定され、ひとり親家庭等の生活全般についての相談や就業等の自立に必要な支援を行う者。
ホワイトイーグル	ほわいとイーぐる	市民生活の安全を確保するために設置された安全パトロール隊で、市内において、青色回転灯を装備した車両により、市内のパトロール活動を行う。小中学校、子ども施設などを対象とした立ち寄り警戒や公園、福祉関係施設等を対象とした周辺警戒を実施する。平成14年度開始。
ま行		
みどりのこども館	みどりのこどもかん	心身の発達に気がかりなところがあるお子さんとその保護者への相談・支援をする「地域療育相談室ハビット」、通園施設「こども発達支援室ウィズ」が連携をとりながら、乳幼児期を中心に一貫した発達支援を行っている施設。また、地域開放型施設として、おもちゃを通して親子でのびのび遊ぶ場「おもちゃのぐるりん」を併設している。
武蔵野市公共施設等 総合管理計画	むさしのしこうきょう しせつとうそうご うかんりけいかく	老朽化が進む公共施設・都市基盤施設を計画的に整備・更新するため、全ての公共施設・都市基盤施設を対象とする基本的な方針を定めた計画。平成29年2月に策定。 なお、「公共施設」とは、学校、福祉施設、文化施設などの市が保有する施設（建物）を指し、「都市基盤施設」とは、道路、上下水道、公園などの市が保有する施設（インフラ）を指す。
むさしの自然観察園	むさしのしぜん かんさつえん	身近な自然の回復、保全を目的に、昆虫や小動物の繁殖等、自然環境にふれ学ぶ場として、平成17年7月にオープンした施設。
武蔵野市体育協会	むさしのしたいいく きょうかい	市の競技スポーツ及びレクリエーションスポーツを振興し、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するとともに、関係諸団体の発展と相互の親睦、連帯を図ることを目的として、昭和24年2月に設立された団体。春季市民体育大会や秋季市民体育祭等、競技力向上を図る事業のほか、市民スポーツフェスティバル等、子どもから大人までともに楽しめるレクリエーションスポーツのイベントを実施している。
武蔵野地域五大学	むさしのちいきごだ いがく	平成5年2月、武蔵野地域五大学（亜細亜大学、成蹊大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学）の学長と市長とで構成された「武蔵野地域学長懇談会」を開催し、各大学の資源を活用した市民向けの生涯学習に関する事業を開催している。「武蔵野地域五大学共同講演会」、「武蔵野地域五大学共同教養講座」、「武蔵野市寄付講座」を実施している。
武蔵野プレイス	むさしのぶれいす	図書館機能をはじめとした「生涯学習支援」「市民活動支援」「青少年活動支援」の4つの機能をあわせ持つ活動支援型の複合機能施設。平成23年7月開館。

用 語	よみがな	説 明
武蔵野文化事業団	むさしのぶんかじ ぎょうだん	(公財) 武蔵野文化事業団 (P.106) を参照のこと。
や行		
ユニバーサル デザイン	ゆにばーさる でざいん	年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って作られた製品や施設、環境、情報のデザイン。
わ行		
ワーク・ライフ・ バランス	わーく・らいふ・ ばらんす	やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

資料 8 第五次子どもプラン武蔵野施策体系図（事業一覧）

基本施策 1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

施策番号／施策名	事業番号／事業名	掲載ページ／主管課
1-1 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備	1 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備	24 障害者福祉課 健康課 子ども政策課 子ども家庭支援センター 児童青少年課 教育支援課
	2 児童発達支援センターによる子どもの発達支援の強化	25 障害者福祉課
	3 子どもの権利条例（仮称）の検討	25 子ども政策課
	4 子育てひろばと母子保健事業の連携強化	25 子ども政策課
	5 子ども支援に関する庁内連携の推進	25 子ども政策課
	6 新たな複合施設の必要性の検討	25 子ども政策課
	7 民生委員・児童委員との連携の推進	25 地域支援課
	8 発達に心配のある子どもと保護者を支える取組み	26 子ども政策課
	9 障害児通所事業の質の向上	26 障害者福祉課
	10 重症心身障害児、医療的ケア児など特別な支援が必要な障害児への支援体制の整備	26 障害者福祉課
	11 障害のある子どものきょうだい児への支援	26 障害者福祉課
	12 乳幼児発達相談・発達健診	26 健康課
	13 幼児教育・保育における発達に心配のある子どもや保護者への支援	26 子ども育成課
1-2 それぞれの環境に応じたきめ細かな子ども・子育て家庭への支援	14 子どもの貧困対策の推進	30 子ども政策課
	15 生活困窮者学習支援事業	30 生活福祉課
	16 生活困窮世帯への支援	30 生活福祉課
	17 次世代育成支援プログラム	30 生活福祉課
	18 子育て家庭への経済的支援の実施	30 子ども家庭支援センター
	19 障害のある子どもとその家庭への経済的支援の実施	30 障害者福祉課 子ども家庭支援センター
	20 就学援助費制度の実施	30 教育支援課
	21 市営住宅・福祉型住宅の子育て世帯用の住宅支援の実施	31 住宅対策課
	22 市民社協による経済的支援の実施	31 地域支援課
	23 ひとり親家庭の自立に向けた支援の充実	31 子ども家庭支援センター
	24 ひとり親家庭訪問型学習・生活支援事業	31 子ども家庭支援センター
1-3 児童虐待の未然防止と対応力の強化	25 子育て短期支援事業（ショートステイ）	33 子ども家庭支援センター
	26 養育支援訪問事業	33 子ども家庭支援センター
	27 児童虐待・養育困難家庭への支援の強化	33 子ども家庭支援センター
	28 子育て家庭への総合相談事業	33 子ども家庭支援センター
	29 子育て支援ネットワーク事業	33 子ども家庭支援センター
	30 虐待予防の強化	34 健康課
	31 産前・産後支援ヘルパー事業	34 子ども家庭支援センター
	32 配偶者等暴力被害者支援	34 市民活動推進課 子ども家庭支援センター
1-4 妊娠期からの母子保健（ゆりかごむさしの）事業の推進	33 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）	36 健康課
	34 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	36 健康課
	35 産後ケア（宿泊型・日帰り型）事業	37 健康課
	36 ゆりかごむさしの面接	37 健康課
	37 乳幼児健康診査（3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児）	37 健康課
	38 妊婦健康歯科診査	37 健康課
	39 こうのとりの学級	37 健康課
	40 マタニティ安心コール	37 健康課
	41 ゆりかごむさしのフェスティバル	37 健康課
	42 育児学級（離乳食教室・健診後フォロークラス）	37 健康課
	43 ベビーサロン（赤ちゃん相談室）	38 健康課
	44 親支援グループミーティング事業	38 健康課
	45 乳幼児歯科相談	38 健康課
	46 未熟児養育医療給付事業	38 健康課
	47 医療機関等との連携強化	38 健康課
	48 小児・周産期救急医療の充実	38 健康課

…重点事業

基本施策 2 安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援

施策番号／施策名	事業番号／事業名	掲載ページ／主管課
2-1 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化	49 利用者支援事業	40 健康課 子ども政策課 子ども育成課
	50 地域子育て支援拠点事業	40 子ども政策課
	51 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	41 子ども政策課
	52 子育て支援アドバイザーの配置	41 子ども政策課
	53 多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化	41 子ども政策課
	54 子育てひろばと共助による子育て支援の充実	41 地域支援課 子ども政策課
	55 多胎児支援の充実	41 子ども政策課
	56 幼稚園や保育所における子育て支援事業の充実	41 子ども育成課
	57 訪問支援事業の充実の検討	41 子ども政策課
	58 子ども・子育て情報発信の充実	42 秘書広報課 子ども政策課
	59 親支援事業の充実	42 子ども政策課
	60 親と子の広場等の開催	42 生涯学習スポーツ課
2-2 希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上	61 延長保育事業（時間外保育事業）	43 子ども育成課
	62 一時預かり事業（預かり保育・一時保育）	43 子ども育成課
	63 病児・病後児保育事業	44 子ども育成課
	64 希望する保育施設に入所できる施策の推進	44 子ども育成課
	65 保育の質の維持・向上のための取組み	44 子ども育成課
	66 保育に関する適正な費用負担のあり方の検討	45 子ども育成課
	67 指導検査の実施	45 子ども育成課
	68 リスクマネジメントへの取組み	45 子ども育成課
	69 保育アドバイザーによる巡回支援	45 子ども育成課
2-3 地域子ども館事業の充実	70 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	46 児童青少年課
	71 地域子ども館あそべえ（放課後子供教室）の充実	47 児童青少年課
	72 地域子ども館こどもクラブ（学童クラブ）の充実	47 児童青少年課
	73 地域子ども館と関係機関の連携の推進	47 児童青少年課
	74 専門相談員による巡回相談の実施	47 児童青少年課
	75 地域子ども館の利用者や地域住民への周知の推進	47 児童青少年課
	76 民間学童クラブへの支援	47 児童青少年課
2-4 子どもの医療費助成の拡充	77 子どもの医療費助成の拡充	48 子ども家庭支援センター
2-5 ライフステージの特性に応じた食育の推進	78 食育担当課連絡会議	50 健康課
	79 クックパッドによる食情報発信	50 健康課
	80 健康づくり支援センターにおける食育事業	50 健康課
	81 乳幼児歯科相談における食育の取組み	50 健康課
	82 乳幼児健康診査・発達相談における食育の取組み	50 健康課
	83 こうのとりの学級における食育の取組み	51 健康課
	84 育児学級（離乳食教室）	51 健康課
	85 ゆりかごむさしのフェスティバルにおける食育の啓発	51 健康課
	86 保育施設等における子どもの食環境に関する啓発の推進	51 子ども育成課
	87 夏休み親子教室における食育の取組み	51 産業振興課
	88 野菜栽培体験学習事業	51 緑のまち推進課
2-6 子ども・子育て支援施設のあり方検討	89 子ども・子育て支援施設のあり方検討	53 子ども政策課 子ども育成課 児童青少年課
	90 市立保育園の役割・あり方の検討	53 子ども育成課
	91 市立保育園・子ども協会立保育園の改築・改修計画の推進	53 子ども育成課
	92 民間認可保育所の改築・改修への支援	53 子ども育成課
	93 桜堤児童館における子ども・子育て支援機能の充実	53 児童青少年課
	94 桜堤児童館の整備方針の検討	53 児童青少年課
	95 地域子ども館あそべえ・学童クラブの改築・改修計画の推進	53 児童青少年課
	96 地域子育て支援拠点施設のあり方の検討	54 子ども政策課
	97 市立自然の村の保全及びキャビン更新の検討	54 児童青少年課
	98 地域子育て支援拠点施設における防災態勢の強化	54 子ども政策課
	99 災害時等における保育所の役割の検討	54 子ども育成課

…重点事業

基本施策 3 子どもと子育て家庭を地域社会全体で応援する施策の充実

施策番号／施策名	事業番号／事業名	掲載ページ／主管課
3-1 まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進	100 まちぐるみで子どもと子育てを応援する事業の推進	55 子ども政策課
	101 子ども・コミュニティ食堂との連携の推進	55 子ども政策課
	102 世代間交流による地域のつながりと支え合いの推進	55 高齢者支援課
	103 ワーク・ライフ・バランスの取組みの推進	56 市民活動推進課 子ども政策課
	104 こうのとりのベジタブル事業	56 産業振興課
	105 公共施設や民間施設のバリアフリー化の推進	56 まちづくり推進課
	106 公園・緑地の新設と拡充	56 緑のまち推進課
3-2 保育人材等の確保と育成	107 保育人材等の確保・育成	57 子ども育成課
	108 学童クラブ支援員の人材確保・育成	57 児童青少年課
	109 子ども家庭支援センター相談員の確保・育成	58 子ども家庭支援センター
3-3 子ども・子育てを支える地域の担い手の育成	110 地域の子育て支援者の養成と活動を支える取組み	59 子ども政策課
	111 青少年問題協議会地区委員会への市民の参加促進	59 児童青少年課
	112 中学生・高校生リーダー制度の充実（次世代の担い手の育成）	59 児童青少年課
	113 ボランティアキャンペーン「ナツボラ」の実施	60 地域支援課
	114 スポーツ指導者の育成	60 生涯学習スポーツ課
3-4 子どもに安全・安心なまちづくり	115 様々なパトロール隊による通学路の見守りの推進	62 安全対策課
	116 子どもの安全を守る取組み	62 児童青少年課
	117 交通安全施設の整備	62 道路管理課
	118 自転車安全利用講習会・交通安全教室の実施	62 交通企画課
	119 公園遊具の安全性の確保	62 緑のまち推進課

基本施策 4 子どもの「生きる力」を育む

施策番号／施策名	事業番号／事業名	掲載ページ／主管課
4-1 「生きる力」を育む幼児教育の振興	120 生きる力を育む幼児教育の振興	63 子ども育成課
	121 私立幼稚園への支援	64 子ども育成課
	122 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校等の連携強化	64 子ども育成課
	123 家庭や地域社会に向けた幼児教育等に関する情報の発信、共通理解の促進	64 子ども育成課
	124 むさしのブックスタート事業	64 図書館
4-2 青少年健全育成事業の充実	125 中学生・高校生の居場所の検討	66 子ども政策課 児童青少年課
	126 円滑な社会生活・自立に向けた子ども・若者支援	66 障害者福祉課 児童青少年課
	127 青少年の自然体験事業の実施	66 児童青少年課
	128 むさしのジャンボリー事業の充実	66 児童青少年課
	129 青少年善行表彰事業の実施	66 児童青少年課
	130 中高生世代ワークショップ等の実施	66 子ども政策課
	131 中高生向けの消費者教育の充実	67 産業振興課
	132 子どもの人権を守る啓発活動の推進	67 市民活動推進課
	133 心のバリアフリーの推進	67 障害者福祉課
	134 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	67 健康課
	135 平和啓発事業（子ども・青少年向け）の実施	67 市民活動推進課
	136 青少年を対象とした国際交流事業の充実	67 多文化共生・交流課
	137 武蔵野プレイスを活用した青少年支援事業の実施	67 生涯学習スポーツ課
4-3 子どもの体験・学習機会の充実	138 環境啓発施設における子どもへの環境啓発の推進	69 環境政策課
	139 子どもや子育て家庭の健康の維持	69 生涯学習スポーツ課
	140 親子のふれあいの機会の提供	69 生涯学習スポーツ課
	141 子どもスポーツ事業の推進	69 生涯学習スポーツ課
	142 オリンピック・パラリンピックのレガシーとしてのスポーツ事業の推進	69 企画調整課
	143 学校教育との連携及び青少年への生涯学習機会の提供	69 生涯学習スポーツ課
	144 関連団体の専門性を活かした芸術・文化体験の支援	69 生涯学習スポーツ課
	145 生涯学習ネットワーク化の拡充	69 生涯学習スポーツ課

…重点事業

施策番号／施策名	事業番号／事業名	掲載ページ／主管課
4-4 全ての学びの基盤となる資質・能力の育成	146 スポーツ施設ネットワークの構築	70 生涯学習スポーツ課
	147 子ども読書活動推進事業の充実	70 図書館
	148 図書館による学校支援の推進	70 図書館
	149 環境展の実施	70 環境政策課
	150 むさしの環境フェスタの開催	70 環境政策課
	151 環境啓発冊子の配布	70 環境政策課
	152 子どもの自然体験学習の推進	70 緑のまち推進課
	153 夏休みごみ探検隊	70 ごみ総合対策課
	154 英語教育の充実	72 指導課
	155 言語活動の充実	72 指導課
	156 学校図書館の活用	72 指導課
	157 情報モラル教育の実施	72 指導課
	158 情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した授業の推進	73 指導課
4-5 多様性を認め合い市民性を育む教育	159 論理的思考・プログラミング的思考の育成	73 指導課
	160 安全・安心な学校づくり	73 指導課 教育支援課
	161 運動習慣の定着や体力向上、健康教育の取組み	73 指導課
	162 食育の推進	73 指導課
	163 武蔵野市民科の実施	74 指導課
4-6 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実	164 人権教育の推進	75 指導課
	165 道徳教育の推進	75 指導課
	166 キャリア教育の充実	75 指導課
	167 長期宿泊体験活動（セカンドスクール・プレセカンドスクール）の実施	75 指導課
	168 いじめの防止に向けた取組み	77 指導課
	169 特別支援教室（通級）の体制整備	77 教育支援課
4-7 不登校対策の推進と教育相談の充実	170 特別支援学級（固定学級）の今後のあり方の検討	77 教育支援課
	171 交流及び共同学習の推進	77 指導課 教育支援課
	172 帰国・外国人教育相談室による支援の充実	77 教育支援課
	173 不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保	78 教育支援課
	174 スクールソーシャルワーカーと家庭と子どもの支援員の配置拡充	79 教育支援課
	175 切れ目のない相談支援体制づくり	79 教育支援課

基本施策 5 教育環境の充実と学校施設の整備

施策番号／施策名	事業番号／事業名	掲載ページ／主管課
5-1 教育力の向上をもたらす教職員の働き方の追求	176 武蔵野市立小中学校における働き方改革の推進	81 指導課
	177 持続可能な部活動の実施に向けた取組み	81 指導課
5-2 質の高い教育を維持するための人材の確保と育成	178 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教員研修の実施	83 指導課
	179 学校運営の中核となる教員の育成	83 指導課
5-3 学校と地域との協働体制の充実	180 学校・家庭・地域が目標を共有した学校協働体制の構築	85 指導課
	181 文化芸術活動の充実	85 指導課
	182 学校の福祉的機能の充実	85 教育支援課
5-4 学校改築の着実な推進と安全・安心かつ適切な施設環境の確保	183 学校改築の計画的な推進	87 教育企画課
	184 新学校給食校調理場の整備	87 教育支援課
	185 小学校自校給食調理施設の整備	87 教育支援課
	186 児童増・災害・老朽化に対応した学校施設の改修	88 教育企画課
	187 ＩＣＴ化の推進	88 指導課

…重点事業

第五次子どもプラン武蔵野
(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

令和2年3月

発行：武蔵野市

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

編集：武蔵野市子ども家庭部子ども政策課

電話：0422-60-1851(直通)

